

(シンーシン)

を割當てるのが普通で、従來の株主は増資新株應募の優先権が賦與される。

◇：この場合その會社の舊株が株式市場で拂込金額以上で取引されてゐるとすれば親株の市價額面超過額に比例して増資新株にも打歩(プレミアム)がつく。このプレミアムは親株の四、五割を普通とし、これを新株の權利といひ、舊株はこの權利を加算した價格で取引される。

◇：假りに甲會社が十月一日現在株主に對し舊株に對し一株を割當てることを總會で決議し、これを実行したとすれば、十月一日以後の期限に屬する取引は新株の取得權がなくなつたものであるから、この新株の權利だけを

舊株値段から差引いたもので契約されるやうになる。これを新株落ち、或ひは子落ちの相場と呼んでゐる。

◇：この例に従つて利拂期日が來て利札を切り取つた債券は利落ち、また前期分の株主配當を受取つた直後の株式は配當落ちとして取引される。

### 人絹取引單位

(シンケントリヒキ  
タンキ)

◇：米國では人絹相場を六十セントだとか八十セントだとかいつてゐるのは、一ポンドを單位としてゐるのであるが、わが國では一兩(百ポンド)を單位として八十圓とか八十五圓とか相場をつけてゐる。

### 人絹聯

(シンケンレン)

◇：日本人絹聯合會の異稱で、昭和二年三月に結成されたカルテルである、最初の加盟團體は日本レーヨン、帝國人絹、旭絹織、東洋レーヨン、東京人絹三重人絹の大社であつた。

◇：取引所における清算取引の單位は大阪三品では十兩即ち一千ポンドを一枚とし、東京杉之森市場、福井人絹取引所では格付清算は十枚(一枚百ポンド)銘柄清算は五枚(一枚百ポンド)、賣買の標準品は大阪、福井は帝國人絹岩國工場の百十デニールC品、東京では東洋レーヨン百廿デニールC品となつてゐたが公定價格が設けられ生産消費に互つて統制されるやうになつてから取引所存立の意義を失ひ、清算取引は姿を消してしまつた。

◇：現物取引即ち問屋同士或ひは問屋と機屋その他の實需筋との取引は半兩でも、一兩でも支差へないがこれも切符制が布かれてから仲間取引が中絶してゐる。

(シンーシン)

採用するに至つた。

(シンーシン)

◇：人絹聯合會とアウトサイダーたる昭和レ  
ーション、太陽レーションの對立競争は一時世間  
の注目を引いたものだったが、現在では旭べ  
ンベルグ會社のベンベルグ部を除いて人絹會  
社二十社全部を包含する完全なるカルテルと  
なり、綿業に於ける紡績聯合會ほど古い歴史  
はないにしても人絹工業に於ける統制上相當  
重要な役割を果してゐる、即ち輸出向のもの  
に就いては人絹リンク制の主體となつて人絹  
糸、人絹織物の輸出に寄與し、内地向のもの  
に就いては嚴重な生産割當制を実施すると共  
にパルプ、石炭、苛性ソーダ等の原材料の配  
給斡旋を行つてゐる。

◇：現在理事長會社は東洋レーションで同社の

幸島淺彦氏が理事長の仕事をやつてをり、專  
務理事には加藤木保次氏が就任してゐる。尙  
人絹聯の別名として絲聯と言ふ名稱があり業  
者は大抵此の俗名をよんでゐる。

## 人 工 聯

(シンコウレン)

◇：日本人造絹織物  
工業組合聯合會といふ長たらしい名前を畧し  
て人工聯と呼んでゐるが、要するに人絹糸を  
人絹會社から買つて人絹織物を製造する機屋  
の團體である。昭和九年頃我が國輸出入絹織  
物の生産は御多分に洩れず生産過剰となり、  
中小工業者が疲弊困憊に陥つたので、生産統  
制を行ふべく全國の關係組合を打つて一丸と  
した中央機關として結成されたのが此の人工

聯である。其の主なる事業は生産統制であ  
つて一定比率に従つて糸を所屬組合に割り當  
て、更に所屬組合が夫々の組合員に割當をす  
る仕組になつてゐる。

◇：然し現在内地向の人絹糸は、織協が各機  
屋の織機臺數に従つて割當をしてゐるので、  
この點に關する限り人工聯の存在は幾分薄く  
なつた觀があるが、理事長宮脇梅吉氏と專務  
理事大久保基吉氏のコンビが、今後統制下に  
喘ぐ全國中小機業家を如何にリードして行く  
かは注目すべきものがある。

## 新小切手法

(シンコギツテハフ)

◇：昭和九年一月一  
日から新小切手法規が實施され、商法中の小

(シンーシン)

切手法規が廢止されることになつた。これは  
一九三一年ジュネーヴにおける國際會議で、  
小切手統一に關する條約を締結した結果生れ  
たものである。こゝに新小切手法と、改正前  
の小切手法規との異つてゐる點を列挙する。

◇：(一)從來小切手に記載する必要なしとさ  
れてゐた振出地を、新法によれば必ず記載す  
ること(二)先日付小切手は日付前でも支拂は  
れることとなり、從來行はれてゐた先日付小  
切手の實益がなくなつたこと(三)普通横線小  
切手は二條の平行線を引くだけでその線内に  
銀行等の文字を書き入れなくても有效である  
こと(四)横線小切手は今まで現金で支拂はれ  
なかつたが、新法によると銀行の取引先に限

(シンーシン)

り支拂はれること。(五)新法では持参人拂式小切手に裏書きされた場合には裏書人としての責任を負はされること(六)舊法によれば小切手に保證を認めなかつたが新法は實際の便宜上これを認めることとした。そして小切手面に署名または記名調印すればこれが保證と看做されること(七)小切手に線引または特定線引した場合は、これを抹消しても無効であること等である。

### 新産銀買入令

(シンサンギンカヒ  
イレレイ)

◇：米國は一九三五年四月十日大統領令で新産銀買上値段を一フアイン・オンス七十一セント一一と發表し、續いて同廿四日には七十

七セント五七に引上げたが、これは米國銀産者の運動と景氣回復策の一助に、市價より廿一セント半も高値で發表し世界を驚かしたものである。

◇：ところが、その後市場に嵐が吹いてかゝる高値を維持することが出来ず、一九三八年四月二年ぶりアメリカ財務省は外國産銀の買上値段を四十五セントから四十四セントに引下げの旨を發表し、しかも四月一日からメキシコ産銀の買上中止を布告して、世界銀市場に一大異變を與へるに至つた。

◇：元來、新産銀買上令は、一九三三年七月廿日、ロンドンの國際經濟會議の銀協定に基づくもので、同協定は銀價安定のために米國、

メキシコ、カナダ、濠洲、インド、支那、スペイン及びペルーの世界産銀及び使用國八ヶ國間に成立したもので向ふ四年間インド政府は手持銀の處分量年三千五百萬オンス以内、米國、カナダ、メキシコ、濠洲及びペルーの五大産銀國は實施中賣却を行はず、かつ毎年合計三千五百萬オンスを買上げるといふ約定となつてゐた。従つてアメリカのメキシコ銀買上げの中止布告はメキシコの外國系油田財産收用の一石に對する報復手段と見られ、世界の銀市場に一大波紋をまき起した。

### シンジケート

◇：シンジケートには大體二つの意味がある。一つはカルテル即ち企業聯合などとい

はれ、諸會社が共同で販賣機關を作ればこれをシンジケートを作つたといふが、日本ではこれをカルテルといふのが普通となつてゐる。一般にシンジケートといへば、殆ど融資團とか公社債引受團のことに限定されてゐるやうだ。

◇：近年資本主義の發達から社債や借入金も大口になつた。殊に公債に至つては一時に數億圓といふ大口の發行がある。そこで銀行、信託、保險、證券會社などの信用確實なものが協力して引受けることになる。これは募集者も便利であるし、引受者も危険の分散が出来て双方有利なわけで、最近益々有力な機關となつてゐる。

(シンーシン)

◇：例へば國債引受では、往年桂首相が四分利債二億圓借換の際、擴大強化した東西シンジケート銀行團があるが、昭和七年更に四信託會社を加へ更に昭和十二年九月支那事變公債一億圓の引受に際し、新たに野村銀行を加へ十三銀行四信託となつた。即ち、これがメンバーは正金、興銀、朝鮮、第一、三井、三菱、安田、住友、第百、三和、名古屋、愛知、野村の各銀行に、三井、三菱、安田、住友の四信託で、最も典型的なものとなつてゐる。この外には東京市には興銀を幹事とするシンジケートがあり、滿洲國債、滿鐵、東拓等何れも有力なものがある。

◇：なほ中國聯合準備銀行に對し一億圓の爲

替資金クレヂットを設定した場合など重要意味を有するものでシンジケート・メンバーは國債シンジケートより四信託を除き、新たに神戸、臺灣の二銀行が参加し十五行である。

### ジンス

◇：ジンス(Jins)は普通細綾のことを指してゐるが細綾の中にはゆる仁斯(ジンス)のほか四綾、ギヤバジン、スレーキ等の綾織絹布を包括總稱してゐるので、この中の一種を特に仁斯と書いて別扱ひにしてゐる、綾織である點で四綾等と同じであるが経緯の絲の數に従つて織物の密度を異にしてゐる、仁斯は普通經緯廿番手の綿絲を使ひ一インチの絲數は經六十六本緯四十六本を標準と

してゐる、どちらかといへば下級に屬する綿布で中學生の洋服の裏地などはこれを黒く染めたものを使つてゐる。

◇：仁斯の輸出は逐年増加傾向にあり綿織物總輸出高の一割近くを占め、粗布、金巾、細布に次ぐ重要輸出品となつてゐる。仕向地は英印、蘭印、東阿、エジプト等である。

◇：紡績會社も仁斯を織つてゐるが大半は中小機業家が製織してゐるので綿工聯では仁斯の全國的生産統制を行つてゐる。

### 新茶初取引

(シンチャハツトリ  
ヒキ)

◇：内地向に海外向に新茶の標準相場をつくる静岡茶の取引は毎年四月中下旬に蓋を明け

る。この第一日の取引が初取引であり、その取引値段が新茶の初相場である。昭和十五年の初取引は四月廿八日行はれたが、この日の平均相場は十六圓(一貫目)で前年の約半値であつた。

◇：日本の綠茶生産高は昭和十三年度千四百五十九萬一千貫、價二千九百廿一萬八千圓。最大の生産地は静岡縣で八百七十八萬八千貫、千五百七十五萬圓で全國の約六割を占める。昔から宇治の名で代表される京都山城茶はずつと下つて四十九萬一千貫にすぎないが價格は百四十九萬一千圓と割合に多い。高級品の生産では斷然他を抜いてゐるからだ。殊に玉露では全國七萬四千貫のうち四萬四千貫はこ

(シンーシン)

こから生産してゐるのでも知れる。

◇：關東の狭山茶(埼玉縣)朝宮又は信樂谷茶(滋賀縣)その他三重、熊本、鹿兒島等も有名な産地だが、狭山茶をのぞいては近年大部分は輸出の領分に進出しはゆる旅物の名で静岡市場の厄介になるものが多い。

◇：昭和十四年のわが國茶の輸出高はこの八、九割は清水港から積出された、が第一の顧客は米國で七百七十四萬二千圓であつた。

### 信用組合

(シンヨウクミアヒ)

◇：産業組合法によつてゐるのが信用組合である。これには農村信用組合と市街地信用組合とがある。従つて監督官廳は農村の分は農林大臣、都市の分は

大藏、農林兩大臣の共管に屬してゐる。

◇：事業を起すには先づ金が先立たねばならないから産業組合のうちでも信用事業が著しい發達をした。即ち信用組合の大部分は購買、販賣、利用組合と兼營であるが昭和十三年末で農村信用組合一萬三千八百十八、市街地信用組合二百八十で産業組合總數に對して九割強の優勢な地位を占めてゐる。

◇：農村信用組合は全國道府縣區域に信用組合聯合會を組織し、その數は四十七に及んでゐるが今農村信用組合と市街地信用組合と合計してどの位運轉資金を持つかを見るに、昭和十二年末現在では拂込出資三億一千六十七萬二千圓、諸積立金一億七千百廿七萬二千圓

借入金二億六千三百六十九萬一千圓貯金二十億六千六百四十二萬圓合計廿七億七千二百五萬六千圓となつてゐる。

### 準戰時體制

(ジュンセンシタイ  
セイ)

◇：準戰時體制とは戰時體制への準備的體制である。最近のやうに戦争と經濟がシツクリ結付いてくると、戦争になつたからといつて慌て、經濟體制を整へようと思つても間に合はない、そこで何處の國でも國際關係が險惡になると、戰時體制への準備時代即ち所謂準戰時體制の形をとつて萬全の備へをする。

◇：然し各國とも國情、政情が異つてゐるかからその準戰時體制の内容については全く區々

である、日本の如き、かうした體制整備には頗る漸進的で、戰時體制に入つてからでも、ドイツなどの準戰時體制より緩慢な點が多かつた、これには日本政府の支那事變に對する心構へと、ドイツ等の歐洲戦争に對する心構へがヒドク違つてゐたのが大きな原因である。

◇：日本の準戰時體制は、滿洲事變以後支那事變勃發までのものである、昭和六年滿洲事變が起るまでの日本經濟は、殆んど從來のままの自由主義體制をとつて來た、そして滿洲事變はアツサリ片づいたものゝ、國際聯盟からの脱退その他日本を圍繞する國際環境は、我國に戰時體制への準備工作を必須のものた

(ジュエージュ)

らしめた。

◇：準戦時体制の表れとみられるものは軍事豫算の膨脹、これに伴ふ公債の増發と増税、また廣義軍需品自給に對する擁護策として關稅引上を行ひ、又鐵の輸入税免除もやつた、それは液體燃料、自動車工業助成、鐵の自給に備へんとするためであつた、又滿洲五年計畫の樹立、優秀船建造助成策もさうであらうし、池田日銀總裁が軍財抱合に向つて日銀制度改革に乘出したのもその一顯現であつた。

### 水素添加法

(スキソテンカハフ)

◇：石炭といひ、石

油といふも、その主成分は炭素、水素であり、たゞその結びつき方が違ふだけである、即ち石炭は水素に對し炭素十三、石油は約水素一に對し炭素七といふ割合だ、従つて石炭に水素を加へ炭素と水素の割合を石油と同じやうにすれば石炭が石油になる、この原理から出發したのが水素添加法といふ石炭液化の方法でまた石炭直接油化法ともよばれる。

◇：方法は、石炭の粉末と油とをこね合せてかゆのやうなものにし、これに二百乃至二百三十氣壓の壓力と攝氏四、五百度の熱を加へて反應器に送り、一方水素にも同様の高壓を加へ、加熱してその反應器に導く、そこで水素と石炭が相會して油化の反應を行ひガス、

輕質油、重質油等がとれるのでこれを適當に處理してガソリン、輕油、重油等にする、燃料研究所の中間工場試験によると一トンの石炭から半トンの石油がとれる。

◇：水素添加法を最初に考へだしたのはドイツでI・G染料會社が一九二五年以來工業化してゐるし英國にも先年この方法による液化工場ができた、わが國民間でこれを工業化さうとしてゐるのは滿鐵と朝鮮窒素で、このほかに燃料研究所が模範工場を設けて低溫乾溜、石油合成とともに工業化することになつてゐる。

### 水曜會(金融)

(スキエウクロイキ)

ンユウ)

◇：水曜會といふのに二つある。一つは金融水曜會で、一つは産銅水曜會だが、金融水曜會とは東京の甲種銀行の大部分(特殊銀行では正金だけ)の營業部長が毎月第一水曜日の晝に東京銀行集會所に集つて晝飯を食べながら世間話と事務上の打合をする會合である。

◇：こゝで取扱はれるのは主として營業部長の權限に屬する事柄で、コール協定率とか、製絲資金の利率とか、最低貸出日歩とか、營業時間だとか、重役同士の會合で決めるには少し小さい二流的問題だ。しかし實際第一線に立つ人々の會合だから、重役同士の會合よりも、それだけビジネスの實體に觸れてゐる。

◇：この會も單なる事務上の打合せのみなら

ず、政策的な色彩を持つこともある。池田成彬氏が三井銀行に在りし頃は、日銀參與として或時は政府、日銀の金融政策に協力すべく、三井銀行の營業部長に意を含めて、水曜會を牛耳らせ、會の空氣をそちらの方へ持つていつたといふ。大阪には同様な機關で「二水會」といふのがあつて、問題によつては水曜會と打合せて同一歩調をとる。

### 据置期間

(スエオキキカン)

◇：國債、地方債(府縣、市債等)社債、銀行債券、産業債券等を發行する場合、發行者は銀行その他の引受業者と協議し發行總額、賣出價格、償還方法及び期限等發行條件を定める。据置期間といふ

のはこれ等の發行條件中定められたる償還方法及び期限の内容の一で、この据置期間中はその債券は發行者の都合で勝手に償還することが出来ない。

◇：償還年限とはいふまでもなく債券の發行年月から償還終期に至る年月を指すのであるが、多くの債券はこの償還期間中發行年限から何ヶ年間かを限つて、据置期間を設けるのが常例である。

◇：借りた金を期限内に返すのに、貸主に文句はなささうなものであるが、立場を變へて貸した方の側からいへば、期間中に約束した利息を年々受取れるつもりでその債券に投資したのであるから、無闇に發行者の都合がよ

いからといつて藪から棒に償還されたのでは確定収入を目的とする安全な債券投資が甚だ不確定なものとなる。そこで投資家の利益を保護する意味でこの据置期間を置くのである

### スクラップ

◇：建築物の取りこはしたものを、古レール、古船を解體したもの、その他萬般の鐵の古屑を屑鐵(スクラップ)といつて、製鋼原料に使はれる。大部分の使ひ方は平爐(製鋼爐)に鉄鐵と混ぜて入れ一緒に溶かして鋼を作るのだが、屑鐵は鉄鐵より早く溶けるから燃料を節約し、作業時間を短縮するといふ利益がある。普通の平爐作業には鉄鐵三對屑鐵七ぐらゐの割合で、屑鐵の方を餘計に使ひ、鉄

鋼一貫作業でも屑鐵を二割五分ぐらゐ混ぜる。平均して製鋼原料としての使用量は屑鐵と鉄鐵と半々乃至屑鐵が若干多量であらう。ほかに極く一部分ではあるが日本獨得の伸鐵業者といふのがあつて、それは屑鐵を溶かさずそのまま、伸ばして鋼材を仕立てる。製鋼業における屑鐵の役割は大きい。

◇：わが國は鐵文明が浅いために屑鐵の自給は到底出來ず年々巨額の屑鐵を輸入に仰いでゐる。製鋼工場でも鋼材の切れつ端しその他で屑が鋼材製品の一割は出る。これは循環屑鐵といつて、それ／＼その工場で屑鐵として使用する。ほかに内地市場で相當の供給力はあるが、全體の半分以上は輸入で、米國から

主として輸入してゐたが米國は全世界に對する屑鐵の供給國としては第一位にある。

◇：鋼材の世界的増産による屑鐵の世界的需要増加のため、わが國では一時輸入價格の昂揚に惱み且つ米國の屑鐵禁止見越しなどもあつてそれ〴〵その對策につとめて來たので、米國は昭和十五年十月から屑鐵の禁輸を實施したがもとよりこの影響はない、しかし銑鋼一貫作業を發達させて、屑鐵の必要量を減ずることの必要はいふまでもなく銑鋼一貫作業が奨励される所以である。

### スターリング ブロツク

◇：英本國及びその屬領をもつて、一大經濟ブロツク(集團)

を組織して他國に對抗せんとし、それが具體化したのは一九三二年七月、八月のオツタワ協定である。

◇：三三年七月世界經濟會議失敗後更にこのブロツクは擴大強化されアルゼンチン及びスカンジナヴィア諸國をもその中に包容されたが、このブロツクをスターリングブロツクと名付けてゐる。英貨をスターリング(Sterling)と通稱してゐるから、スターリング・ブロツクといふのは英國金融勢力下のブロツクといふが如きものである。

◇：スカンジナヴィア諸國は古くから經濟的には英國と非常に密接に關聯してをり極端にいへば多少從屬的のところさへあつた。され

ば英國經濟界の一顰一笑にも動搖するのが常である。アルゼンチンは南米にあるが、總輸出額(主として農産物)の三分の一が英國に消化され、反對に英國の綿製品や機械類を輸入してゐる。そんな關係でアルゼンチンは准屬領待遇を受け、オツタワ協定でも他の外國とは異つた待遇を受けてゐる。

◇：つまり通商の特殊性に鑑み特殊の通商條約が結ばれてゐるのである。だからこの大英ブロツクの中にあるアルゼンチンやスカンジナヴィア諸國が入つて來ることはあり得べきこととして少しも異とするに足らぬ。

### スチール株

(スチールカブ)

◇：普通株、優先株

(額面各百ドル)を併せて拂込資本金十二億二千九百萬ドル、従業員約四十萬に上る世界最大の鋼鐵會社ユナイテッド・ステイツ・スチール・コーポレーションの略稱である。

◇：その普通株の騰落は米國財界のパロメーターとなつてをり世界一の花形株であるが、さすが製鋼王國も不景氣には勝てず、一九三二年は製鋼作業率平均全能力の僅か一八・三パーセント、純損約五千二百萬ドルを計上したので一九二九年に二百六十一ドルの高値を見せたものが三三年春には廿ドル臺の安値にまで轉落するなど當時における米國の不景氣振りを如實に示したものだ。

◇：しかしてその後ルーズヴェルト大統領の



産業復興計畫によつて米國の景氣もやゝ見直し世界的軍擴の波に乗つて鋼材生産高も増加してゐるのでその後の業績はやゝ安定の形である。

◇：一九三八年四月四日、同社の株主總會でその普通株は従來額面百ドルとなつてゐたものを無額面(Non Par)に変更して、公稱普通株數を従來の千二百五十萬株から千五百萬に増加した。これは要するに、同社の將來の金融的見地から資本構成に伸縮性を與へたもので、差當り普通株の評價は七十五ドルと定められ、従來の百ドル評價の場合に比し、その公稱資本は減額をまぬかれぬことになる。

### ステータブル ファイバー

◇：戰時日本の代用品の王座を占めたス・フの本名で、見すれば羊毛または綿に似た多少光澤のある纖維で、かつては人造羊毛、人造綿、人造麻、人造纖維と稱されてゐたが、一般に人造纖維の名で呼ばれこれを紡績したものを人纖維といはれて來たものである。

◇：この纖維は人造絹絲と實質は同じであるが、人絹絲が長く連続してゐるに反し長さ一、三寸の比較的短いものである、製法も人絹絲と變らずヴィスコース式に従へばバルブからヴィスコース液を造るまでの工程は同じで、これを紡出し長い絲として仕上げれば人絹絲

### 正貨現送點

(セイクロゲンソウ  
チン)

◇：一口に正貨現送點といふが、内容は二通りに分れる。一を正貨輸出現送點、他を正貨輸入現送點といふ。輸出現送點といふのは、爲替相場が安くなりすぎて、もうこんな安いんなら金を直接輸出して支拂にあてた方が得だといふ場合、この輸出によるか、爲替によるかを決するその一點のことである。金そのものを輸出し又は輸入するのが即ち現送である。

◇：この輸出現送點は日米兩國が金本位を維持してゐた場合を引例していへば、平價即ち四十九ドル八四六から現送に要する費用(運

となるが、人造纖維とするにはこの絲を適宜に裁斷するか、或はヴィスコース液を硫酸中に紡出して凝固させる際に液の噴出を間歇的にするか、酸を流動させて凝固しつゝある絲を切斷する装置を施すものである。

◇：人絹絲は外見は人絹絲の如く光澤が強くなく手觸りは頗る軟かで保温力も人絹絲よりは遙かに強くこの絲で織つた布はモスリンに最も近い外見と感觸を持つてゐる。生産費は毛絲、絹紡絲よりは安いといふ程度で綿絲の低廉と強度には及ばないが、これが一躍國策纖維として幅を利かすやうになつたいきさは改めて述べるまでもあるまい。

貨、現送期間の利子、保険料等)を差引いたものである。現送費が五十セントかゝるものとすれば、輸出現送點は四十九ドル三四六となる。

◇：それと反對に、もうこの上は爲替でとりよせるよりアメリカから金でとりよせた方が得だといふ場合、そのいづれかを決せしめる點が輸入現送點である。輸入現送點は平價に現送費を加へたもので現送費五十セントとすれば五十ドル三四六となる。

◇：現送費は、現送する時及び人の如何により、分量の多寡によつても異なるものであるから、現送點も從つて浮動し一定不變のもては無い。爲替相場は爲替平價を中心とし輸出

入現送點を限度として上下するといふ原則があるが、實際には現送點の動きに從つて、この上下の限度も多少伸縮するものと見ねばならぬ。

### 正貨準備

(セイクラッシュンビ)

◇：日本銀行はわが國の中央銀行で銀行の銀行といはれ、紙幣の發行權を獨占してゐる。しかし紙幣の發行は自由勝手に出来るのではなく一定の制限がある。第一に問題の金貨又は金地金(金塊ともいふ)を準備しなくてはならない。この金貨又は金地金を正貨といひ、從つて又この準備を正貨準備といひ、この正貨準備と紙幣發行高との比率を正貨準備率といふ。尤もこの正

貨準備の外に廿二億圓を限り發行することが出来る。これを保證發行と名づける。もとは

この保證發行は一億二千萬圓に限られてゐたが、その後漸次擴大されて現行の廿二億圓となつた。

◇：日本銀行の正貨準備は十一年二月は約五億八百萬圓であつたものが昭和十二年の評價替で十三年四月は八億百萬圓となつたがその後外國爲替基金に三億圓を移したので十五年四月廿五日現在では五億百廿萬圓となつてゐる。

### 生産公債

(セイサンコウサイ)

◇：生産的事業の財源にあてるため起す公債で不生産公債に對す

る言葉、會計法上の用語ではなく、公債の經濟的性質にもとづく區分である。

◇：鐵道、電信、電話、郵便、港灣、治水、道路、土木、製鐵、專賣事業などの費用にあてるための公債がそれでこれ等は國家の借金ではあるが、その事業から直接に國庫に収益をもたらし(鐵道、電信、電話等)これにより自動的に公債を償還して行けるもの多く、またさうでなくても國民經濟の發達に裨益し、その結果間接に租税その他の増收になるので、この種の公債は増加しても、別に心配することは無いといはれてゐる。

◇：これに反し軍事公債とか歳入缺陷補填公債とか、秩祿整理公債とか各種の救恤公債、

(セイーセイ)

損失補償公債等々は不生産公債としてその増大は出来るだけ抑制すべしとされてゐる。もとより嚴密に生産的、不生産的の意味を突きつめれば前者も後者も區別は次第に曖昧となつて來るので、この頃は軍事公債の如きも、一種の生産公債に准ずべきものだといつた議論もあらはれてゐる。

◇：が、生産公債とは要するにその収入金が物的資本として投下され、利潤をもたらずといふ觀念が根本であらう。

## 清算取引

(セイサントリヒキ)

◇：取引所における取引(現物の取引を除く)は所定の證據金さへ提供すれば將來高いと見込めば現在品物を

受取る代金がなくても買付けることが出来る。また將來に安い、今のうちに賣つておけば、儲かるだらうと信ずれば、現品を持たずに賣付けることも自由である。

◇：そして賣つたり買つたりしたものは、契約の履行期日に現品を受渡しすることはもとより自由だが、また期日の到來するまでは賣つたものは買戻し、買つたものは賣埋めてこの賣値と買値、或ひは買値と賣値との差額だけをやりとりすることも勝手にそれで賣買契約は結了したものと認められる。つまり實需取引と思惑(投機)取引とが自由に出來るといふのが、この清算取引である。

◇：現行取引所法では七日以内の期限をもつ

てする清算取引とそれ以上長期に及ぶ清算取引との二つが認められてゐる。前者は株式市場における短期清算取引(通稱短期)で後者は長期清算取引(俗に長期)といふがそれである。

◇：短期取引は法律の上では七日以内と規定されてゐるが、受渡その他の決済は取引所の業務規程(取引所の定款とは別に、その取引所の業務に關する規程で、これが創定、改正には必ず商工大臣の認可を必要とする)の定むるところによることとなつてをり、それによつて毎日受渡を原則としてはゐるが、一ヶ月以内の繰延べが認められてゐる。

◇：長期取引の契約履行期限は取引所法には

(セイーセイ)

「棉花綿絲又は綿布等は十二ヶ月、豆類、馬鈴薯、澱粉、砂糖、鍊肥料以外の肥料又は人絹にありては六ヶ月、豆類以外の雜穀及鍊肥料は三ヶ月を超ゆることを得ぬ」ことを規定してゐるが、現在主なる取引所の契約履行期限は株式、國債各三ヶ月、棉花七ヶ月、生絲六ヶ月等である。

## 製粉取引單位

(セイフントリヒキ  
タンキ)

◇：製粉(小麥粉)の取引は大體製粉會社對特約店の取引と仲間取引との二つに分れてゐる。従來日清、日本、日東の三社間に共販組合がありこの統制機關を通じて販賣の統制をして來たが、昭和十年五月共販が解消して以

(セイーセイ)

來、會社はそれ〴〵特約店並に問屋を通じて賣捌いてゐる。

◇：仲間(市中問屋間)取引の單位は五百袋乃至千袋で銘柄取引であるが、關東では日清製粉の鶴印、日本の竹印、日東の七福、關西では日本の西合印、日清の雪印が大體市場の標準品とされてゐる。

◇：會社から或ひは市中問屋から地方問屋への取引は最低十トン、つまり四百五十五袋である。

◇：次は呼値。内地は一袋、輸出は四十九ポンド、米國は一バーレル(百九十六ポンド)英國は二八〇ポンドである。

## 製司コークス

(セイシコークス)

◇：製司コークスといふのは、工業的にコークスを製造するのを主要目的として石炭を蒸し焼きにする場合得られるコークスのことであつて、普通ガスの製造を主要目的として石炭をむし焼きにする場合その副産物として得られるガスコークスに對してかう區別してゐる。

◇：製司コークスの製造は、いはゆるコークス爐で行ふが、その場合にたゞ石炭を積み重ねておいて、これにある程度の空気を送り一部の石炭を燃やして、蒸し焼きに必要な熱を供給するといふ方法と、石炭を耐火煉瓦でつくつた炭化室の中に入れて置いて外から副産

ガス等によつて加熱するといふ方法とがある。前の方法によつて製造するコークスがいはゆるビーハイヴコークスで一般製司コークスと區別して扱つてゐる。

◇：製司コークスは一般に質が堅く適當に孔があり、灰分、硫黄、磷等の有害成分が少いので冶金工業、鑄物工業特に製鐵用に使はれる。

## 責任準備金

(セキニンジュンピキン)

◇：生命保險會社の責任準備金は保險金の支拂準備金である。積立の方法や程度は各社各定款に記載し主務官廳たる商工省の認可を経なければならぬ。保險料積立の方法に純保

(セキーセキ)

險料式とチルメル式の二つがある。普通保險料といへば營業保險料、即ち契約者が拂込む保險料のことであるが、この保險料の中には死亡表から算出した純保險料と營業費、見込利益、安全割掛等を含めた附加保險料とが含まれる。

◇：純保險料式積立といふのはこの收入保險料中の純保險料の中から將來の危險に對する部分を積立てるのである。しかし保險會社が契約をとるためには多大の費用を要するのでこの費用を初年度の附加保險料からとることとは不可能である。そこで一時純保險料積立金を借り入れてこれに充當しそれを年々の附加保險料でなし崩しに返却してゆく積立の方法

(セキ―セキ)

をドイツ人チルメルが考案した。これがチルメル式である。未経過保険料といふのは拂込まれた保険料中決算日以後に属する保険料である。その積立方法には純保険料を基準にするものと営業保険料を基準にするものがある。

### 石油合成法

(セキユガフセイハフ)

◇：石油(ガソリン)合成法はドイツのフィッシャー博士が發明したので、この人に因んでフィッシャー法ともいわれる。揮發油からガスが水素及び一酸化炭素となつて發散する原理を逆に應用したもので即ち一酸化炭素と水素の混合ガスを常壓で適當に熱した觸媒の上

を通過させると、混合ガスは觸媒の作用をうけてガソリンになるのである。

◇：方法としては至極簡單である、一酸化炭素は水性ガスとしてこのガス工場でも得られるし、また石炭ガスに多少の操作を施してもできる、いづれにしても原料は石炭である、たゞこの方法によるとガソリン收得率の少いのが缺點であるが、これには適當な觸媒を見つけさへすればいゝのである。燃料研究所では特殊な觸媒を發見し優秀な試験成績を収めたので、模範工場でこれを工業化することにしている。

◇：合成法が低温乾溜や水素添加法に較べて都合のいゝことは、はじめからガソリンがで

きるので處理に要する經費が少なくてすむこと、大きい壓力を用ひなくてもいゝこと、温度もさほど高くなつていゝので、操作が簡單従つて建設費が安くつく點であらう。特に臺灣に澤山ある天然ガスを原料にすれば非常に有利だといはれる。

◇：合成工場は外國ではドイツのルール・ヘミー會社のそれが主なるもの、わが國では三井がフィッシャー法の特許を買収し、工業化する事になつてゐる。

### 浙江財閥

(セツカウザイパツ)

◇：日支問題で浙江財閥といふことがよくいはれる、この浙江財閥は蒋介石の重慶政府と共にいよく没落せ

んとしてゐるが、嘗ては金融財政は勿論經濟方面の支配力となり政治的にも支那を動かす一つの巨大な力であつた。浙江財閥は寧波を中心とし浙江、江蘇出身の財界人の同郷的結合の勢力である。かれ等の多くは英、米、日等の外國會社、銀行等の買辦から生れ、外國資本主義に寄生しつつ外國資本主義とも上海に發芽し、上海の有力支那銀行を所有し一時支那金融界を意のままに動かし、廣東財閥の生産資本も支配下においたものであつた。

◇：かれ等は北伐革命以來蒋介石政權に結びつき、かれを財政的に援助し、同時に政府から非常な利益を得て來た。公債政策は南京政

(セキ―セツ)

(セツ—セメ)

府と同財閥を一體同心に結んでしまつてをり、蔣權力はこの財閥の經濟支配とは同範圍である。即ちかれ等の勢力は政府の中心に働いてをり王正廷、宋子文、孔祥熙等はかれ等の政治上の代辨者である。また重要機關たる中央、交通、中國の三大銀行には錢永銘、榮宗敬、李銘、同財閥の大御所たる張公權等があるなど、浙江財閥が金融、政府財政から經濟の一般部門に絶對的な支配力を振ひつゝある。

◇：浙江財閥中には歐米派と日本理解派があり、張公權、虞洽卿、吳震修等は日本理解派と見られ、宋子文、孔祥熙、李銘等は歐米派と見られてゐるが、今回の支那事變で致命的

打撃を受けその再起問題は注目すべきものがある。

### セメント加重制限

(セメントカチヨウ  
セイゲン)

◇：セメント界はその増産分に對しては聯合會の協定限産率以外に更に一定期間、一定限度の制限率が加重されることになつてゐる。即ち從來は試運轉期間六ヶ月自由生産、その後一ケ年間七割の加重制限が實施されてゐるが、昭和十三年五月一日から運轉開始後四ヶ月間は自由生産、その後第一年月は協定限産率は四割、第二年月は二割五分、第三年月は一割五分の加重制限に改訂實施された。

◇：今假りに協定限産率を六割とすれば、第一年月はその四割つまり二割四分が協定限産率に加重されるから總體で八割四分といふ殆んど全休にひとしい高度の限産率が適用されてゐる。(以下第二年度第三年度、これに準ず)

◇：昭和二年増産禍に基く需給狀態の急激な不均衡を防止するため採用した制限だが、出荷高は生産能力を基準として定めてゐるので、この制度でも各社從來の大増産を食ひ止めることは至難であつた。

### セメント補充生産

(セメントホジユウ  
セイサン)

◇：どの商品に限らず海外市場を開拓するために價格の低廉とい

ふことが決定的な役割を演ずる。そこで各商品ともコストの引下げにはいろいろな方法が採用されてゐるが、セメントは商品そのものの單價が安く運賃の負擔力が大なるために、遠隔地に販賣する場合には勢ひ原價を割ることがある。この不利をカバーするために生れ出た方法が即ちこの「補充生産」である。

◇：つまり或る分量だけ「生産の補充」が許される結果、現在のやうに高率限産強行に基く高コストが、生産量の増加によつて幾分緩和されるといふ仕組みである。

◇：現在補充生産の適用をうけてゐるのは、A 自家用(セメント會社が工場新設などに使ふもの) B 減損(運搬中の破損分) C 輸出量

(セメ—セメ)

(セマーセメ)

の三種類でA、Bは數量的に極く少量であるから問題でなく、従つて「補充生産」の眞の役割を果してゐるのは輸出であるといつていい。

◇：これをもつと具體的に説明すると、今或る會社が五萬トンの輸出をした場合、この數量だけは限産率とは關係なく新たに生産が許されることになつてゐる。

◇：セメントの輸出がさかんになつたのは、この「補充生産」に負ふところが多い。

### セメント配給規則

(セメントハイキウキツク)

◇：セメント業は從來設備の増設と需要減退により生産制限を實

施してゐたが、生産力擴充計畫並に新支那開

發の進展に伴つて需要が増加し昭和十四年の生産制限率即ち操短率を六割にまで引下げ増産に努めて來た。ところが昭和十四年十月から實施された石炭配給統制規則でセメント業は約三割七分程度の石炭配給統制を受けることになつたため十五年初頭から六割八分に操短率を引上げ従つて製造高は需要の増加に逆比例して減少して來た、このためセメントの需給關係は不圓滑となり生産力擴充、新支那開發に重大影響を及ぼすおそれが生じたので、そこでセメントの需給關係を調整する目的で制定されたのが洋灰配給統制規則で商工省は十五年三月二日これを公布十日から實施

することになつた。

◇：この規則の實施によりセメント製造業者及び移入業者はその製造又は移入したセメントを全てセメント共販會社に販賣することを命ぜられ、他方消費者は割當證明書(切符)の交付を受けることになつた。即ちセメント共販會社は片方でセメントの生産される總額を押へ片方でこれと睨み合せて需要者に向つて割當證明書を交付し需給關係を圓滑に調整してゆくのである。

◇：割當證明書(切符)の交付は月額使用量十五トン以上のものは共販會社から直接交付し十五トン以下の者には地方長官から交付することになつてゐる。この他同規則は商工大

(セマーセン)

臣がセメントの製造數量を變更させるいはゆる生産命令の規定を定め必要に応じて發動し得ることとしてゐる、かくてセメントは配給統制の實施によつて不急方面は制限され、軍需、生産力擴充、農業用等必要方面に對しては必要數量が的確に供給される。

### 全 乾 聯

(センカンレン)

◇：全乾聯は今まで一般にも馴染みの少かつた名前だが、産鹼處理統制法の施行に伴つて産鹼の取引形態が訂正され、從來の生鹼取引を廢して、乾鹼檢定取引一本といふことになつて以來、この名前は遽かに大きく印象づけられるやうになつた。正式の名前は保證責任全國乾鹼販賣購買

(センチセン)

組合聯合會といひ乾藪販賣の系統的、全國的な中央統制機關である。實際に仕事を開始したのは昭和十一年四月からである。

◇：事業開始の當初における組合数の増加は相當多かつたが、取扱実績は期待したほどでなかつた。

◇：事實十二年度春藪取引にみられた乾藪の効果は散々なものだったので農林省でも監督權強化を名として、同年四月から目付役一名を派遣常駐せしめたほどで、このことは全乾藪が産組部門の一翼をなすところから當局による産組イデオロギーの修正として一般に注目されたものであるが、乾藪取引の普及につれてその後順調な發達を見せてゐる。なほ乾

飼料六百五十六萬圓で前年に比し金額においてそれ／＼肥料は一割九分、雜貨は五割六分飼料は七割八分増といふ非常な發展ぶりを示してゐる。

◇：殊に肥料にあつては硫安の有利なる購入のため滿洲化學工業に出資して重役を一人送り、ゴム靴では神戸市に製造工場を新設して理想たる自己生産への一步を踏み出してゐたりして飛躍的發展を遂げこれがため反産運動の烽火をあげられたこともしば／＼であつたが、たゞ／＼農業團體の新體制が樹立されるに當つて、昭和十五年九月末この全購聯、全販聯並に日本柑橘聯合がそれ／＼解散合併して新機構の下に新たに發足をなすことゝなつ

(センチセン)

藪聯は長野縣岡谷市、愛知縣豐橋市、及び横濱市の三ヶ所に出張所をもつてゐる。

### 全購聯

(センチウレン)

◇：産業組合の購買

事業を擔當する全國的聯合機關で正しくいへば全國購買組合聯合會。大正十二年五月に設立され同年九月一日から事業を開始し昭和十一年度末の構成状態は、會員數五、四六三、出資口數八、九七五、出資總額四、四八八千圓、拂込濟出資金三、二五四千圓である。

◇：その取扱品目は肥料、飼料、雜貨卅數種類に及び昭和十一年度（十年八月から十一年七月まで）の配給高は肥料百卅三萬五千噸この金額九千二百萬圓、雜貨二千三百七十萬圓

た。

### 潜在通貨

(センチイツウクラ)

◇：通貨といふ言葉は普通に「お金」といふのと同じ意味で金貨、銀貨、銅貨、紙幣などを含むのであるが、これは狭い意味の通貨であつてもつと廣い意味においてはゆる預金通貨と稱して小切手など振り出す源泉となるところの當座預金までも包含する。この預金通貨は日本銀行以外の銀行の當座預金といふのであつて日本銀行の分を除外するを普通とする。そこで日本銀行に對して何時でも引出して「お金」となし得る状態にある預金を潜在通貨又は預金通貨といふのである。



(セナーセン)

◇：この潜在通貨は日本銀行が要求に応じて支拂ふべき債務であつて政府勘定に属するものと、日本銀行の取引先銀行及び信託及び官内省に属するものとに二分される。政府勘定に属するものは日本銀行における政府當座預金であり銀行その他に属するものは同じく一般預金である。

◇：日本銀行では日々その増減を兌換銀行券發行高や、金準備や貸出と共に預金として日銀帳尻で発表する外毎週一回その營業週報で政府當座預金と一般預金とに區別して同じくその増減を發表してゐる。わが國では金準備率を算出するのに一般に潜在通貨を無視してゐるが、嚴格に金準備率を出すのは流通々貨

にこの潜在通貨を加へ、その合計を算定の基礎にしなければならぬ。米國ではこの方法によつて準備率を出してゐる。

### 全 産 聯

(センサンレン)

◇：全國産業團體聯合會、略して全産聯。金融資本家に對立せる産業資本家の大同團結である。この成立はまだ日が浅く昭和六年の春であるが、その起りは第五十九議會に労働組合法案が企業者團體の反對を尻目に提出されたため、六年二月商工會議所、日本工業俱樂部の主唱の下に、京濱産業團體聯合協議會が開かれ、共同戦線を張つたのに始まる。

◇：同協議會は全會一致の決議に基いて北は

### 戦時統制經濟

(センジトウセイケイイザイ)

◇：近代戦争は世人の想像も出来ないほど莫大な物資の不生産的消耗を伴ふ。先の歐洲大戦はもう近代戦ではないが、それでも交戦國の全負擔は六千七百五十四億圓に上つたといはれる。だから一旦戦争となれば國家は一切の資源勞力を總動員し最高限度まで生産力の發揚、消費の節約を強行し、もつてこの需要に應じなければならぬ。そのためにはどうしても計畫的統制經濟に移らざるを得ない。戦争遂行のためかく再編成された國民經濟が戦時統制經濟である。

◇：生産増加の手段としては國營事業の擴大

北海道から南は九州まで、關東、關西、中部西部、北部の五地方に産業團體聯合會を設立しこれが更に綜合されて全國産業團體聯合會を組織し恒久的的存在となつた。

◇：規約によれば同會の目的は全國の産業團體に共通な産業經濟上の重要問題を研究審議しこれに關する意見の發表及び實現を期すといふにあるが、設立の動機から見ると労働、社會政策の問題に主力が注がれてゐる。加盟團體は一四四、賛助會員會社は四四三を擁してゐる。健康保險制度の擴張整備、身體障害等級改正、自動車災害保險、團體生命保險制度退職手當積立金法案などはこの團體の取扱つた主なる問題である。

(セナーセン)

(セナーセン)

重要産業、交通運輸、貿易爲替等の國家管理  
を強行する反面、必要とする事業には適正な  
る利潤を保證して生産を刺戟するが如き方法  
も取られる。消費節約のためには奢侈品の生  
産禁遏、食料品の切符による配給制度などが  
行はれ、さらに物資の大量消耗により物價暴  
騰、貨幣價值急落の危険があるのでこれが抑  
制のため最高價格公定、賣惜、買占禁止等が  
施される。また政府は巨額の戦費支辨のため  
大增税、公債増發、政府紙幣發行等あらゆる  
戦時財政々策をとるので、これが國民經濟を  
混亂に陥れ生産力減退を惹起せぬやう廣汎な  
る人爲的、強制的計畫的統制經濟を取らざる  
を得なくなる。

### 錢 莊

(センサウ)

◆：錢莊とは支那在  
來の銀行、しかも資本金の比較的少い舊式銀  
行のことを稱し、また一名銀號ともいはれて  
ゐる。營業は(一)錢莊または銀號と稱して普  
通商業銀行の性質を帯びるものと(二)錢舖と  
いつて主として貨幣の賣買及び兩替を本業と  
し別に貸付を營業とするものもある。

◆：金融手段としては錢票(青銅錢)銅元票  
銀票などの紙幣を發行、上海地方では銀票が  
發行されて資本數萬元のものもあるが大連錢  
莊はこれとは大いに趣を異にし規模小さく紙  
幣の發行もなく兩替及び金錢取引所において  
錢の賣買をなし、また大連取引所の特産取引、

商に貸付をしたり、また自ら特産の取引など  
をしてゐたものである。

◆：これ等の金融機關は從來支那經濟界に絶  
大なる勢力を有し殆ど金融上の支配權を掌握  
してゐたものである。しかし最近支那經濟組  
織が近代化すると共に新式銀行が増加して都  
會地から次第に勢力を失ひつゝあるが地方に  
よつては今なほ金融機關として滿人、支那人  
の間に認められてゐる。

### 選 擇 條 項

(センタクテウカウ)

◆：米貨債にはその  
債權者が所定の米貨或はそれと確定換算率に  
ある英貨を以て支拂ひを要求する權利を規定  
し、英貨債にもこれに對比すべき權利を規定

(セナーセン)

してゐる。これは國債の場合も社債の場合も  
同様である。英米貨の確定換算率とは一ポ  
ンドに對する四ドル八六六であるが、これは兩  
國とも金本位を維持してゐた頃の遺物であり  
外債所持者のこの兩貨選擇權が所謂ベアラ  
ー・オプシヨンである。

◆：例へば東電が發行した七千萬ドルの米貨  
債にはその證書の上部兩側に 70,000,000 for  
at bearer's option 14,384,054 磅 4s. 11 1/4d の  
文字が記されてゐる。然るに金本位が崩壊し  
米國がドルの引下運動を始めた時に、英米爲  
替が五ドルを上廻るやうになり、米貨債所持  
者も、英貨での支拂ひを要求する形勢となつ  
た。

(セナーセン)

◇：そこで東電は金本位が事實上存在せぬ際右選擇條項を拒否せんとしたが結局は英國人が英國内で持つてゐる場合は、ポンドで拂ふがその他の場合は全部ドルで拂ふことにけりがついた。勿論これは事實上の解決で法律上には異論があり得るわけである。

## 銑 鐵

(センチツ)

◇：鐵鑛石が鎔鑛爐で精鍊されて銑鐵となり爐底からとる時、爐の前には砂で溝を作つてこれに流し込むが、その溝は本道から左右に枝を澤山に分け更にその枝に適當な大きさに型を作るので分岐溝の形が丁度飼料槽に仔豚が列んで飼料を取りつつあるに似てゐるところから銑鐵を名付けて

Pig Iron といつた。

◇：日本では昔からズクテツといつてゐるがこの銑鐵の砂型で固められたものは、銑砂型 (Sand Cast Pig) といひ溝の續き目から折り取つた割れ口で品質を判定し一號、二號、三號級と分ける。但し砂型銑はどうしても砂が付著するためその成分に硅素分が含まれるので製鋼用には餘り喜ばれない。

◇：従つてこれを除くためには金型が用ひられる。これは鎔銑を鎔鑛爐から取瓶車に移してベルト式に鎖で連續した金型に注入して水をかけて冷すもので、いはゆる金型銑 (Mold Cast Pig) である。即ち銑鐵は鑄物用と製鋼用の二種類に、大別されてゐるわけであ

る。

## 全 農 協

(センノウケフ)

◇：ぜんのうけふと聞けば坊さんの唱へるお經のやうでもあり、また全協とも紛らはしいが、精しくいへば全國農村産業組合協會 (農産協ともいふ)。反産運動がやかましくなつた昭和八年十二月に産業組合側の對抗手段として設立された團體である。

◇：九年一月の第一回總會で決議された宣言にも謳つてあるやうに反産運動は日本商工會議所指導の下に全國的組織が具體化し全日本商權擁護聯盟の組織、大會の開催等行はれ、もしこれを放置せば世論を惑はし社會を毒す

ることを憂ひ、こゝに吾人の立場を宣明するといふ。従つて反産側の全國的結成に對して全農協は全國における農村産業組合、同聯合會及び産組關係者を糾合して組織したものである。

◇：毎年々々深刻なる不況下に農民の生活が極度に窮迫してゐた當時では自らの生活擁護の唯一の方法として農村組合的統制を實現せねばならないといふ趣旨から、全農協は産組の強化を強調し、産組の政治的進出に關しても出來得る地方では、産組より立候補を勸奨してゐるほどである。専務理事は濱田道之助氏。

(セナーセン)

(センターセン)

## 全 販 聯

(センハンレン)

◇：全販聯即ち全國米穀販賣購買組合聯合會は産業組合における販賣事業の全國的統制機關として昭和六年五月に設立され、同年九月から事業を開始し、今では米、小麥を中心として、穀物商の反對運動が起つてゐる程、發展してゐる。

◇：その事業は

一、販賣事業 所屬聯合會又は所屬組合の販賣する穀物に加工し又は加工せずして販賣すること。(現在の取扱品目は米、麥、菜種、大豆、鶏卵、木炭その他)

二、購買事業 政府米を買入れ、これに加工し又は加工せずしてこれを所屬聯合會又は組

合に賣却すること。

三、聯合農業倉庫業 農業倉庫業法により聯合農業倉庫の經營をなすこと。

◇：農村非常時に際會して農村生産物の全國的販賣統制機關としての實をあげるべく昭和八年度から擴充五ヶ年計畫を實施し、米、麥等主要農産物を全國販賣數量の過半を統制販賣することを目標として來たが、たま／＼經濟新體制に即應するため農業團體の統合機運が擡頭するや、眞つ先きに全購聯日柑聯と合併すべく解散をすることとなり、新たなる發足をなすこととなつてその姿を消した。

## 全 肥 聯

(センビレン)

◇：肥料商の利益を

擁護する全國的な團體で詳しくいへば全日本肥料團體聯合會で愛知、長野、富山の三縣以東を東部、それ以西を西部の二支部に分ち、本部は東京にある。

◇：故田中首相の名答辯：「農村救済は肥料の公平な分配にある」：に刺戟されて生れた重要肥料管理案が去る昭和四年衆議院だけは通過した。これは重要肥料の配給を産業組合に委ねるといふ内容を有するもので、これに對する肥料商の不平、不満は最高潮に達し、肥料商の生命線を守れの聲は遂に全國的な團結を促し、五年四月「全肥聯」の結成となつたのである。

◇：右の肥料管理案は貴族院で審議未了に終

(センターセン)

つたが、昭和五年八月には肥料配給改善助成規則が發布され肥料の配給について産業組合に著しい恩恵が與へられてゐるのを見て肥料商の狼狽一方ならず、これでは約束が違ふと政府に泣きついて見たものゝ後の祭り……。◇：そこでわれ／＼肥料商の既得權を脅かす産業組合は不都合とばかり、いはゆる反産運動に躍起、以來「全肥聯」活動の大部分はこの運動に注がれるに至つたが、最近では全國的な商業組合を結成し、統制された經濟行爲によつて、産業組合に對抗してゐる。

## 全國手形交換所

### 聯合會

(センコクテガタコ)

ウクワンジョレンガ

ウカイ)

(センターセン)

◇：全国手形交換所聯合會は四十七ヶ所の全国手形交換所をもつて構成し、昭和十五年四月に誕生した、即ち手形交換所聯合會は明治卅六年三月に初めて東京、大阪他六ヶ所の手形交換所が相寄つて設けられたもので、手形交換の事項につき打合せをしたり財政、經濟上重要な案件に對しては銀行團としての立場から政府當局に建議をなし、今日まで聯合會を開くこと卅五回、建議または決議を行つたものは八十數件に上つてゐるが現在組合銀行數は三百五十四行（内本店銀行七十二行、支店銀行二百八十二行）である。

◇：加盟銀行の預金、貸出の總額は全國銀行（特殊銀行、貯蓄銀行を含む）の九割を占め

てをり、銀行團としては一番纏まつた組織といへよう、實行機關としては委員制度を設け常任委員として東西手形交換所理事長と東京銀行集會所會長の三名、委員にはその他の國債シンチケート加盟銀行の代表者七名が就くことになつてゐる。

◇：會の目的として規約に示されてゐるところは（一）金融經濟並に手形交換に關する重要問題を商議し改良進歩を圖る（二）銀行業務の連絡協調（三）その他金融機關の使命達成上必要な事項としてゐる。

### 全 養 聯

(センヤウレン)

◇：全國養蠶業組合聯合會略して「全養聯」。全國養蠶者の九割が

加盟してゐる團體である。この會員は北海道大阪を除く四十五府縣養蠶業組合聯合會であるが、この府縣聯合會なるものが、五百の市郡養蠶業組合から出來てゐるし、更にこの下の組織を見ると養蠶實行組合がある。

◇：現在實行組合は四萬二千の多きにのほりその組合員は百八十萬戸を擁してゐる。わが國の養蠶者は二百萬戸と稱せられるからこゝに廿萬のアウトサイダーが存するわけだがこれらは總て微弱なものである。

◇：養蠶實行組合は任意加入で經濟行爲をやつてゐるが、それ以上の上層團體は強制加入となり經濟行爲は出來ないので名目的に「全養聯」の使命は養蠶組合の連絡を圖り共同の

(センターセン)

目的達成に努むるといひ、蠶品種の統一、養蠶業の指導獎勵、繭取引の改善などにあり、一種の統制機關ではあるが、事實生産統制は不可能である。

◇：第六十七議會に提出された産組統制法案の研究及び實現運動の如きは「全養聯」の目的事項の一つに相當するものである。現在の會長は稻田昌植男、副會長は加藤知正氏。

### 織 協

(センケウ)

◇：織協といふのは纖維需給調整協議會の略稱であつて、この團體は輸出入臨時措置法に基づく需給調整協議會令によつて、昭和十三年五月二十五日設立されたものである。

◇：支那事變勃發以來平和産業たる纖維工業部門は綿、スフ、人絹、羊毛ともに著しく統制が強化され、然も従來の如く綿とか人絹とかを區別して統制するのではなく、各纖維を綜合的に統制する必要が生じたので紡聯、綿工聯、人工聯、絹工聯、その他纖維關係の總ゆる團體を網羅して結成されたものがこの織協で、加盟團體数は百の多きに上り、會長は鐘紡の津田信吾氏、専務理事は紡聯専務理事白石幸三郎氏が就任してゐる。

◇：最初は總ゆる國內向纖維の綜合的配給計畫の立案といふことのみを目標としてゐたが現在は更に進んで實際の絲の配給事務までやつてゐる。

◇：昭和十五年度の豫算は六百五十萬圓といふ龐大なものでその事業の主なるものは一、原絲配給統制（設備主義割當）二、製品配給統制、三、検査（絲量検査規格検査）等である。

◇：しかし織協が織機臺數を基準とした各種絲の割當を行つた結果従來の各工聯は殆んど浮き上つた存在となつて來たので各工聯では織協の仕事を最初の目標であつた絲配給計畫の企畫立案にのみ限る様に要望してゐるが、これもまた實現困難である。それかと言つて各工聯を解體して了つて織協一本槍で纖維統制をやつて行くことも出来ないことだからこの間の調和を如何にして行くかは今後に残さ

れた大問題である。

## 染 工 聯

(セニコウレン)

◇：染工聯と言ふの

は日本輸出織物染色工業組合聯合會の略稱で昭和七年一月十八日輸出入絹織物、絹織物の品質向上、加工統制等の目的で設立されたもので現在やつてゐる事業の主なるものは一、統制（加工制限、出荷制限、注文登録）二、營業に必要な物の供給、三、資金貸付、預金受入等である。

◇：然し最近人絹織物（無地染機械捺染絲染）本絹織物（無地）等本聯合會の統制の對象となつてゐる輸出織物の加工數量が減少し、十一年頃は一ヶ月百八、九十萬反もあつたのが

(セノーソウ)

六、七十萬反になつたため聯合會の收入は減少するし、各組員に對する割當加工量も激減して染工聯は非常な苦境に陥つてゐる。

◇：斯くて組合内の紛糾が絶えなかつたので商工省では一定數量以下の加工実績しか持つてゐない中小業者は此の際仕事を休止させ、その代りに大きい工場から或る程度の利益を中小業者に補給するといふ統制案を提出してこれを染工聯に實施させることになつてゐる。

## 倉 庫 業 法

(サウコゲフハフ)

◇：日本の倉庫業者はその數六百、延坪數は八十餘萬坪で一ヶ年の入出庫高は各廿數億圓の多きに達する。そ

の設備に缺陷があればその使命である貨物の完全な保管上頗る遺憾であるのみではなく、商取引上にも影響が大きい。そこで倉庫等を整備改善して倉庫業及び倉庫証券の信用の向上をはかることは商取引の發達、金融の圓滑をはかる上からも、極めて大切である。

◇：商工省が、六十七議會に倉庫業法を提出協賛を得たのはこれがためであつて、その内容を要約すると第一に倉庫業者が倉庫証券を發行する場合は主務大臣の許可を要する。第二に所謂保管強制を認め正當の事由なくして寄託の引受を拒むことを得ない。第三に所謂保險強制を認め倉庫証券を發行する場合には、受託物を火災保險に付せしめる。第四に

本法の規定に違反する場合は罰せられる。  
◇：要するに本法の目的は倉庫業の公共性を認め、これを監督統制することによつてその信用を確保し、適正なる發達を促さうとするにある。

**總動員物資、總動員業務**

(ソウドウキンブツ  
シ、ソウドウキンゲ  
フム)

◇：國家總動員法は第二條においてその適用の主たる對象となるべき物資を規定してあるが、これがいはゆる總動員物資である。また第三條には同様その業務を規定してあるが、これが總動員業務である。

◇：この規定に従へば總動員物資とは(一)兵

機、艦艇、彈藥その他の軍用物資(二)國家總動員上必要なる被服、食料、飲料及飼料(三)同醫藥品、醫療機械器具、その他の衛生用物資及家畜衛生用物資(四)同船舶、航空機、車輛、馬及その他の輸送用物資(五)同通信用物資(六)同土木建築用物資及照明用物資(七)同燃料及電力(八)右以外のもので生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械、器具、裝置その他の物資(九)以上を除く外勅令をもつて指定する國家總動員に必要ある物資となつてゐる。

◇：また總動員業務とは(一)總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に関する業務(二)國家總動員上必要なる運輸又は通

信に関する業務(三)同金融に関する業務(四)衛生、家畜衛生又は救護に関する業務(五)同教育、訓練に関する業務(六)同試験研究に関する業務(七)情報又は啓發宣傳に関する業務(八)同警備に関する業務(九)以上の外勅令をもつて指定する國家總動員上必要なる業務となつてゐる。

◇：かうして見ると總動員物資は直接の軍需品はその一部をなすに止まり、この點に近代戦争の特質を反映させてゐると共に、總動員業務においてもまた國家總動員なる事象の本質が如實に現れてゐることがわかる。

(ソウーソウ)

## 総トン、重量 トン

(ソウトン、ゲニュー  
リヤウトン)

◇：総トン (Gross  
Tonnage) は船舶容積を示し、百立方フィー  
トを一トンとする。概ね船の長さ、幅、深さ  
の容積に、船の肥瘠に應じ、百分の六十乃至  
八十の尖度係数を乗ずれば上甲板以下の容積  
が出る。この容積に上甲板以上の室の實測容  
積を加ふればその船の総トン数が出るので、  
一般トン数の統計や航路補助造船奨励金など  
は総トン一トンにつきいくらか出すといふこと  
になつてゐる。

◇：次に重量トン (Dead Weight Tonnage)  
は、普通船の載貨トン数を示す時に使はれる。

備船料や船價をきめる場合トンにいくらとい

へば重量トン一トンにつき何程といふことな  
のである。重量トン一トンは英國の長トン、  
(Long Ton) 二千二百四十ポンドで、この外  
運賃を容積トン (Measurement Ton) 即ち四  
十立方フィートを一トンとして定める場合も  
ある。

◇：軽いが容積をとるものにはこの容積トン  
重い物には前者の重量トン単位として、合  
理的な運賃をとるやうである。も少し合理的  
に軽量品と重量品との差を明かにしておくな  
らば重量一トン (二千二百四十ポンド) にし  
て四十立方フィート (容積一トン) の重量を  
持つてをれば重量トンで運賃を出すし、四十

立方フィート以下ならば重量トンを用ひる。

◇：なほ日本では在來「石」といふ積量を用  
ひ千石船とか百石船とかいつたが、これを現  
代式の船舶積量測定法にすれば十立方フィー  
トを一石とし、百石船とは千立方フィートの  
貨物を積む船なのである。

## 損害保険國營再 保険法

(ソウガイホケンコ  
クエイサイホケンハ  
フ)

◇：損害保険國營再保険法は大體二つの目的  
から成り立つてゐる、即ち戦争その他の變亂  
に際しては、危険の急激なる上昇とその豫測  
が困難なために損害保険料は暴騰し、保険の  
引受けが不能に陥ることも少くはない、さう

した場合に政府が保險會社の引受けした損害保  
險の再保險を引受けることによつて、實際上  
政府の責任において保険料の昂騰を抑制し、  
保險の引受けを容易にして行かうといふのが  
その一つ。

◇：また他の一つはわが國の保險會社は國內  
において引受けした損害保險のうち、約三割程  
度を外國の損害保險會社に再保險して危険の  
分散をはかつてゐるが、國際關係や相手國の  
事情次第によつてはこの國際間の保險取引、  
つまり再保險に付することが困難となつたり  
或ひはまた軍事上の秘密保護等の關係から、  
保險取引に制限をするやうなことゝなると、  
國內の保險會社の危險負擔が加重されること

(ソウーソウ)



(ソーンタイ)

となり、保険の引受けも困難となる恐れがあるので、かういふ場合にも政府が、外國保險業者に代つて國內保險業者の再保險を引受けこれによつて保險の引受けを圓滑に行かうといふのである。

◇：この法律は第七十五議會の協賛を経て實施されてゐるが、これに附隨して損害保險國營再保險特別會計法も設定されてをり、國家の再保險事業に關する歳出歳入を一般會計と區分するやうになつてゐる。

### タ行

### 臺灣米移出管理

(タイワンマイイシ  
ユツクワンリ)

◇：わが國食糧政策の見地から昭和十三年十一月臺灣米の移出に關する要綱がつくられ、これを基として臺灣米の移出管理令を制定、昭和十四年の二期作米からこれが實施を見てゐる。

◇：これによると移出される米穀は、すべて總督府において買入れることとし、總督府所有米又は總督府より賣渡した米穀でなければ移出することを得ない。

◇：また總督府は豫め農林省と協議したる内地の米穀需給推算に基き一定年次の生産目標を樹て、これが移出に當りその販賣は農林省に委託する、農林省はこの總督府よりの委託米を日本米穀會社をして販賣を代行せしめ

ることとなつてゐる。

◇：そして總督府の移出米買上げは内地市價を基準として、これより幾分安く定め内地へ移出することによつて得た利益は、これを臺灣における米作の改良、一般農事の振興等に振り向ける仕組である。

◇：この管理令は、米作の計畫生産ともいふべきもので、他の作物への耕地轉換等についても規定があるが、臺灣島内の米穀需給の確保をはかると共に、内地の米穀需給計畫に參與するところもまた少くはない。

### 第一豫備金

(ダイイチヨビキン)  
(第二豫備金の項參照)

### 對支借款

(タイシシヤククラ  
ン)

◇：歐洲大戰の幕が切つて落されてから世界平和が蘇るまで五ケ年の間、日本政府、銀行特殊會社等の支那に對する貸金は、急激に膨脹した。この貸金を日本で普通對支借款といふ。

◇：現在高は不詳であるが支那政府に對するものは利拂借款(延滞利子を貸金にしたもの)を含めて一九二八年末現在高五億五千三百二十三萬七千圓、政府以外の法人及び個人に對するもの一億七千七百二十四萬圓と推算されてゐるから、その後の延滞利子を元金に加へた對支借款の現在高は蓋し莫大なもので

(ダイイチイ)

あらう。

◇：この對支借款の主なるものは袁世凱時代の革命善後借款、吉黒林嶺借款、滿蒙鐵道借款、山東二鐵道借款、參戰借款、交通銀行借款、電話借款、吉會鐵道借款、兵器借款等であるが、支那政府關係の借款中、約五割は政府の貸金で、他の五割が民間の銀行會社である。

◇：これ等の銀行會社(二十二社)は現在對支債權組合を作つて氷結した對支借款の取立に熱中してゐるのであるが、昭和九年から十年にかけて南潯、平綏兩鐵道、有線電信、電話擴充、山東省實業、郵便部等の各借款の元利拂協定が成立したが、支那事變によつて再

びこれを根本より解決する必要に迫られてゐる。

### 第二豫備金

(ダイニヨビキン)

◇：ある年度の途中で何か事件が起つて金が要ることになつたが生憎豫算の上の費目も金額も計上してない：といふ場合に政府の使ふ準備金である。つまり豫算外支出に充てるため、あらかじめそなへて置く金で、憲法第六十九條、會計法第九條にそのことがきめてある。

◇：從來毎年度八百萬圓であつたのを昭和十年度は一千五百萬圓を追加増額して二千三百萬圓とした。これは十年度豫算に政友會が難くせをつけ一億八千萬圓救農費をふやせと例

の爆彈動議を提出したので政府側は農村に災害が起つたら第二豫備金で救済しようとはばかりこの増額を實行しお茶を濁したのである。しかし十一年度からは八百萬圓減らして一千五百萬圓としたが事變以來第二豫備金は大に増額の必要が叫ばれ昭和十四年度豫算では三千萬圓となつた。

◇：第一豫備金の方も支那事變その他でだんだん増額され十四年度では六千萬圓となり、第一、第二豫備金の合計は總額九千萬圓に上つてゐる。

### 代用燃料

(ダイヨウネンリヨウ)

◇：天然石油の代用として内燃機關、ディーゼ

(ダイーダイ)

ル機關等に使用する燃料を普通に代用燃料と言つてゐる、代用燃料のうち主要なるものは人造石油と無水アルコールであり、このほかに天然ガス、ガス用木炭、ガス用薪等も代用燃料の中に數へることができ。

◇：代用燃料は言ふまでもなく、天然石油資源の不足を補ふものであり、わが國においては昭和十一年の廣田内閣當時燃料國策の一環として代用燃料の生産並に使用奨励策がとりあげられ、次いで林内閣、近衛内閣に至り、アルコール專賣法、揮發油アルコール混用法帝國燃料興業株式會社法、人造石油製造事業法等が制定されて無水アルコールの專賣、揮發油に對するアルコールの強制混用、人造石

(ダイーダイ)

油生産の積極的獎勵等が實行された。

◇：人造石油(揮發油、重油)並に無水アルコールは政府の生産力擴充計畫物資の一つである、人造石油のうち揮發油は未だ思はしい生産を示してゐないが、重油の方は各社において相當數量の生産が行はれてゐる。無水アルコールは内地及び臺灣でそれ／＼馬鈴薯、甘藷等を原料として製造されてゐるが、この數量の増加するに伴つて揮發油に對する混用率を増加してきてゐる。最高二割程度の混用を目標としてゐる。

### 代用證券

(ダイヨウシヨウケン)

◇：取引所の賣買證據金は現金、小切手の外

その取引所の認容してゐる有價證券をもつて代納することが出来る。この代納の有價證券が即ちその取引所の代用證券であつて、代用價格は、時價により決定することゝなつてゐる。

◇：しかし同じ取引員から差入れる代用證券に同じ種類の株式だけがあまり多く使用される場合には取引所から制限される場合もあり追證據金、增證據金の場合には半額以上は代用を認めない取引所もある。

◇：委託證據金も同様に證券を代用とするこゝが出来た。委託證據金代用の證券は取引員において適宜他人名義に書換へることが出来るし、又代用證券を委託者に返戻する場合、

同種のものをもつて換へることも出来る。

◇：また委託者が委託證據金の差入を怠る時は取引員は法律の手續きによらずこれを處分して債務の辨済に充て、なほ不足の時は更に不足分を請求することも出来ることになつてをり、従つて代用證券で記名式のもの、名義書換用の白紙委任狀を添付することが必要條件とされてゐる。

### 多條線絲

(タテウサウシ)

◇：近頃製絲技術は多條線絲へ轉換の傾向にあつて能率が増進してゐる。だから製絲家は繭をもつと高く買つてもいゝんだとさへいはれる。繭高の材料にするにはまだ早過ぎるかも知れないが、これ

によつて良質の生絲がひけることは事實だ。

◇：多條線絲が何故よいかといへば一番やかましく検査された絲條班(生絲のむら)の成績を向上させるために考へられたからである。即ち長野縣工業試験場調査によると、普通機による絲が絲條班平均八五・二點に對して、多條機のそれは九〇・六點を示してゐる。

◇：多條線絲の普通線絲に比べて違ふことは(一)立つたまま線絲出来ること(二)普通機は五、六緒だつたのが多條機は平均廿緒あること(三)低温線絲としたこと(四)枠の回轉をゆるめて絲の纏目を上手にしたことなどの點である。

(ダイーダツ)

◇：多條機が使用されてまだ日浅く昭和十一年では全國で四六、七一六臺（休止のものは含まず）と普通機を含めた總計に對して僅に二割四分強にしか當らないが、普通繰絲機は減少して行く反面多條機は一路増加の趨勢にある。

### 短期の標準値段

(タンキノヘウジユ  
ンネタン)

◇：株式短期取引は當日受渡しを行ふこととなつてゐるが、受渡希望でないものは賣價と買値の差額、即ち差金の取引をすることによつて日々定められる繰延料、即ち日歩さへ拂へば一ヶ月以内の繰延べを認められてゐる。

◇：ところがこの短期取引は午前の定刻に開

始すると休みなしに連続して午前の最終まで

賣買が行はれる。接續賣買或ひはザラバ取引といふのがこれでその間賣買毎に數十、數百の異つた値段がついて行く。従つて差金の決済も一つ／＼相異なるこれら値段を、繰延べ最終日までそのまゝにしておいて、その時に至つていざ差金のやりとりをしようといふことにすると、なか／＼整理がつかない。

◇：この差金決算を容易にするために一帳入區域（前日午後より當日午前まで）の最終値段を基準にして廿錢以下は圓位に切下げ、三十錢以上七十錢まではすべて五十錢に、八十錢以上は圓位に切り上げ、五十錢を單位として一つの仕切り値段を定め、一切の賣買をこ

の値段に引直してしまふ。この仕切値段が標準値段で、一名爲替と呼ばれてゐる。

◇：そしてこの標準値段と實際の賣買値段の差額はその日の標準値段がきまり次第賣買相互間で授受し、翌日はその日の標準値段と前日の標準値段との差額を授受して行くやうにして計算を簡單にしてゐる。なほこの標準値段は一帳入區域内でも五圓以上の波瀾のあつた場合は差金授受を容易にするため、特にこれを設けることゝなつてゐるので、午前一回差金の授受をやつたものが、午後の標準値段で差金を授受することが往々ある。この場合を二度勘定といつてゐる。

### 短期の繰延料

(タンキノクリノベ  
レウ)

◇：東株の短期取引は前日の午後と當日の午前一計算區域とし、この區域内で行はれた賣買は原則として當日正午までに受渡をなすことになつてゐるが、賣買對等數量はこれを相殺しその日受渡をするものと差金だけをやりとりして受渡を繰延べるものとに分け、これに對し繰延料の定めがあるが、受渡數量とこの繰延料とは實際上不可分の關係にある。

◇：たとへば某日郵船株に十萬株の賣買が行はれ對等數量を相殺した残りが二萬株あると假定する。この際二萬株の渡株に對し二萬株の受株希望があれば問題はないが、渡株二萬

に對し受株が一萬しかなくつたとすれば一萬の渡株過剩、即ち株式に對する資金の供給が不足する。そこでこの際その過剩渡株に對し一定の猶豫料を買方から賣方に支拂ふ。渡す方はこの猶豫料を利得出来るから、自然渡株を引つ込めることになる。これが順の繰延料普通にいふ順日歩である。

◇：反對に渡株希望が一萬株しかないのに受株希望が二萬株あるとすれば買方の受株代金に對して賣方日歩を支拂つて受株を延ばして貰ふ。この場合は逆の繰延料、逆日歩で受渡株の過不足はかうして繰延料を上げたり下げたりすることによつて、調節して行くのである。

◇：この受渡株過不足調節を東株取引員組合は東株代行會社に一任し、當日午前中までに受渡希望數量を各取引員から申告せしめ、どうしても渡株過剩の場合は代行會社でこれを引受けその數量を短期市場での賣建とし、渡株不足の場合は代行社で立替へて渡株をなしこの分は買建とする。この引受けを代引、立替渡を代渡しといひこの代引、代渡しの數量はその株の需給關係を知る指標となつてゐる。

### 單車化運動

(マンシヤクワウン  
ドウ)

◇：機關車が客車を牽引する代りに客車自身に、そのエンヂンをつければ、機關車は不必

要となる。そして運輸組織が簡單になる。これが所謂單車化である。

◇：大都會附近で蒸汽機關車に數臺の客車をつけてもそれがいつも満員になるところではその必要もない。然し地方に行くとお客の數が少くなる。さうかといつて二時間置き三時間置きに出したのではバスや自動車にお客をとられてしまふ。少しづつ乗せて、しかも數多く出す運輸機關が必要となる。電車は便利であるが設備費がかゝる。かうした間隙に生れたものがガソリン・カーであり、更にもつと近代的なディーゼル・カーである。

◇：それも需要が少い間は比較的高價につくが需要が多くなれば製作が大量的になり單價

が安くなる。ディーゼル・カーの方も技術的に次第に成功して來たから油が安く危険が少いだけガソリン・カーより調法でだんだんこれに移つて行く傾向がある。事實技術的、經濟的にかうしたエンジンの製作が有望となれば、大都市附近でも電車に並行して、蒸汽機關車の域を侵して行くであらう。

### 團體生命保險

(ダンタイセイメイ  
ホケン)

◇：日本の團體保險は米國に發達したものを取入れたものであるが近代的形態を備へたのは一九一二年米國エクイタブル生命保險會社の發案したのを始まりとしてゐる。わが國では全國産業團體聯合會を中心として昭和九年

三月創立された日本團體生命保險會社が唯一のもので、同年六月一日營業を開始した。

◇：團體保險の仕組は同一の事業主の下にある従業員とか、同一の官公署、學校などに勤務する者が、五十人以上の一團を作つて、その團體で加入するので、これには消費組合や労働組合の様な團體でもよい。そして、その團體を危険率計算の單位となし、無診査を原則として雇主またはその團體の代表者と一本の保險契約を結び、これらの人に保險料を纏めて納めさせ、保險金額は各個人の自由選擇を許さない様な方法で決めるが、保險金は雇主またはその團體の代表者には行かないことになつてゐる。以上は普通團保であるが、こ

の外に勤続給付團保といふのがある。

◇：勤続給付附團保は外國に例を見ない退職手當金、または養老保險金に相當するものを支拂ふ仕組みである。

◇：右の様に團體保險は保險料を雇主または代表者が纏めて一應拂込むから、個々の被保險者との間に手續の必要がなく、また無診査の點などは、普通の保險と著しく異なる特質である。

### 單名手形

(タンメイテカタ)

◇：時々「單名手形」で金を借りて拂へなくなつて問題を起したといふ記事が新聞に出る。この單名手形とは元來債務者が一人の約束手形、つまり債務者が

振出人となつて、貸手を名宛人とする約束手形であるが、爲替手形でも債務者が振出人であると同時に、名宛人、引受人となり、貸手を

受取人とする自己宛手形を單名手形といふ。

◇：單名手形は商取引に伴ひ、受取るべき金があつて、支拂人と受取人と銀行が關係する商業手形でなく、主に資金の遺繰りを目的とする融通手形といふべきで、借手と貸手(主に銀行)の相對づくな借金證文のやうなものだが、法律的には借用證書よりも、債權の確實性が少い。

◇：従つて不況時代によく問題を起したので近年は警戒されてすつかり相手にされないやうになつてしまつた。しかし小口のものは今

でもなか／＼あり、米國あたりでは盛んに使はれてゐる。

### 單利と複利

(タンリトフクリ)

◇：公社債の發行條件中、利廻は拂込金に對する投資家の收益割合を現すもので、投資家の最も注意する點である。

◇：利廻には單利と複利の區別がある。複利計算による利廻は一定の拂込金(買入價格)が毎年定期に受取る利息とその利息に對する利息及び償還差益(何年か後に受取るべき額面の償還金から買入價格を差引いたもの)を合せたものが拂込金(買入價格若しくは發行價格)に對してどんな割合になるかを算出し

たものであり、単利計算による利廻は、毎年定期(二回若しくは數回)に受取る利息と償還差益とを合せたものが拂込金(買入價格若しくは發行價格)に對してどんな割合になるかを算出したものである。

◇：単利計算は複利計算で出した利廻に比し利殖割合としてはやゝ正確を缺くが、計算方法が簡單であるからわが國では一般に單利が債券利廻として用ひられてゐる。單利算出の公式は次の如くである。

○：歐米では早くから便利な複利表があつて面倒な計算を抜きにして直ぐ複利が分るやうになつてゐたので複利の方が一般に使はれて

ゐる。日本でも日本に適する複利表が出来たので、漸次複利が用ひられるやうになつて来た。

### チーズ巻き

(チーズマキ)

◇：綿絲紡績工場をみてまはると、棉花から紡ぎ出された絲がクル／＼と木製の圓筒に巻かれてゆくところがある。この圓筒に巻きとられた絲をチーズ巻きといふのである。昔からやつてゐるのは総(カセ)巻きといふのであつてワクに一應巻きとつて、それを女工さんの手ではづし、ねぢり飴のやうに絲をひねつて和裝(二百ポンド)や洋裝(四百ポンド)に荷造りしたのが多かつた。しかしだん／＼このチーズ巻きが多く

なつてきて、いまでは全國で作る綿絲の凡そ半分がチーズ巻きである。

◇：どうしてこんな圓筒にまくかといふと、總造りの絲では織物を織るとき織機にかけるのにまた手数がかゝる、しかしチーズ巻きだとその圓筒のまま織布工場へもつてゆき、すぐ織機にかゝつてもものすごいスピードで回轉しながら絲を引き出すことが出来、製造工程がはぶけるためだ。

◇：しかし絲を染色するときはチーズ巻きのまゝではムラが出来てだめだから總絲が使はれる。無地物を織るときは殆どチーズ巻きの絲が用ひられ、それ／＼長所短所をもつてゐる。

◇：チーズ巻きが荷送りして送られるとき百ポンドを一包みとされる。同じ番手の絲でもチーズ巻きと總造りでは値段が大抵違ふが、これは一定の値の開きがあるわけではなく需要によつてその都度變動してゐる。

◇：チーズ巻きの符號はCとされ例へば四十分番手の絲のチーズ巻きはC40と書かれる。總絲は Hank のHをとつてH40である。

### チャーター

◇：備船のことである。船舶所有者が自

分で運航せず他船主に貸す場合の話だが、これにはトリップ・チャーターとタイム・チャーターとがある。トリップ・チャーターといふのは一航海とか往航だけとかを備船する

(チャーチユ)

のだが、これに反しタイム・チャトターは向う一ケ年間とか半ケ年とか期間を定めて備船契約を結ぶのである。

◇：この場合、勿論備船料をいくらに取極めるか、運賃市況と共にこの商談取極めは海運界の景況を如實に現はす目盛りとなる。備船料は船舶運航の繁閑に伴ひ上下し、もとよりその時の運賃市況を見當に定まるが、向う一年、半年と比較的先きの運航採算を考へるのて、大戦の渦中などはたゞさへ船腹の需要が増加するから船の所有者は、先高を見越して備船料をうんと怒張るやうになるので備船料の激騰を來たすのが普通である。

### 中央農林協議會

(チュウアウノウリ  
ンケフギクワイ)

◇：混亂に陥つてゐる農業戦線を統一するためには別に農林水産諸團體を打つて一丸とする強力中央機關を設立しなければならぬとする農村更生協會、帝農、産組などの主張が實を結んで昭和十一年十二月結成されたのがこの協議會である。

◇：會の性質は法規によらぬ任意團體ながら現在これに包括されてゐる團體は帝農、大日本農會、産業組合中央會、同中金、全購聯、全販聯、日柑聯、養蠶聯、組合製絲、絲聯、全乾聯、帝國水産會、大日本水産會、中央畜産會、養鶏中央會、帝國馬匹協會、全山聯、

待出來ない。

### 中國聯銀

(チュウウゴクレンギ  
ン)

大日本山林會、帝國森林會、更生協會、帝國耕地協會、日本米協、全國農産物販協、農産工業品販賣所、滿洲移住協會の廿五團體。

◇：しかしその活動ぶりには未だ心細いものがある、これに對して關係者側の一部でも「箇々の團體の性質が相違するため思ひきつた活動ができない、當分の間は時々一堂に集つてお茶でも盛りながら談笑するサロン風の雰圍氣でも娛んでゐるくらゐが關の山だ」と率直に告白してゐるほどだ。

◇：かうした告白にまつまでもなく協議會のイニシアチヴが帝農、産組などの手に握られてゐる限り零細農民の耕作權確保とか土地問題を解決するなどの深刻な問題については期

(チュウーチユ)

◇：中華民國臨時政府が誕生して以來、明朗北支建設政策は著々實行に移されて來たが、就中中國聯銀即ち中國聯合準備銀行の創立を見たことは北支經濟安定策に千鈞の重みを加へたものである、その設立目的は準備銀行條例第一條に明記する如く「通貨の安定と金融の統制をもつて目的」となすものであり、新支那の中央銀行が出來ても北支金融にはこの銀行が中央銀行としての機能を果すものと期待されるが、我國の日本銀行の立場とはちよつと異なる。即ち資本構成において出資の割振



(チユーチユ)

りが舊臨時政府と中國、交迫、中南、河北、鹽業、大陸、冀東、金城の土著華商銀行との折半出資であつた點で聯合準備銀行とした意味もこゝにある。

◇：第一回拂込は資本金の半額二千五百萬元としその内政府出資分たる一千二百五十萬圓はわが正金、興銀、鮮銀の三行が新銀行株式を擔保に新政府に融資し昭和十三年三月十日開業した。總裁には前中國銀行奉天支配人汪時源氏を推し顧問には前滿鐵理事阪谷希一氏があるが全行員は中國人でかためてゐる。わが國は株主ではなくあくまで支那の銀行として支那側の手にあるのである。

◇：なほこの銀行の發券が聯銀券(聯銀券の

項参照)で法幣に代り北支一圓に流通してゐる。

### 中小産業調査會

(チユウセウサンゲ  
フチヨウリクワイ)

◇：中小産業調査會は第七十四議會で櫻内元農相が、中層階級の生活安定を目的とする一大調査機關設置の用意ある旨を言明した時に公表され、昭和十四年五月十六日の閣議で設立が決定した、この調査會の目的は、農、漁、商工業等に從事する中小産業者は國力の源泉をなす重要な國家の構成要素であるから、保持及び振興の實をあげる必要がある、その手段方法を討議研究しようといふのであつた。

◇：しかし、これは表看板で中小商工業者と

産業組合の摩擦を調整し、中小商工業者が産組に侵蝕されるのを防ぐことに眞の目的がある。従つて農林省並に産業組合等は、同委員會の開催を喜ばず、政治的勢力に物をいはして同年七月中に官制を公布、六十名の委員が任命されたにも拘らず僅に幹事會を一、二回開いたのみで、漸く同年十二月九日に至つて『中小産業者の保持振興に關する方策如何』といふ命題を中心第一回會合が開かれた有様である、會長に總理、副會長に農林、商工兩相を持つ同委員會が期待通りに活用され、商工業者と産組の摩擦調整を實現するについては、相當強い政治的迫力を必要とするのであるから少からざる困難を豫想されるが、何

(チユーチン)

れにしても制度はありながら頻々たる政變のためそれが立腐れの状態におかれてゐるので未だに對策も目鼻がつかない。

### 資金統制令

(チンキンントウセイ  
レイ)

◇：軍需産業等時局に躍る股販産業方面の勞働力の急需は勢ひこの方面における資金の激騰を促した。同時に熟練工の不足からその争奪戦が激烈となり、これを放置しては時局下において國家が必要とする事業の生産にも支障を生ずるといふので、政府はさきに從業者雇入制限令を制定し、勞働者の移動に制限を加へることとした。

◇：しかしこの場合資金に對して何等かの統

制措置を講じないと従来労働者の自由移動で自動的に均衡を保持してゐた賃金が紊れて来る虞れがある、さなきだに軍需生産費調整の見地から、賃金の昂騰が問題となつてゐる際として、政府はこゝに戦時下労働力の維持増進をはかる見地から賃金に適當な統制を加へる要を認め、國家總動員法第六條の規定に基き賃金統制令を制定した。

◇：この統制令で差當つて統制を受けるものは機械、器具、船舶、車輛、金屬品製造加工金屬製錬工場で、工場法の適用を受けるもの及び鑛業法の適用を受ける事業に備はれてゐる労働者の賃金である。

◇：その統制方法は(一)常時五十人以上の勞

働者を使用する事業主をして賃金規則を届けさせ不當と認めればその變更を命じる(一)未經験労働者の初任給公定(一)既經驗労働者に支拂ふ賃金の額又はその支給方法に對する變更命令の三種に分かれてゐる。

◇：この三種の方法による賃金の統制を慎重且つ圓滑に行ふため厚生省には中央賃金委員會が置かれ、道府縣及び鑛山監督局管轄區域毎に、道府縣賃金委員會又は鑛山賃金委員會が置かれてゐる。

### 地方分與税

(チハウアンヨセイ)

税源の澤山ある地方は財政的に恵まれてゐるがさうでない地方は財政のやりくり困難を來してゐる。従つて

この地方税源の地域的偏在を是正し地方財政の調整をはかるために昭和十五年の税制改革に當つて創設されたのが、地方分與税制度である。

◇：地方分與税は國税として一應國庫で取り立て、これをそのままその地方に還付する(還付税)とか、或ひはその税金の取立てた地方とは全然關係のない地方へ一定の基準によつて配付してやる(配付税)といふ風にして地方々々によつて税の均衡のとれてゐなかつたものを是正して行くのを目的としてゐる。

◇：この分與税は税源をどこに求めてゐるかといふと、還付税としては地租、家屋税、營業税を充て配付税には所得税、法人税、遊興

(チハーザダ)

飲食税及入場税の一部といふやうな有力な税源を充てることになつてゐる。

◇：この分與税は國税として取立て、も「地方分與税分與金特別會計」を設けて一般會計と區別しこゝから地方へ分與して行くのであるがこれによつて地方團體、即ち道府縣市町村等の財政は大いに改善されて行くことであらう。

### 地代家賃統制令

(ザダイ、ヤチント  
ウシイレイ)

◇：九・一八價格停止の實施に當り地代と家賃にも必要な統制を加へることとなり、昭和十四年十月十八日國家總動員法第十九條に基き、地代家賃統制令が公布され、同十月廿日

(サダーサダ)

から一年間効力を有するものとして施行された。これによつて家賃地代は昭和十三年八月四日現在のそれを基準として騰貴を抑へられることゝなつた。

◇：十三年八月四日を基準としたのは、當日中央物價委員會の總會で地代家賃については現在以上の値上は家主、地主の自制によつて差控へて貰ひたいと決議し政府に答申してゐる一方、政府でも騰貴抑制の必要を認め同日厚生、商工、内務三省次官の依命通牒をもつて各地方長官に宛て地代家賃は現在額以上の値上げを差控へ出来るだけ低廉に定めるやう指示し、それに基いて地方廳でも種々の方策を講じたので、全國大多數の地主家主の人々

も政府のこの方針に従つて値上げを差控へることゝなつたのでその八月四日を基準とすることが適當とされたからである。

◇：本令の適用範圍は借家についていへばアパートや下宿屋の貸室から、建物の一部たる貸間の賃借に至るまで包含されるのであつて轉賃借の場合も適用を受ける。

◇：次に家賃地代の最高額の定め方であるがそれには二通りある、第一は過去の基準によるもの、第二は今後定められる地代家賃をもつて基準とするものである、また過去の基準によるものでも昭和十三年八月四日を基準とするものと然らざるものとに分けられる、即ち昭和十三年八月四日に地代又は家賃のあつ

た借地又は借家については同日の地代又は家賃(第三條第一號)であり、又昭和十三年八月五日以後本令施行前に地代又は家賃が新しく定められた借地又は借家については同日以後の最初の地代又は家賃(第三條第二號)となるのである。

◇：今後定められる地代家賃をもつて基準とするものは、本令施行後に地代家賃が出来た借地借家については本令施行後における最初の地代又は家賃といふことになつてゐる。

## 貯油義務

(チヨユギム)

◇石油業法は原油、重油、揮發油の輸入業者にその一ケ年輸入數量の半分を貯蔵すべしと命じてゐる。しかし

さあやれといつてすぐ設備の出来るものでもないから、石油業法は昭和九年七月から效力を發生したが、貯蔵義務は十年三月一杯に三ヶ月分、九月一杯に規定の半ケ年分を完成するを以て足るとしてゐた。元來貯蔵義務を國家が民間會社に強制するゆゑんは國防上の必要からである。しかるに民間の營利會社が國防費を法律上強要されることは、現在の營利會社の觀念と矛盾する。しかも石油業法による貯蔵義務の負擔は、七社で約七千萬圓に上る。

◇：そこで政府に補償を要求したが、金利負擔補償は大藏省の承認を得ず、運動がガソリン値上に轉向した。殊に外國會社は日本の國

(サダーチヨ)

(チヨーチン)

防の爲めに資本を固定させることは私権の侵害であると抗議したので問題となつた。

◇：然し値上げとこれがからみ合つて問題解決はいよ／＼複雑化し、外油はどうしても三ヶ月以上の貯油義務を履行しないので商工當局も動きがとれず、十年九月九日關係各省會議で(一)三ヶ月以上の貯油義務に對しては利子の半額補償をなす(二)貯油義務の完成はその時期を十一年六月末まで延期す(三)値上げは追つて協議するの三項をきめこれに基いて値上げその他の措置を講じたので外油側も貯油を實行するやうになつた。

### 沈没炭

(チンホツタン)

◇：港で石炭を積出

す際、船に荷役中海中へこぼれ落ちる石炭が出て来る。これを引揚げて賣出すのが沈没炭(引揚炭)で中々馬鹿に出来ない。全國港灣のうちで松浦港が一番多い關係上若松港沈没炭が代表的なものとなつて三ヶ月に一回入札が行はれる。

◇：沈没した石炭は若松石炭商同業組合で引揚げその組合の所有物になる。數量は三ヶ月で三千トン前後あるから年額にすれば凡そ一萬トン餘の石炭が浮び上がるわけであつてブローカーが値をつける。この入札値段が一般市價の標準ともなる、従つてこれが炭價の趨勢を見る最も適當なものとしてゐる。

◇：尤も沈没炭は一般市場向であるから昭和

石炭會社が大口契約をする場合の賣値とは全然別に考へねばならないが、小口でどしどし捌いて行くからその時の石炭の需給關係が一番敏感に反映し、大口取引のやうに何ヶ月も前から當事者間に取極められたものでないだけ市場の情勢をよく物語つてゐるのだ。

### 追加豫算

(ツキカヨサン)

◇：豫算案は議會開會の剪頭提出することになつてゐるがその後更に經費の必要を生じた場合補足的に追加提出する豫算が追加豫算である。現年度すなはち、現に施行中の豫算に對する追加と次年度豫算に對する追加とがあり、共に本豫算と一括して施行するのである。

(チンツイ)

◇：追加豫算を提出するのは(イ)必要避くべからざる經費を生じた場合で(ロ)も一つは法律または契約に基く經費に不足を生じた場合に限られてをり(會計法第七條)もともとこれを認めたのは會計年度が長きに亘るため豫算施行の途中で經費の追加計上が必要となつたり、または豫算の編成から議會の協賛を得るまでに長くかゝるので追加の必要を生じたもの、その他豫期し得ない經費の必要に備へたものであるが、實際の運用は可成り出鱈目だ。

◇：たとへば最初から當然本豫算の中へ編入すべき筋合の經費を、しかも事實編入出来るにかゝはらず、強ひて議會の終り頃追加豫算として提出し、一舉にこれが通過をはからう

(ツウーツウ)

などといふ政治的な遣り方もしばしば行はれる。

### 通行税

(ツウカウセイ)

◇：十二年ぶりて通行税が現れて来た、汽車、電車、汽船に乘る時、人に課せられる税で切符を買ふ場合に直接納付する。貨物がこれらの運輸機關を利用するのは取引關係に基くから通行税に含まるべきものではない。だから人を對象とする一種の消費税である。第七十三議會を通過し昭和十三年四月一日から實施された。通行税は汽車、電車、汽船、バスなどの乗客に對し等級と距離に應じて定められた一定の税率で課税をなすもので以前にあつた通行税のやうに

全般的の課税ではない。つまり前回には社會政策的見地から悪税と呼ばれた事實に徴して都市附近の通勤者のためを考慮し五十斤未満の三等乗客には課税しないことになつてゐたが昭和十五年一部改正が行はれ免税點五十斤が四十斤に引上げられた。

◇：今回の通行税が前回と異なる點は、

- 一、乗合自動車の乗客に課税すること。
  - 二、外國行船客につき内地で運賃を支拂ふ時または内地で乗船する時課税すること。
  - 三、往復乗車船の場合往復各別に料程を計算してゐることなどである。
- しかし急行料金、寢臺料金、飛行機乗客には課税しない。

### 通商擁護法

(ツウシヤウエウゴ  
ハフ)

◇：世界各國の熾烈な日本商品防遏運動に對し適切な對抗手段を採るべく、昭和九年五月施行されたのが貿易擁護法(本名は貿易調節及通商擁護に關する法律)である。

◇：本法は元來傳家の寶刀として、いつでも抜けるものではない。その施行期間も原案では五年のところ、議會は三年に縮めた位で、議會がこの通商關稅獨裁權を政府に與へるに ついても、條件付きで、消極的に受身に「使つてもらひたいといふのであつた。

◇：即ち外國の措置に對應して特に必要ありと認むるときは勅令の定むるところにより、

(ツウーツミ)

關稅調查委員會の議を経て、期間及び物品を指定し、輸入稅表に定むる輸入稅の外、その品物の價額と同額以下の輸入稅を課し、または輸入の禁止、もしくは制限をなすことを得る(同法第一條抜き書)わけである。本法施行以來昭和十三年までにその適用を見たのは對濠洲及びカナダの通商戰である、即ち濠洲の不當な邦品防遏措置に對し日本政府は昭和十一年六月廿五日本法を發動したが、同年末日濠の紛議解決と共に元の鞘に納めた。

### 積立金

(ツミダテキン)

◇：株式會社の積立金はその會社の純益金の一部社内保留で株主勸定に屬する。そしてそれには法定積立金と

任意積立金の二種がある。法定積立金は商法第九十四條の規定によるものでその資本の四分の一に達するまでは利益を配當する毎に準備金として利益の廿分一以上を積立てなければならぬ。額面以上の價格をもつて株式を發行した場合にも、その額面を超過する金額は、前項の額に達するまでこれを準備金(積立金)に組入れることを要するのである。

◇：法定積立金以外の任意積立金は各社各様で名目は區々である。例へば別途積立金、配當平均準備積立金、従業員恩給、退職、幸福増進、慰勞または扶助基金、動産、不動産價額銷却資金、所有物銷却準備金、後期繰越金等は全體各銀行會社共通のものであるが船舶

保險積立金、船舶修繕積立金、銀行における滞貸または缺損補填準備金、保險會社における責任準備金以外の各種準備金、例へば戰爭危險準備金、保險契約利益配當準備金、保險契約利益配當保險料減額準備金、被保險者健康増進資金、有價證券減價銷却準備金等はこれ等事業の特異性に應ずる固有の積立金であるといへる。

◇：従業員の恩給退職その他の基金を株主勘定に加へ萬一の場合従業員の優先權を認めないのは不合理であるとの見地から三菱直系の銀行、會社ではこれを金錢信託とし株主勘定から切り離してゐるのは異例である。

### 低 温 乾 溜

(テイオンカンリュウ)

◇：石炭を攝氏五六百度の溫度で乾溜(むし焼き)すると、多量の低温タールが出来る、この低温タールはその性質及び成分が石油に似てゐるので、これを適當に處理すると石油の場合と同様ガソリン、燈油、輕油等が採れるし、そのまま燃料としても重油と同様に使える、これが低温乾溜と稱する石炭液化の一方法であり、歐洲大戰前ドイツが研究をはじめたのを嚆矢とする。

◇：わが國では商工省の燃料研究所がこれを研究、完成してゐるし、民間では樺太炭鐵鐵道會社(三菱系)朝鮮石炭工業(野口系)日

(テイーテイ)

鐵の輪西製鐵所、宇部窒素工業をはじめ既設

の化學工業會社でこれを企業化してゐる、低温タールのとれる割合は六乃至十一パーセントである、これからガソリンを精製すると僅々〇・五パーセント、従つてガソリンよりも重油の製造に適してゐる、政府では低温タール一トンにつき十圓の補助金を交付してゐるが、石油市價に比べるとなほ割高である。

◇：しかし乾溜殘渣の半成コークス(コーライト)を利用することによつてどうにか採算をとつてゐるやうである、現在わが國で人造石油工業として、工業化されてゐるのはこれだけで、製品が出たのは昭和十一年からである。

### 手形交換

(テガタカウクワン)

◇：手形交換とは各地の手形交換所加盟銀行と、この加盟銀行に手形交換を依頼してゐるいはゆる代理交換銀行とが日々受入れてゐる他の加盟銀行または代理交換銀行宛小切手、手形等を一定の時刻に一定の場所(手形交換所の交換室)に持ち寄つて相互に交換相殺することをいふ。

◇：この場合生ずる交換差額(甲銀行が持出した乙銀行宛手形が五十萬圓で乙銀行が持出した甲銀行宛手形が四十萬圓とすると十萬圓の交換差額が生じ乙銀行は甲銀行に對し交換尻の借方銀行となる)を交換尻といつてゐる。この交換尻を決済する方法はこれ等の銀行が

常に中央銀行である日本銀行に有してゐる當座預金の振替即ち交換尻の借方銀行の該預金口座から交換尻に該當する預金を落し、これをその貸方銀行の口座に振込む方法によつてする。その結果各銀行間の債權債務は現金を用ひず安全且つ迅速に決済される。

◇：この交換に持出し得るものは小切手は勿論満期日の來た約束手形、爲替手形、預金手形、コール手形、官廳の支拂命令書、國債、地方債、社債の利札、諸會社の利益配當金領收證等で、苟も加盟銀行及び代理交換銀行において支拂ふべき證券の悉くを含んでゐる。

◇：この手形を交換する機關が手形交換所であつてわが國の代表的手形交換所は東京手形

### 手形交換所週報

(テガタカウクワン)

シヨシウハウ)

◇：銀行の活動の様子は預金と貸出とコール・ローンと現金有高を見れば大體判る。手形交換所では加盟銀行のそれを社員銀行諸勘定として、毎週火曜日前週末現在の數字を發表し、その日の夕刊に出る。

◇：その内容は

- 一、預金——當座、特別當座、通知、定期諸預金、合計
- 二、貸出——手形割引、手形貸付、證書貸付、當座貸越、合計
- 三、コール・ローン
- 四、現金有高

交換所並に大阪手形交換所であるが、東京手形交換所は社團法人でこれに加入してゐる銀行を社員銀行といひ、一定の加入金と經費分擔金を出資することにより社員銀行としての資格を獲得する。同交換所の定款には「社員において收受したる手形小切手等を交換決済し且つ一般銀行業の改良進歩を圖るをもつて目的とす」と規定してゐる。

◇：同交換所の最高機關は理事會で、十名以内の理事これを組織し、理事會の議長は理事が互選した理事長である。東京以外の手形交換所は組合組織でその加盟銀行を組合銀行といつてゐる。

(テガーテツ)

### 五、有價證券

で、各前週末現在の數字のほか、その前の週との比較が出る。

◇：預金のうち定期に對して、その他は一括して要求拂預金といはれるが、定期と要求拂預金の増減によつて、銀行で運用する資金の性質の變化が見られ、從つて運用(貸出)方面の變化も考へられる。即ち短期資金が増加すれば、貸出も從つて短期となり、證書貸付より割引に移らなければならぬわけだ。

◇：現金有高には日銀預金が含まれる。これとコール・ローンが、支拂準備の第一線を承る。

### 鐵鋼聯合會

(テツカウレンガフ  
クワイ)

◇：日本鐵鋼聯合會は昭和十五年三月廿六日日本鋼材聯合會を改組改稱したもので、製鐵業者の自治統制機關である、聯合會の目的は鐵鋼の需給調整、價格の安定、原材料の確保をはかり以て斯業の發達を期するといふのであり、この目的を達成するため、鐵鋼の生産及び輸出入に關する計畫の樹立、製鐵業者に對する生産割當、鐵鋼の生産に要する主要原材料の確保に關する裝置、鋼塊、半製品及び鋼材の價格の決定その他の統制、指導、調査を行ふことになつてゐる。

◇：會員としては日本製鐵以下主要製鐵業者

理することになつてゐる。

### 鐵鋼切符

(テツカウキツブ)  
◇：銑鐵、鑄鐵管、

歴延鋼材については昭和十四年六月廿日に制定された「鐵鋼配給統制規則」に基いて切符制による配給統制が實施されてゐる。その骨子は同規則第二條の規定により鐵鋼の製造業者及び販賣業者は官廳、公共團體または商工大臣の指定した團體即ち統制團體の發行する鐵鋼割當證明書即ち切符と引換でなければ原則として機械器具製造業者その他すべて鐵鋼を使用するものに對して鐵鋼の販賣をなすことが出来ないといふのである。

◇：換言すれば、鐵鋼を使用する者は官廳、

四十一社のほかに、特殊鋼協議會、鍛鋼協議會、鑄鋼協議會、銑鐵協議會、フェロアロイ協議會、屑鐵共同購買會等の團體を網羅してをり、實にわが國鐵鋼業者の一大統制團體である。

◇：聯合會には委員總會、常務委員會、部會事務局、監事の機關がある、委員總會は會員の推薦した委員を以て構成し、さらに委員總會における互選によつて常務委員を置き、この常務委員の中から會長及び副會長を選舉するのである、現在會長は中松眞卿氏、副會長は遊澤正雄氏である、聯合會には右のほかに常務委員または事務局の中から常任幹事を選任し、この常任幹事が實際上重要な仕事を處

(テツ—テツ)



公共團體または統制團體の三者のうち、いづれからか鐵鋼割當證明書の交附を受けなければ鐵鋼を購入できないことになつてゐる。

◇：切符を發行する統制團體としては、造船聯合會以下多數の團體が消費部門毎に指定されてゐる。政府は、これらの團體に對し四半期毎に鐵鋼の配給數量を割當てゝゐるから、鐵鋼を使用する者はそれ／＼の所屬關係にしたがつてこの團體に對し切符の交附方を申請すれば統制團體は、自分に割當てられた數量の範圍内で切符を發行する。そこで鐵鋼の消費者はこの切符をもつて販賣業者または製造業者から購入するものである。この切符制度については、右のほかにも色々の手續があるが

いづれも、鐵鋼配給統制規則に規定されてゐる。

### デフレーション

◇：デフレーションはインフレーションの反對の言葉で普通に通貨收縮と譯されてゐる。即ちインフレーションによつて極端に膨脹した通貨の分量を收縮せしめて通貨の購買力を高め物價の低落を起すところの方法である。

◇：この方法によれば、通貨購買力の對内的及び對外的の騰貴となつて物價は下落し、爲替相場は騰貴し、俸給生活者、賃金労働者、利子生活者の喜ぶところとなるけれども、工業者は在庫品價格の低落により損害を受け

ることとなり、その度を越すにつれて不景氣となり、遂には雇人の解雇、減俸、等も行はれ俸給生活者、賃金労働者の窮迫をも招來することにもなつて来る。

◇：七十五議會で櫻内藏相は「自分は今後政策を行ふ上においてデフレーションといふ言葉を使つた覚えがない」と云つてこれが問題となつたものだが、要するにわが國は戰時財政の膨脹につれて悪性インフレーションの危険が叫ばれてゐるのでこれに對應すべく豫算の實行を考慮し通貨の收縮、購買力抑制、貯蓄の強行消費節約等の政策が行はれてゐるのは、その方向においてデフレ政策がとられインフレーションにブレーキをかけてゐるのだともいへるのであ

る。

### デニール

◇：絹絲、人絹絲等の太さを表すには織度といふ言葉が使はれる。そしてこの織度の細さ太さを表すにはデニールといふ單位が用ひられる。この單位は絲長四百五十メートルの重量が〇・五グラムあるものを一デニールと定められてゐる。

◇：元來絲類の太細を表すには一定重量の中にある絲の長さをもつてするものと、反對に一定の長さのものゝ重量の多少をもつてするものとの二つがあり、前者は番手法と稱し綿絲等に使はれ、生絲、人絹絲等は後者によつてゐる。

(デニール)

◇：わが國の生絲は十四デニールと二十一デニールの太さのものが生産の大部分を占め、市場ではこれを普通十四中、二十一中と呼んでゐる。即ち十四中といへば一デニールの十倍で絲長四百五十メートルで〇・七グラムが目方のもの、二十一中といへば四百五十メートルで一グラム〇五の目方をもつものをいふわけで、デニールの多くなるほど絲が太くなる。

◇：人絹絲は生絲に比して著しく太くわが國では八十デニール乃至それ以下のものも製造されてゐるが、百デニールから三百デニールくらいまでが普通のものとして取扱はれてゐる。

## 電氣協會

(デンキケフクワイ)

◇：電氣協會定款第二條の條文通り「電氣事業の進歩發達を圖るを以て目的」としてゐる電氣關係者の社交親睦機關に過ぎぬ社團法人で會長一名、副會長三名、常務理事一名、理事四十名、監事三名評議員若干名から成立つてゐる。昭和八年に電氣料金認可基準が問題となつた時相當活潑な陳情運動をやつたが、それから三年、世間的には全く黙殺されてゐた、頼母木案以來民有國營案の如きものが通つてはたまらぬと反撥した活潑な活動を見せたものである。

◇：民間の電力團體は電力聯盟と電氣協會の二つだけで逓信省が企畫院とガツチリ手を組

## 電力國家管理

(デンリヨクコクカクワンリ)

◇：電力は産業の動力であり、しかもその事業の性質が大規模に國家管理するに適したものであるため、古くから國家管理思想の目標となつてゐたが、昭和十三年春の議會で永井遞相の手によつて遂に「電力管理法」の名で陽の目を見ることゝなつた。

◇：同年四月六日法律第七十六號として公布され、日本發送電株式會社をして政府が企圖する發送電事業を運營せしむる事とした、當初頼母木案として登場した頃の國家管理案は發電、送電設備の主要なるものを總べて統合し、これを政府が支配する事によつて、國家

んで非常時の波に乗らんとするやこの兩者はいづれもひどくショックを受けた、直ぐガナリ散らしたかつたのだが、聯盟では一寸動き難いし下手をすると電力資本家の私慾的策動と解される虞れがある。そこで電氣化學事業者、電氣機械器具材料の製造販賣及工事請負業者までを網羅する綜合的團體たる電氣協會の活動となつたものである。

◇：協會内部もこれに對應して電力問題に關し調査専門委員會、對策委員會、中央委員會懇談會等の機關を設置し勢子の統率に躍起となつてゐたが、國家管理案も通つたので電力聯盟は解消してしまひ電氣協會また社交機關の昔にかへつた觀がある。

(デンーデン)

(デンソーデン)

意思を電力事業の末端にまで及ぼさうとしたのであるが、この永井案によつて発電の内火力はこれを統合したが、水力は新規のもの、みこれを日本発送電の傘下に置く事に計畫を縮小、以て實現をみたのである。

◇：主要火力発電所と送電線を國家意思の下におけば、水力発電及び配電の兩事業も當然にこれを活殺自在の立場におく事が出来るのであつて、昭和十四年四月、この法律の企圖する日本発送電會社は増田元大同電力社長を總裁として誕生し、豊富低廉をモットーに産業國家管理の第一線に七億四千萬圓の大資本を以て乗出したのである。

### 電力料金基準

(デンリヨクレウキ  
ンキジュン)

◇：電氣事業はその公共的且つ恒久的性質により早くから料金を主務省の認可に俟つてゐた、景氣の變動に従つて料金が改訂されたのでは電力の供給をうける産業も供給する電力業者もともに立行かなくなる。

◇：然し認可するにしても基準がなければならぬ、そして電力界によく問題となつた料金更改紛争の解決に目標を與へる必要もあり、逓信省は昭和八年電氣料金認可基準を決定發表した。然しその後政府は電力國家管理を實施したので、政府の支配下にある日本発送電が政府の樹てた基準に従つて買入料金、賣渡

料金を個々に涉つて決定する道が通じ、政府はこゝを通してその所謂低廉なる料金を實現する事になつた。認可などといふ生温い方法ではなく直接且つ積極的に自ら料金を決定するのである。

◇：然し政府がこの「低廉なる料金」の基準に對して重責を負はせた日本発送電は、經濟事情が變化し、石炭々價が急騰し、未曾有の渇水に禍ひされたので、昭和十四年度下期においては二千三百萬圓の尨大な赤字を示し、全部政府が尻拭ひせざるを得なかつた。

### 轉口税

(テソコウセイ)

◇：支那關稅制度は複雑なること世界第一であるが轉口税もその

一例で、外國には稀な内國移出税の一種である。

◇：現行國定輸出税率は一九三四年六月八日の改正であるが沿岸移出の土貨即ち國內通商港間を往來する國産品には移出港で一八五八年に作つた舊輸出税率に據つて正税とその正税の半額の付加税を徵收することに規定された。轉口税とはこの正税と付加税を一括していふのである。

◇：支那のやうに海外との貿易にさへ密貿易の盛なところでは國內の移出税は徵收頗る困難で同じ通商港間を往來するものでもジャンク(小舟)に積載した場合は免税となつてゐるやうな有様である。従つて徵稅費と手數が

(デンソーデン)

かゝりまた國內産業を振興するゆゑんでもないの支那政府はこの際關稅は専ら輸入品に課し、しかも海外港で徵收することにしようとしてゐるのである。今回の支那事變で事情は變つて來たが従來通りになるとこれ日本に在支企業は便宜を得るが、輸入關稅を引上げられることによつて、對支輸出は打撃をうけることになる。

### 電力散荷率

(デンリヨクサンカリツ)

◇：都會では電氣の散荷率もいゝが農村は散荷率が悪いので電力會社も引合はぬといふやうな事が、農村電化問題などで屢々口の端に上る。

◇：散荷率 (Diversity Factor) とは電氣なる荷物が需要に應じて各方面に分散する率である。Aなる電氣が化學工業用の動力に使はれ、工場が終つて今度は電燈に使はれる時、おなじ設備で配電されるAなる電氣が動力と電燈に分散されるといふのである。いはゞ時を異にして一定の電氣が各方面に分散する率である。大阪は東京より日没が卅分ばかり遅い。従つて東京に電燈を灯しても大阪はまだ卅分間電燈を必要としない。その間大阪で使ふ電氣は他の用途に使用出来るわけである。

◇：例へば電力の最大契約量が十萬キロであるが、これに對する一ヶ月間の平均需要量が六萬キロであるとすると、その負荷率が六〇パーセントといふことになり負荷率が高いほど料金が安く、低下するにつれて料金が高まる。

### 電力負荷率

(デンリヨクフカリツ)

◇：電力會社と一般會社との電力料金を決定する場合に負荷率何パーセントといふことが問題となる。容量、單價とならんで負荷率月六〇パーセントとか、五〇パーセントといふことが一つの條件となる。この負荷率といふのは英語のロード・ファクターから來てゐる

もので常識的にいへば、使用者がその最大電力契約量に對して、ある期間内に平均に使ふ電力が何割を占めてゐるかといふその比率をいふ。

これに反して紡績會社の如きは深夜業が廢せられてゐるし、電車の如きも眞夜中は走らぬといふ譯で、休む期間が長いから五〇パーセントまたはそれ以下となる。しかも電力會社としては、最大契約量までの設備はしなければならぬ關係から、無駄が多く、勢ひ料金が高くなるといふ譯である。

### 東亞共榮圈

(トウアキョウエイケン)

◇：この用語は、ホヤ／＼の新顔である、第二次近衛内閣の松岡外相が、外交の基本方針について談話を發表した時、はじめて使つたもので、なか／＼味も含みもある。

◇：日滿支は、政治的理想として協同體制に

立つものであり、經濟的にいへば協同體經濟機構を速かに形成して、民族産業資本の正常にして活潑なる育成の基礎の上に結合し、相寄り相助けて東亞の經濟的自主を樹立し、東亞は東亞の民族の手による新秩序建設の榮光を期待する。

◇：がこの榮光の條件たる日滿支のアウトアルキー(經濟的自給自足)の完成のためには、蘭印、佛印をはじめ南洋一帯を包含する所謂大東亞圈内の諸國の參加が望ましい、さうして、これ等に産する錫、石油、ゴム、鐵等の豊富なる資源を縱横に資源化し利用することによつて東亞の新秩序を經濟的に基礎づけ世界の平和に貢獻せんと方式が考へられる、

要するに日滿支の協同體經濟の外に蘭印、佛印、南洋諸島を含むところの大東亞經濟圏を政治的に表現したのが東亞共榮圈の用語である。

### 東亞協同體

(トウアキョウドウタイ)

◇：協同體の理念は利益體のそれと相對關係にある、社會學的範疇に従へば、利益社會(ゲゼルシャフト)に對する協同社會(ゲマインシャフト)で直接の利潤を追及するのではなく公益優先の體制である、この體制は日本の嚴肅なる政治的大理想で、これを東亞の天地に押し擴めようといふのが東亞協同體である、そしてそれを具現する現實的課題の根本

(トウートウ)

は、經濟的なものであつて、それを基礎づける條件は、既存の東亞における經濟的諸關係を徹底的に再編成するにある。

◇：といつてもその目標は、日本を盟主としたプロツクの東亞の經濟支配ではなく、民族資本の自立を促し、民族經濟の成長を豫定して東亞から歐米資本の侵略形態を驅逐するにある。

◇：協同體制の思想的理論づけは、超民族主義ではなく、經濟的關係でいへば、飽くまで民族産業資本の健全なる發達を結合させることである、近衛内閣の基本國策で謂はれた國土計畫も、この限りで作成さるべく、従つて植民地的要素を持つプロツク經濟よりも、は

(ドワードウ)

るかに逞しき理想を包攝してゐることを知らねばならぬ。

### 同業組合

(ドウゲフクミアヒ)

◇：重要物産同業組合により設置された組合を、同業組合と呼ぶ。一定地域内で生産又は販賣を営む同業者總數の三分の二以上が同意して定款を議定して商工大臣の認可を得れば組合は成立し、同地域内の同一業者は原則として加入する義務がある。

◇：同業組合の目的は營業上の弊害を匡正し利益を増進するにあるが、營利事業を行ふことを禁じられてゐるので積極的な經濟活動は何も出來ず僅かに商品の検査を行つて、粗製

品の生産販賣を防ぐ程度の消極的な事業しか出來ない。

◇：昭和八年十一月以來商工省所管に屬する同業組合は新次官通牒により價格協定は出來るやうにはなつたものゝ、その活動は頗る制限されむしろ親睦の機關といつた方がよい位である。時勢はいつまでもかゝる消極的な存在を許さなくなつて來たので商工省でも工業組合及び商業組合に關する法律を制定して同業組合中の生産に關するものは工業組合に、販賣に關するものは商業組合に轉化せしめる方針をとりつゝある。

◇：従つて從來の同業組合は漸次衰滅してもつと積極的に經濟活動を行ひ得る工業組合又

は商業組合に移り變りつゝある。然し同業組合制度はその歴史の古い關係もあつて、地方的には相當勢力があり、そのため現行同業組合法を改正して時代に即したものとせよといふ意見もかなり強い。(工業組合及び商業組合の項参照)

### 糖業聯合會

(タウゲフレンガフ  
クワイ)

◇：製糖資本のカルテルである糖業聯合會は從來主として臺灣産糖關係者のみの利益代表機關であつたが、近時沖繩、南洋諸島それに北海道の甜菜糖關係會社が加盟し、又は近く加盟せんとしてゐる情勢に鑑み、昭和十年五月一日を期し從來の組織の改革を斷行した。

(ドウートウ)

◇：改組の主要なものは名稱の變更で、「糖業聯合會」は「日本糖業聯合會」と改稱し會長制は廢止されて新たに理事制を設け、理事長に臺灣製糖、理事に大日本製糖、明治製糖昭和製糖を挙げ、外に常務理事一名を置くことになつた。(註 十五年四月現在の理事長は日糖藤山愛一郎氏)

◇：最高議決機關は會員協議會で、理事會は協議會から委嘱された常務を執行するだけに止まる。この外適宜必要に應じ委員會を設け審議せしめる。

◇：糖聯の最大の任務は産糖協定(産糖協定の項参照)と澁糖積取運賃の協定(同名の項参照)とで、前者は各種糖別に國內供給數量

を一定量に限定し間接的には價格統制の役割をもはたしてゐる。

### 統制組合

(トウセイクミアヒ)

◇：工業組合、商業組合又は貿易組合(輸出組合、輸入組合)を設立する目的は業者が相集まつてその工業や商業の改良發達をはかるため共同の施設を行ふといふ點に置かれてゐる。組合の事業としては勿論共同施設のほかに營業の統制もやれることになつてゐるし、また事實營業の統制といふことが各組合の普及發達上大きい力となつてゐることは否めないが、各組合の法律上の建前はどこまでも共同施設を行ふといふことになつてゐる。

◇：ところが近來産業及び貿易に對する國家的統制が強化されるに伴ひ組合の強制設立の必要が生じ工業組合法及び貿易組合法にはこの規定が挿入されるやうになつた。例へば改正された工業組合法には行政官廳が當該工業の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期するため特に必要ありと認める場合は命令の定めるところに従つて地區及び組合員の資格を定め、その地區内で組合員の資格ある者に對し工業組合の設立を命ずることが出来るといふ規定がある。そしてこの組合に對しては特に統制工業組合といふ文字を用ふることになつてゐる。統制工業組合は統制だけをやり共同施設はやれぬことになつてゐるほか組合員

に出資させることも、また他の工業組合と合併することも出来ない。

◇：貿易組合法でも特に統制組合といふ名をつけぬが統制だけをやる組合を認めてゐるし第七十三議會に提出改正された商業組合法にも統制事業のみを行ふ商業組合の強制設立に關する規定や統制事業のみ行ふ無出資の組合を認める規定がはひつてゐる。從來の共同施設本位の組合に對し統制本位の組合を一口に統制組合といふのである。

### 登録公債

(トウロクコウサイ)

◇：たゞ公債といふと無記名の公債證券を考へたがるが、これは「證券公債」で、それと對立するものが「登

(トウートウ)

録公債」別名「帳簿公債」である。國家が公債簿といふものを備へ、これに債權者の名前を登録して置く。賣買讓渡は帳簿上の書替へて濟ませるから證券は要らないといふ仕組みである。

◇：絶対に盜難紛失の心配なく、また元利の受取りを忘れるおそれもないから長く家産として公債を持たうといふ人などには都合がいいが、一々名義を書替へるのだから煩繁な取引には適さない。

◇：公債簿は日銀本店にあるが火事などの用意に大阪支店に副本がある。公債の應募者は最初から登録公債にしてもらふことも出来るし、また「證券」から「登録」に変更する

ことも出来る。

◇：登録公債は証券を發行しないのが建前だが、請求すれば記名証券を發行してもらへる前者を甲種登録公債、後者を乙種登録公債といふ。どつちもその移轉は公債簿の名前を書替へない以上、政府その他の第三者からは認められない。例へば利息などは、やはり公債簿の名義人にしか拂はれない。

### 統制 絲

(トウセイシ)

◇：支那事變の勃發に伴ひ、纖維工業部門の統制は他物資の統制に先んじて強化され、輸出向のものは大體リンク制によつて原料の輸入と製品の輸出が連繫させられ、内地向のものは綿絲人絹絲スフ

絲毛絲ともに切符制に依る配給統制が行はれた。然も初めの頃は自治統制によつて各絲とも別々に統制が行はれたが、昭和十四年一月二十三日に絲配給統制規則が公布されそれに基づいて綿絲、人絹絲、スフ絲、毛絲等を一括して法的配給統制が實施されるに及んで此等の絲を他の法的統制のない絲例へば更生絲、紙絲、生絲(生絲配給統制規則公布に依り最近法的統制が實施された)等と區別して統制絲と呼ぶ様になつたわけである。

◇：此等の絲は絲配給統制規則第一條により商工大臣より指定されたものであつて、この結果これ等の絲を原料又は材料として使用する者は地方長官又は商工大臣の指定した團體

例へば紡聯とか綿工聯等が割當てた數量以上に絲を買ふことも使用することも出来ない様になつてゐるのである。

◇：そしてこれら總ての統制絲の総合的配給統制は纖維需給協議會が各機業家の所有する織機臺數に基づいてやつてゐるのであるが、此の外に麻絲も右規則の適用をうけて統制絲の仲間入りをするこゝとなつた。

### 特惠・最惠・互惠

(トウケイ、サイケイ、ゴケイ)

◇：甲乙兩國間で通商條約を結ぶ場合、或る商品を限つて、互に有利のやうな取極めをする。例へば甲から棉花を乙に入れる場合を無税とするから、その代り乙から器具を甲に入

れる場合に無税にしよう。かういふのが互惠條約である。

◇：甲乙間に於てかゝる互惠條約を結ぶか、或は只漫然通商條約を結び、税率は各國定税率に従ふことを定め、之に加ふるに「若し甲乙いづれでも第三國との間に、第三國にとり甲乙間の取極めよりも有利な取極めをした場合は、甲乙は直ちにその有利な取極めに均霑する」といふ取極めをすると、この條約は最惠條約といふことになる。從來文明國間の條約は殆んどこれであつた。

◇：ところが英國のやうに植民地を方々に持つてゐる國では、この最惠國條款を文字通りに解釋すると、植民地と外國とを同一待遇とす



(トクートク)

ることになり、植民地から不平が出るし、本國としても、その植民地で外國並みに扱はれると不便利である。そこで本國と屬領の間には最惠の上を行く特惠といふものが生れて来た。親子の間だから、他國とは全く別個に自由に行かうてはないかといふのである。

## 特殊銀行

(トクシユギンカウ)

◇：特殊銀行とは普通銀行に對して用ひられる言葉である。普通銀行とは銀行法といふ法律に準據してゐる銀行で別に商業銀行ともいはれる。世間で五大銀行といひ、六大銀行といはれるものは、普通銀行中の五大銀行乃至六大銀行を指してゐる。

◇：特殊銀行は右にいふ銀行法によらず、夫々特別な法律に基いて、設立されたものである。日本銀行條例に基く日本銀行、日本勸業銀行法に基く日本勸業銀行、横濱正金銀行法に基く横濱正金銀行、朝鮮銀行法に基く朝鮮銀行、臺灣銀行法に基く臺灣銀行、北海道拓殖銀行法に基く北海道拓殖銀行、農工銀行法に基く府縣農工銀行、朝鮮殖産銀行令に基く朝鮮殖産銀行などが即ちこれで、政府はその株の一部を所有し、なほ管理官を派して監督し、その使命を遂行せしめてゐる。

◇：貯蓄銀行法に基く貯蓄銀行も普通銀行から見ては特殊銀行ではあるが、一般には貯蓄

銀行と呼んで、普通にいふ特殊銀行の範疇からはなれてゐる。

## 特別會計

(トクベツクロイケイ)

◇：國家または公共團體において原則上一切の收納と一切の經費とを包括して經理する會計が一般會計で、これに對するものが特別會計である。理想からいへば國庫の歳入、歳出はすべて一國として一般會計に統一經理すべきだが、強ひてさうすると却つてわかりにくくなり、いろいろの不便利が生ずる。よつて或る特殊の政務に關する歳計の收支、若くは損益状態を明かにするため、一般會計から切離して別に設けたのが特別會計である。

(トクートク)

◇：特別會計はその性質から分類すると(一)朝鮮總督府特別會計のやうに内地と事情を異にする地域の財政を獨立させたいはゆる「植民地會計」(二)專賣局特別會計の如く商工業的事業を經營するために設けた「作業會計」

◇：(三)帝國大學特別會計など營造物に關する收支を經理するための「營造物會計」(四)國債整理基金特別會計のやうに特定の目的のため或る基金を設けその收支を明かにするための「資金會計」また支那事變費豫算のため設けた年度を定めずに臨時軍事費として事變の續く限り年々追加豫算として計上してゐるやうなものもある。國家財政の全貌は一般特別の兩會計を通觀して、はじめて明瞭とな

る。

### 特別當座預金

(トクベツタウザヨ  
キン)

◇：特別當座預金は小口當座預金とも呼ばれ當座預金と同様銀行の営業時間内なら何日何時でも、預入、引出し勝手次第である。

◇：當座預金と異なる點は當座が利殖に重きをおかず小切手によつて預金者が自己の金銭出納の一部を銀行に代行させる方法であるに反し、特別當座は差向き有利な運用方法のない金や一時の遊金を半ば利殖の目的で通帳を持参し預入するもので銀行にとつては定期預金に次ぐ利益の源泉である。

◇：預入れの最低金高は地方によりまた銀行

によつて區々である。

◇：利益は甲種銀行が日歩五厘、乙種銀行が同六厘(昭和十三年四月現在)で當座預金に比較し甲乙共日歩四厘の上鞘である。従つてこの利鞘を稼ぐ目的で月末、月初の如き金の忙しい時を除き當座預金を特別當座預金に振替へるものが少くない。

### 特約組合

(トクヤククミアヒ)

◇：産繭の處理取引には種々あるがそのうちの四割強を占めてゐるのは特約組合による取引で、この組合は大製絲家が繭の規格を統一し、購繭を確保するために作らしたものである。

◇：特約取引は大製絲家が養蠶者の團體と收

繭前に豫約賣買をする繭の取引形態である。元來製絲家は養蠶者に對して蠶種の統一配給をなし技術を指導し原料の改善を圖つたものが今日では金融及び物品の供給を行ひ、養蠶團體を支配し強制的に生産權の管理まで進んだ。

◇：特約組合の長所としては蠶種を指定配給するため蠶品種の統一が行はれ産繭品位の改善上著しい効果あり、また取引上には繭販賣先が確實なためこれに對する苦心なく、或は繭代金の支拂が比較的確實な特點がある。  
◇：しかも特約組合は大製絲家の養蠶家に對する支配權の擴大であるのみならずその缺點は蠶種の指定配給を必要條件とするため養蠶

者の意思にない蠶種を強要することあり、その蠶種の不良に基く違作失敗には何等補償の責がないこと、また取引上には特約組合の繭が一般相場に現はれる繭に比し一層の經費、努力がかけられてゐるに拘らずそれだけに買はれないこと、繭價の決定が獨斷的で繭價協定會は報告會の嫌がある等である。

### 特約付社債

(トクヤクツキシヤ  
サイ)

◇：讀んで字の如く、特約のついた社債である。特約といつても普通は「この社債を全部償還してしまはないうちは會社の財産をほかの社債や借金の擔保には仕らぬ」といふ約束にきまつてゐる。

(トクートク)

◇：従つて特約社債は無擔保社債に限る。社債の擔保付化といふ問題がうるさくなつて來てから、無擔保社債が申請的にこの特約をつけるのが多くなつた。擔保付は、はつきり財産をその社債の擔保にしてゐるのに特約付は「ほかの債務の擔保にしない」といふだけの消極的なものだから、この特約の文句をネガチヴ・クローズといふ。富士紡社債のやうにこのネガチヴ・クローズをちやんと證券面に印刷した社債もある。

◇：特約付社債を目して、無擔保から擔保付に至る過程であつて、社債淨化の一つの現はれだといふ人もあるし、その無擔保社債を返さぬうちは擔保付の發行が出来ないのだから

社債淨化に却つて邪魔だといふ人もある。

◇：實際、特約付でも普通の無擔保社債同様その社債が不拂となつた場合には、會社の財産に對して擔保付のやうに優先権があるわけではないから、氣安めに過ぎない。短期社債には便利だが、かう濫用されてはどうかと思ふ。

### 特 融

(トクユウ)

◇：思ひ出してもジツとする昭和二年春の、全國的銀行取付け騒ぎ。これを鎮めるため蒸氣ポンプの役目を果たしたのがこの「特融」くはしくは日本銀行特別融通である。當時事態悪化して片岡藏相辭職し、高橋老藏相これに代り議會に急遽「日

本銀行特別融通及損失補償法」といふものを提出し、説明して曰く「全國銀行預金百億の半分五十億圓が引出されるとして、日銀がその資金を民間銀行に融通する。これによる日銀の損失が、融通額の一割すなはち五億圓と見て、政府これを補償する」

◇：この有名な金融恐慌防止法によつて行つた日銀の特別な貸付がこれで、一切、制規、慣例によらず、不動産だらうが二、三流株だらうが書畫骨董だらうが、何でもカンでも擔保に取つて、貸付けたものである。貸付期限は昭和二年五月八日以降一ケ年であるが、單に預金支拂準備金ばかりでなく、休業銀行の整理資金までドシ／＼融通したので、切日に

(トクートク)

は貸付額六億八千七百九十萬圓、被融通銀行は八十八行に達した。但し臺銀、鮮銀、十五昭和等が大部分を占めてゐる。

◇：その後漸次回收されて昭和十年末には遂に五億圓を割るに至つた。昭和十二年五月が最終償還期限だが、政府は期限延長を更に十ケ年行つて、十五年六月現在では特融殘額は三億五千六百萬圓である。

### 解 合

(トケアヒ)

◇：取引所で行はれた賣買は轉賣買戻し又は受渡しによつて契約は終了するが、天變地異、或ひは品不足その他事情によつて契約履行不可能に陥る場合も少くはない。かうした際に賣買双方合意に

(トケートチ)

よつて契約を解除することがある。これを解  
合といふ。

◇：この解合には或る限月、或る契約物件に  
對し一部分で行はれるものを抜け解合、及び  
賣買契約すべてのものを全部に互つての契約を  
解消する總解合の二つがあつて、抜け解合は  
苦境に立つた賣方が買方に降参したり、また  
逆境の買方が賣方に乞うて契約を解除して貰  
ふ場合が大部分である。

◇：これに反して總解合は主として非常時の  
緊急手段として半ば強制的にすべての賣買約  
定に對して行はれる約定の解消で、この著し  
い例としては大正九年の恐慌、同十二年の關  
東大震災の際にこの方法によつて市場の秩序

を維持したことがある。

◇：しかしこの總解合といつてもこれを強制  
すると私權侵害となるから、どうしてもこの  
解合に應じ難い事情にあるものは、その契約  
を有志がシンチケートを組織してこれを引受  
けて善處する場合もあり、前記二回の總解合  
にこの方法が採用された。

### 土地増價税

(トチゾウカセイ)

◇：今まで畑か田圃  
であつた土地に電車が通るとか鐵道が敷かれ  
たとする。住むものゝなかつた土地が急に開  
けて道路が出来た家が建つ。その結果は附近  
一帯の土地の値上りとなる。だがこの土地の  
値上りは、何等所有者の努力によつてもたら

されたものでなく、全く鐵道とか、電車がそ  
の土地を通るやうになつたからのことであ  
る。

◇：これに類することは他にいくらかもある。  
その土地の人口が増加するとか、經濟的また  
は社會的發展のためとか、中央、地方政府が  
いろ／＼な施設をするとかいふやうなことで  
全く思ひも設けぬところから土地の値上りを  
來す。これがいゆる不勞所得に屬するもの  
で、これには當然課税して負擔の公平を期す  
べしといふ議論が出て來るのも當然である。  
土地増價税といふのがこれで、つまり右のや  
うな原因で起つた土地増價を課税物件とする  
税で、外國では行はれてゐる。

(トチートチ)

◇：これには勿論、長所もあれば短所もあり  
學說上の議論としては紛々たるものがあるが  
わが國においては、すでに税法の草案までも  
出來てゐながら、未だに實施されずにゐる。  
◇：だが中央、地方ともに赤字財政で苦しん  
でゐる折柄である。しかも市内にある富豪、  
貴族の大邸宅が山林、原野として脱税されて  
ゐる例もある世の中である。もう一度眞剣に  
問題とされる時があらう。

### 土地賃貸價格

(トチチンタイカカ  
ク)

◇：地租の課税標準は土地賃貸價格とする旨  
が地租法に定めてある。そこで土地賃貸價格  
調査法といふものが出來て大正十五年四月一

日施行となり、米穀その他物價調査地圖の調製、有租地現在額調査、田畑、鹽田、宅地、鑛泉地、山林、池沼、牧場、原野などの賃貸料の實例調査、土地編級狀況調査、賃貸價格見込額について調査するのである。これに基いて決定した土地賃貸價格が昭和三年實施となつた。ところがその土地賃貸價格は十年毎に改訂することになつてをり第一回の改訂は昭和十三年に行つた。

◇：賃貸價格を決める田畑所得に例をとれば大正十五年の調査で當時採用された米價はその前五ヶ年平均で卅五圓四十四錢（深川中米標準相場）である。しかしその後米價は非常に安くなつたので昭和十一年につき前五ヶ年

の平均をとると廿二圓九十八錢となる。即ち舊來の賃貸價格を一〇〇とすれば十三年度の改訂に用ひられた米價は六四・八といふ變化だ。

### トラスト指定

(トラストシテイ)

◇：改正重要産業統制法の「第二條の四」に「重要なる産業を營む者にしてその生産高または販賣高が當該の産業における生産または販賣高の二分の一以上を占むるものは命令の定むる事項を政府に届出づべし、前項の産業の種類は統制委員會の議を経て政府これを指定す」といふ項目がある。トラストといふ文字は使つてゐないが當該産業において生産または販賣高の二分の

一以上を占めるものを、トラストと見て、これを取締るための法規である。「命令の定むる事項」とは具體的にはその會社の生産設備生産高または販賣高、販賣價格、取引條件といふやうなものである。

◇：昭和十一年の夏開かれた統制法改正後最初の統制委員會はトラスト結成産業として洋紙とビールをあげ、洋紙では全産額の九割弱を占める王子製紙會社、ビールの方では全産額の七割を生産する大日本麥酒會社をトラストに指定した。

◇：命令事項を届出るだけでは意味がないといふかもしらんが統制法第三條にはカルテルやトラストの横暴を取締る公益規程があるか

らこれを活用すればいゝわけだ。尤も政府がこの法律を楯にとつてトラストを取締るといふことは、事實上容易なことではないやうである。

### トランパー

◇：不定期船のこと  
定期船(ライナー)

に對する言葉である。遞信省命令の定期航路は出帆時刻が遅れてもお届けが必要な位、航海の正確をやかましくいふのだが不定期船の方は荷物次第で出帆も自由に延ばすし、寄港地も勝手だし、少くともライナーが乗合ならトランパーは、タキシード見たやうなものである。

◇：海の日本は特に社船と號する郵、商船(い

(トラートリ)

はゆる乗合式)と社外船(タキシード式が多い)とより成り世界の海上を漁りあるいてゐる。この商船隊(コムマーシヤル・フリート)は昭和十二年末において優に五百萬噸を突破し英、米に次ぐ世界の第三位である。代表船主といへば先づ社船の郵、商船だが、船の立派さから見ると、大西洋あたりの優秀船とは比較出来ない。

◇：むしろ日本在來の特色(?)はボロ船の朦朧振りで、これならどこのボロ船に比べても遜色なく、安く参りませうの一時の圓タク同様、値切られても行く。外貨建て運賃においてこそは無理でも手取には有利なのだ。その代り船體はフォードの古物に類し、ロール

スロイスなどの高級車を使つてはたまらない。運轉手(海員)の給料もズツと安くしてある。

### トーマス燐肥

(トーマスリンピ)

◇：トーマス燐肥は今より約六十年前(一八七八年)英人トーマスによつて發明されたトーマス製鋼法によつて生成された含燐鋼滓を粉碎せるもので、その肥料的效用については歐洲各國で研究されたが、殊に燐分の高い鐵礦石を多く産するドイツにおいて完成され最近同國の製造高は三百萬噸に達してゐる。

◇：我國においては、昭和十三年日本鋼管川崎工場で初めてこのトーマス製鋼法が採用さ

れ、トーマス燐肥が新肥料として登場したのである、トーマス製鋼法は屑鐵及燃料を必要としない利點があるので將來ますます有望視され従つてトーマス燐肥の製造高も増加するものと見られる。

◇：なほ同肥料の生成は可溶燐酸一六%が保證され肥効は過燐酸石灰に劣らない。

### 取引員・會員

(トリヒキキン・クワイキン)

◇：取引所で賣買取引をなすものは株式會社の取引所ならばその所屬の取引員、會員組織取引所ならばその取引所を構成する會員に限られてゐる。この取引員は大正十一年の取引所法改正までは仲買人と稱せられたもので、

商工大臣の認可を受け、且つ當該取引所所定の身元保證金を納入せねばならぬ。

◇：取引員、會員は「帝國臣民または帝國法令により設立した會社」たることを要し未成年者、禁治産者、準禁治産者、妻等の無能力者、復權せぬ家資分散者、破産者及びその他法律によつて處刑され一定年限を経過せぬものは取引員たることが出來ず、また會社の場合は實權が帝國臣民に掌握されてゐるものに限られてゐるなど、いろいろの制限がある。

◇：取引員でないものは取引員に委託してその店を通じて賣買取引を行はねばならない。従つてこの點で取引員は委託者の計算におい

(トリートリ)

(トリーナリ)

てなすものと自己の計算においてなすものと二つの取引があることになるが、取引所法には、取引員はこの何れの場合でも「一切の責任を負ふべし」と規定されてゐる。

◇：従つてこの自己の名において他人のために物品の販賣または買入をなすことは商法上からいふと商業上のいはゆる問屋営業であるが、たゞ普通の問屋業と違ふ點もあるので、いはゞ取引所法上認められた一種特別の問屋営業であるといつてもよい。

## ナ 行

### 成 行 約 定

(ナリユキヤクザヤウ)

◇：生絲は清算取引以外問屋、輸出商間で毎日現物の取引が行はれるが、現物取引の外に先約定の慣行もあつてこの先約定は普通二ヶ月から五、六ヶ月先に及ぶものがある。成行約定、値決め約定の二つがこの先約定に屬する。

◇：成行約定といふのは豫め値段をきめず数量と引渡月だけの約定をしてにおいて値段はその日の成行相場によつて仕切るのがそれである。値決め日は毎月五日十日と定められてをり當日休日の場合やまたは賣手買手間の値段の折角がつかぬ場合は稀に翌日に持ち越されることもある。

◇：値決め約定といふのは数量、値段、引渡

し月を明確に決めておく先約定で、この値段を前以つて決める點が、成行約定と異つてゐる。

### 中支那振興會社

(ナカシナシンコー  
クワイシヤ)

◇：中支那における經濟の復興及び開發を助成するために設立された半官半民の國策會社で昭和十三年秋資本金一億圓で創立された。

◇：由來上海を中心とする中支那は人口稠密資源に富み、支那經濟の心臟部ともいふべき地域であるが、戰禍にその機能の大半が破壊せられたので、これに日本の資本と技術を入する經濟建設の先導者として投資、融資乃至は自ら事業の經營にも當ることゝなつてゐる。

(ナカーナカ)

る。

◇：事業の範圍は定款によつて交通、運輸、通信、電氣、ガス、水道、鑛産、水産、その他中支那における公共の利益又は産業振興のために必要なる事業と規定されてゐるが、昭和十五年春の第二期株主總會に報告されたところによると、傍系投資會社は華中鑛業、華中鐵道などをはじめ十三を數へてゐる。

◇：同社は中支那振興會社法によつて、拂込資本の五倍まで中支那振興債券を發行することが出來、これが元利拂は政府で保證することを得ることゝなつてゐる外、民間持株は配當が六分に達するまで優先配當權が認められ且つ創立後五ヶ年間は民間株主への配當を確

(ニジャーニシ)

實にするため、政府から一定の補給金交付をうける特典も與へられてゐる。

## ニヴアス

◇：ジャワはキューバとともに世界の二

大産糖國として知られ世界糖界を制覇してゐたが、歐洲大戰後各國が砂糖の自給自足確立を企圖するやうになつてからは、昔日の倂なく、加ふるに世界恐慌に禍されて肝腎の輸出がばつたり止まつて、國內に砂糖の山を築く始末。

◇：かゝると生産業たる糖業の没落はジャワの危機を意味するもので官民協力糖業救済に當ることになり「管理糖令」といふ糖令が公布され、これに基いて一九三二年十二月、

蘭領印度砂糖販賣組合 (Nederlandsch Ind-

ische Vreeniging voor den Af zet von Suiker... N. I. V. A. S. ニヴアス) なるものが設立された。

◇：このニヴアスはジャワで産出される砂糖の金融、國內販賣數量並に價格、輸出數量、價格の決定をはじめ砂糖に關する一切の權能が與へられてをり、いはゞジャワ糖業の救済本部ともいふべきものである。

## 二重ボード

(ニゲエウボード)

◇：二重ボード (Board) 制とは重役を二分して議決機關と執行機關に分けることである。議決機關はいふまでもなく會社の方針を決定する最高機關で會

長を主とし執行機關は議決機關の決定した方針に従つて會社の實務に携はる機關で社長を主とする。

◇：重役の人數が多くなると當然かうした二重ボード制が必要になる。取締役三人に監査役一人といふやうな會社なら重役會を開くことも簡單であるが、それが十名、廿名ともなれば執行機關たる常務重役連は社務の運用に關し諮問すべき全重役の會議をしば、開く譯にもゆかず、そこに多大の不便を感じるようになる。

◇：そこで社務の實績をあげようとするためには勢ひ議決、執行の二機關を設け兩者を有機的に運用するといふ必要も起つて來る。ま

(ニジャーニチ)

たこの制度だと殆ど會社には出勤できぬが、社務運用には重大な人物である重役をも決議機關として多數擁することが出来ることになる。日鐵などがこの一例で、平生鈺三郎氏が會長、中松眞卿氏が社長となつて二重ボード制がその權能を發揮してゐる。

## 日銀週報

(ニチギンシユウハ)

◇：日本銀行はいふまでもなくわが國の中央銀行であつて兌換銀行券發行の特權を付與され常時及び變時に處し常に適正な通貨の供給を圖つて、金融及び一般經濟を統制し、更に信用の基礎である通貨及び通貨制度を擁護する地位にあるものであつて公衆の利害と密接



重大な關係を保つてゐる。従つて同行の業態は常に健全にして透明でなければならぬ。同行が毎週火曜日に營業週報を發表し隨時變化する業態を公衆の前に明瞭にし一般の批判を求めてゐるのはこのためである。

◇：同週報の各項目は負債の部と資産の部に分けられてゐる。(負債の部で重要な項目となつてゐる政府預金特に政府當座預金及び一般預金については潜在通貨の項を参照されたい。)

◇：資産の部で重要な項目は、金貨及金地金、割引手形、外國爲替貸付、公債等である。金貨及金地金は發行兌換銀行券に對する金準備で昭和五年の金解禁前には十一億圓近い準備

を保つてゐた。割引手形の中には約三億六千萬圓といふ特別融通が含まれてゐるので伸縮性のあるものはこれを除外したものである。◇：公債は日本銀行が昭和七年來續々發行されたいはゆる赤字公債を引受けて發行し事變以來は事變國債も引受けて發行してゐるので一方で賣れてはゐるといつても年々手持公債は増加の傾向にある。

### 日銀重役總會

(ニチギンヂヤウヂ  
クワックワイ)

◇：最近頗りに近代化されたといはれる日本銀行だが未だに古めかしい慣はしが幾多残つてゐる。九時(始め)と三時(終り)の拍子木などは趣きがあるとしても、定時總會のこと

を定式總會、監事の入らぬ重役會を重役集會、監事の入る重役會を銀行總會などと、日銀は中味もあの建物が象徴するやうな嚴しさだ。

こゝに取上げた重役總會は昭和十二年春の議會で日銀條例の改正によつて新設された日銀參與理事の會合のこと、それならばあつさり參與理事會といつたらよささうなものだ。

◇：重役總會の構成をみれば總裁、副總裁、參與理事、理事であり、條例では「參與理事七名以内を置くことを得」となつてゐる。現在には中根貞彦、兒玉謙次、松本丞治、津田信吾、大久保利賢、八代則彦、森廣蔵の七名、いづれも財界第一流の顔ぶれである。月二回定期(第一、第三水曜日)に開催することに

なつてゐるが、重役總會の任務は日銀に關する重要な方針を審議するといふことになつてをり、現に同年に行はれた國債を保證とする手形割引率の引下げなどはまづこの重役總會によつて方針が決められた。

◇：日銀は池田成彬氏が深井英五氏の後を襲つて總裁に就任して以來從來の商業金融から廣く産業金融にまでタッチするといふ轉換期を劃したので、この制度は從來の日銀參與と異つて日銀今後の方向を左右する重大任務を持つてゐるわけである。

### 日銀帳尻

(ニチギンヂヤウヂ  
リ)

◇：日本銀行では毎日「日銀帳尻」として次

のやうなものを發表する。(昭和十五年十一月廿日の實例)

日銀帳尻(四月廿六日、單位千圓)

兌換券發行高 三、四四八、九二三 増ニ、四四六

正貨準備 五〇一、二八七

預金 四一〇、九〇七 減四、一三五

貸出 五一四、三九五 増四、一三五

◇：兌換券發行高は現實に日銀の窓口を出て世間に廻つてゐる紙幣の高で昭和七年九月も昭和六年九月も最高で十億臺だからその時分より札の高は十五年の方が遙かに殖えてゐるわけ。昭和二年金融恐慌の時には各銀行へドシ／＼貸付けたので實に廿六億餘圓になつた

こともあるが最近はずつと卅億臺を續けてる

◇：預金は民間銀行並に政府の當座預金で要求次第札に變るから潜在的な通貨に外ならぬ。月末には政府も支拂のため引出す、民間銀行も月末用に引出すから預金は減少する。預金が減少すれば、それだけ兌換券發行は膨張し、預金が増加すれば反對に縮小する。

◇：貸出は、民間銀行へ手形割引で貸したり正金銀行へ外國爲替資金として貸した金で、貸出も昭和二年には廿億といふべら棒な數字を出したものの、貸出が増加すれば兌換券は當然膨張する。

### 日銀預金

(ニチギンヨキン)

◇：日本銀行が毎日

公表する帳尻の中に預金といふ項目がある。

これは同行が政府、銀行、信託會社及び宮内省から預つてゐる預り金のことで、銀行、信託及び宮内省の分が一般預金でその他の政府關係の預り金が政府預金である。

◇：銀行、信託の預金がこれ等の銀行信託にとつて重要な支拂準備の一部分であることはいふまでもない。政府預金は政府當座預金とその他の政府預金とに分れてゐる。これを會計別に見ると一般會計のものと預金部、專賣局、鐵道及び電信電話事業等の外特別會計のものとのが、その大部分を占めてゐる。

◇：その他の政府預金とは指定預金と別段預金の二種で指定預金は主として海外指定預金

(ニチーニツ)

であるがこれは國策上必要と認められた場合、政府が正金、臺銀、鮮銀等の特銀に用途を指定して融通する貸付金で、これを日銀預金の形式で處理する。

◇：別段預金は政府所有の外國通貨や日本の大判小判等で、政府所有の特殊現金である。政府預金も一般預金とともに無利息となつてゐる。

### 日ソ漁業條約

(ニツソギョゲフデウヤク)

◇：北鐵讓渡に引續いて日ソ間の問題となつてゐるのがこの條約で丁度昭和十一年の五月廿五日で満期となつた。若しこれを修正するなら一ヶ年前に申出て一年以内に修正商議を

結了するといふことになつてゐるので日本側から改訂を要求し、既に數ヶ年に亙つて商議が行はれてゐるが、一向進捗の様子が見えな  
い。僅かに昭和十一年十二月廿九日一ヶ年の延長協定が成立し、その後も暫定的にこれを踏襲してゐるが改訂本條約は未だ成立を見ない。

◇：元來この條約は日本海、オホーツク海及びベーリング海における露領沿岸の漁業所謂露領北洋漁業に對する邦人の漁業權を規定したもので、毎年浦鹽で行はれる漁區の競賣もこの條約に基けば、讀者諸君の食膳に上る蟹や鮭の罐詰もこのお蔭だといつていい。

◇：邦人の漁業權が確認されたのは日露戰爭

いつた状態にあつた、かくの如きは農業經濟の最大の基礎をなす米穀生産の方面からも、また食糧政策の上からいつてもこれが改善をなすべき必要があつた。

◇：支那事變による戰時經濟下においては、特にこれが要望されたところで、このため米穀配給統制法が制定され、米穀配給の一元化のため國策會社としてこの日本米穀會社が誕生したのである。

◇：この會社は政府米賣買の代行をなす外、正米取引を主體とする米穀市場を開設し、東京、大阪の大都市市場では特に延べ取引、未着取引を行ひ需給の圓滑と適合をはかることになつたが、その後の米穀事情の變化からこ

の結果で明治四十年に始めて條約が結ばれたがその後ロシア革命による混亂期を経て昭和三年五月に現行條約が締結されたが、その後露國の進出甚しく、日本側は僅かに現有漁區を維持してゐるに過ぎなく、日本側は日魯漁業會社外三名しかない。

### 日本米穀會社

(ニホンベイコクク  
ワイシヤ)

◇：米穀配給統制法によつて設定された國策會社の一つである、わが國米穀の配給組織は從來米穀取引所、正米市場、米穀取扱業者團體等多數に分れ全然統一を缺いて來た。

◇：その代表的な米穀取引所は、投機取引を主として配給市場としての機能は全然ないと

これらの市場は開店休業の状態にあり、政府米の取扱により需給の調整をなしてゐるに過ぎない。(米穀配給統制法の項参照)

### 日本銅統制組合

(ニホンドウトウセ  
イクミアヒ)

◇：銅の統制は從來産銅水曜會といふ團體によつて統制されて來たが、軍需インフレの波に乗つて幾多のアウトサイダーが簇出するに至つたので、業界の統制は多難を思はせるものがあつた。

◇：しかも戰時體制の前進によつて、政府は銅の消費統制を強行することになつても肝腎の業界がバラ／＼では消費統制の圓滿なる遂行は期し難いといふので、商工省と産銅水曜

會とが折衝を續けた學句、昭和十三年二月從來の産銅水曜會メンバーたる日本鑛業、三菱鑛業、古河鑛業、住友鑛業、藤田鑛業の五社にアウトサイダーたる昭和鑛業を加へて日本銅統制組合を設立した。

◇：本統制組合は、從來の産銅水曜會の統制事項たる(一)輸入銅鑛の割當(二)輸入精粗銅の販賣(三)各社産銅の配給調節をそのまま引繼いだし更に配給の圓滑適正を期するため電線には電線原料銅配給統制協會、伸銅には伸銅用銅亞鉛配給統制協會等各主要消費部門毎に統制協會を設立して統制の完璧を期してゐる。

### 日本石炭會社

(ニホンセキタンク  
ワイシヤ)

◇：日本石炭會社は、「石炭配給統制法」に基いて設立された會社である。同社は資本金五千萬圓、政府半額出資の所謂國策會社で、昭和十五年六月一日創立された。同社の事業は、「石炭配給統制法」によつて、石炭の一手買入販賣を行ふのである。これが詳細な方法等については「石炭配給統制法」に述べられてゐる。同會社は、本來石炭の配給機關をも統制し、名實共に日本石炭會社として諸産業の基礎物資たる石炭に關し計畫的に配給を行ひ、十四年暮から十五年初春に涉つてみられたやうな石炭不足に基く電力飢饉などの

惹起を防止する方針であつたが、現在の配給機關を全て包括することは摩擦を起す恐れもあり、經費も巨額にのぼるので、とりあへず一手買入購買を行ふのみにとどめたものである。しかし、同社の設立によつて石炭は必要方面に對しては適確に配給せられることとなり、従つて闇取引の横行、買溜、買占等配給の不圓滑を來たすやうなことは是正されるやうになつた。

### 日米通商條約廢棄

(ニチベイツウシヨ  
ウデウヤクハイキ)

◇：米國々務省は、昭和十四年七月廿六日わが國に對し六ヶ月の豫定をもつて一九一一年の日米通商條約の廢

棄を通告して來た。元來日米間の通商は、この條約によつて極めて順調に行はれて來たもので、豫告期限を付して廢棄出來るからといつて、出し抜けにかゝる措置に出ることは國際慣例上からいつても不當である。

◇：廢棄の原因については當時天津において日英間に北支における英國の敵性排除を中心とした交渉が行はれてゐたので、英國の對支政策變化を牽制するためであるとも、また米國東部の鐵鋼業者がわが國へ屑鐵輸出を禁止すべく策動したのだともいはれるが、何れにしても東亞の事態を認識せずわが國を威嚇し牽制するにあつたことはいふまでもない。

◇：この廢棄通告によつて同條約は昭和十五

(ニチーニチ)

年一月廿六日限り無効となつた、その後の米國の對日態度はことごとくわが國の不利をはからんとしてゐることは大いに警戒すべく、特に十五年七月には屑鐵、石油製品等に輸出許可制を布き、その他種々の點において通商上に障害を來さしめてゐるが、しかしこれによつて苦しむものは却つて米國の業者であることは皮肉である。

## 日滿鐵鋼販賣會社

(ニチマンテツカウ  
ハンバイクワイシ  
ヤ)

◇：日本製鐵と鉄鐵共販の二系統に分れてゐた鉄鐵供給機關を一元化するため、昭和十三年七月一日、日本製鐵と日滿商事との間に日

滿鐵鋼並に輸入鐵鋼を打つて一丸とする共販會社が設立された、これが日滿鐵鋼販賣會社(資本金二百萬圓、全額拂込済)である。

◇：この會社は國內鉄、輸入鉄の配給統制機關であつて、日本製鐵の輪西鉄、釜石鉄、兼二浦鉄、八幡鉄、日滿商事の鞍山鉄、本溪湖鉄の賣買及び委託販賣を行ひ、また日滿鐵鋼販賣會社に参加しない鉄鐵製造業者の鉄鐵もその販賣の結果はすべてこの會社の手を経て商工省に報告することになつてゐる。このため鐵鋼需給統制規則によつて鉄鐵に關する鐵鋼割當證明書(切符)の經由團體として指定されてゐる。

◇：日滿鉄のほかに外國鉄は岸本を通じてベ

ンガル鉄、日印を通じてバーン鉄、日商の手を経てタター鉄、三井、三菱から歐米鉄(現在輸入皆無)を入れ、これらを従來の指定販賣人即ち新聞屋(三井、三菱、岸本、大倉、日商)を経て製鋼、鐵管、大口鑄物業者に配給し、また従來の指定問屋即ち舊問屋(十六社)を経て中小鑄物業者に配給してゐる、社長は遊澤正雄氏事務所は丸ビル七階にある。

## 熱位

(ネツキ)

◇：東京ガス及び東部ガスの兩社はその販賣ガスを熱量で賣つてゐる。これが理想的だ。昔のやうに單に容量で賣るのでは熱量の低いのを賣られた場合消費者がやり切れない。又消費者に送られるガ

スが常にその熱量を變へてゐるやうでは、たとひ低い熱量のものが賣られなくても消費者は困る。

◇：東邦ガスがまづ愛知縣知多半島の半田でこれを試験的に實施し、昭和七年四月から東京ガスで全般的にこれを斷行、今では東邦ガスも全區域にこれを用ひてゐる。然し東京ガスでこれを實行した當座、消費者の方では事實それだけの熱量があるかどうか分らず、會社がインチキをやつてゐるのぢやないかとの疑惑を抱いたため、會社側は會社員をあげてその説明に約一ヶ月を費したものだ。

◇：熱量制の單位は「熱位」であつて、一熱位とは一萬大カロリーである。而して大カロ

(ネツーネツ)

(ノウーノウ)

リールとは一キログラム・カロリーであるから即ち一キログラムの水を攝氏一度だけ高める熱量の一萬倍である。東京ガスの一立方メートルのガスの中には〇・四二熱位が含まれてゐる。昭和十三年四月一日からは東京市の新舊市域共同一の料金に統一され十熱位一圓九十九錢、市外、埼玉、神奈川は二圓卅一錢となつた。

### 農業動産信用法

(ノウゲフドウサン

シンヨウハフ)

◇：信用組合や特殊銀行の進出で農業金融は可成り改善されてきたが、無盡、頼母子講、個人貸借、商店借などの在來の極めて不合理な金融がまだ過半数を占めてゐる。これ

がため中小農林漁業者は非常な高利を拂ひ殊に商人から借金する場合はその生産物の販賣まで束縛されて購入品選擇の自由を失ひ、種々の不利益を蒙つてゐた。農家に五十億圓の負債が累積したのも一にこのためともいはれる。

◇：これら農業金融の改善を圖るため制定されたのが本法で第六十四議會の協賛を経て昭和八年十一月から施行された。その目的とするところは農林漁業者の擔保力の擴張を圖りその生産資金供給の圓滑を期するため新たに農林漁業生産資金融通の先取特權及び農業用動産の抵當權に関する制度を創設して、貧農林漁業者に金融の途を開くことにある。

◇：本法の骨子は左の通りである。

一、信用組合その他勅令を以て指定したる金融機關(漁業組合、特殊銀行)が農漁業者木炭業者に對し生産資金を貸付けた場合には特別の先取特權を設け、掛賣商人などの債權者のため生産物を束縛されることを防ぐ。

二、農漁業の經營に用ふる主要なる動産の上に抵當權を設定しうることをした。即ち牛馬、農業用機械、廿噸未満の漁船等勅令を以て定める農業用動産の占有權を移さず、その儘これを債務者たる農漁業者に使用せしめつゝ、信用組合その他勅令で定むる金融機關に對し擔保に供し得ることとした。

(ノウーノウ)

### 農業保險

(ノウゲフホケン)

◇：農業保險は昭和

十三年に水稻、桑、麥類を對象として生れた農業保險法によるものだがその筋はかうだ、

(一) 保險の組織、元受保險—農業保險組合(組合員は市町村農會、養蠶實行組合)再保險—組合聯合會(道府縣單位)及政府(二) 共濟(保險)の目的と事故、水稻(風水、旱、雹害及一定の植物病)桑(風水、旱、雨及濕潤害)麥類(風水、旱、雹、雨及濕潤害)(三) 共濟(保險)責任期間水稻は本田移植期より收穫期に至る、桑は發芽期から晩々秋蠶上簇期に至る、麥類は發芽期より收穫期に至る(四) 元受保險と再保險との關係、元受保險とそれ

(ノウワーノウ)

に上位する保険聯合會との關係は元受保険の引受けた保険金額の七割につき聯合會が再保険を行ひ聯合會と政府との關係は聯合會の引受けた責任額の中一定程度以上の損害が発生した場合、一定額を超ゆる部分を支拂ふ。

◇：この法によつて政府の期待する効果はかうだ、わが農業は氣象的損害を受けることが大きい、年々の被害面積は百萬町歩損害額は一億圓だ、しかも一戸當りの耕地面積一町歩といふ小農經營に運命づけられてゐるわが農業經營は甚だしく弾力性がない、この立法によつて農業生産力の維持増進、従つて農村の經濟更生の一翼たらしめんとするにある。

### 農業報國聯盟

(ノウゲフハウコク  
レンメイ)

◇：農業報國聯盟は昭和十四年一月六日に誕生した。時の櫻内農相を會長とし、町田忠治、後藤文雄、山崎達之輔、島田俊雄、有馬頼寧、諸氏を顧問に、加盟團體として帝國農會、産業組合中央會、日本中央蠶糸會、帝國水産會、全國山林會聯合會、中央畜産會、全國養蠶業組合聯合會、帝國馬匹協會の入農業團體の他に全購、販聯、全漁聯、日本農民聯盟、中央農林協議會、富民協會など關係卅六團體を賛助團體として結成されたものである。

◇：農業報國聯盟は事變下における農業生産力の維持擴充並に統後農村の生活安定を目的

とするのであつて、これを達成するために農業報國運動を振興し、農村の精神作興を圖ると同時に、他面原料、食糧農産物増産、作業及經營の共同化、資材の共同利用、勤勞奉仕、廢品蒐集、應召農家に對する軍事援護等を部落實踐事項として行ふものである。

◇：農業報國運動の組織は、前記八團體及び賛助團體をもつて中央機關とし、これに貴衆兩院議員、學識經驗者、官廳關係官等を加へて事業計畫を行ふのである。地方には先づ道府縣毎に支部を置き、地方長官を中心として道府縣經濟更生委員、關係團體代表者等より役員を選任して事業を行ふ。更に郡市内には郡市農業報國委員會を設置し、加盟團體所屬

(ノウワーノウ)

の團體代表者をもつて組織し、この下に町村及部落農業報國指導班を置いて實際の指導を行つて農業國策の徹底に協力してゐる。

### 農村電化

(ノウソンデンクラ)

◇：農村は非常時だ都市と農村の不均衡はこれを打破せねばならぬ。かうした潮流に乗つて農林省はこゝ數年來農村電化を主唱した。スローガンは古いが時勢に應ずる新しい意味を持つてゐる。農村非常時を救ふための低廉電力だ。

◇：經濟的にいへば農村の電力料は自ら高からざるを得ない。人口が稀薄で且つ一戸當りの需要量も少い上、動力方面の負荷率が非常に低い農村に、都會同一の料金では會社はや

(ノウワーノウ)

り切れない。排水に使ふ動力など年によつては一年間に僅か廿時間しか使はない。こんな負荷率が低くては殆どその設備を遊ばし通してゐるのも同じだ。産業組合邊りて電力會社から安い電氣を供給してゐる例もある。がそれは特別な條件の下においてだ。村の内に年中潤れない手頃な溜や急流があつて、これによる出力が村内の電力需要にびつたり適合するやうな場合だ。しかしかうした幸運な事情ばかりをあてには出来ない。

◇：新らしい農村電化は、政府援助の特殊の電力會社を興し政府の費用で安く電氣を農村に送るか、當局が無理にでも配電會社に安い電氣を供給させるかだ。結局は安い電氣が必

要である、電力管理法に基く日本發送電會社は設立されたが、まだ農林省の意圖する農村電化の實現は遠いし、また電氣事業全體から見れば農村におけるこの種の電力需要は極めて僅かである、要するに政策料金が問題になつて来る。

### 農村負債整理組合法

(ノウソンフサイセイ  
イリクミアヒハフ)

◇：五十億に上る借金地獄から農村を救はうといふのがこの農村負債整理組合法の目的で昭和八年八月一日から實施された。施行期間は五ケ年、その間に政府から三千萬圓の國庫補償法で二億圓の整理資金を融通し、整理のお膳立をしてやらう

といふのである。

◇：整理の目標となる町村は農山漁村と看なされる九千町村で組合の組織方法は大體部落單位で一組合を設立させ一町村に四組合の豫定、従つて組合總數は二萬四千組合となるがこの外信用組合、漁業組合で負債整理事業を行ふものを一千組合と豫定して、總計二萬五千組合を目標としてゐる。

◇：組合は組合員の借金償還計畫と同時に經濟更生計畫を樹立し借金の切捨、利息並に償還期限の緩和について斡旋をする。もしその斡旋が功を奏さない場合には、市町村負債整理委員會に調停させ、それでも協定が成立しないときは、金銭債務調停法に持つて行かう

(ノウワーノウ)

といふ段取である。

◇：一組合當りの特融額は平均八千圓、組合が、組合員に對する貸付限度は一千圓とし、その償還は二ケ年据置、廿ケ年賦だが、もし損失を招いた場合には國庫補償が三千萬圓、その残りの損失は府縣と市町村で折半することゝなつてゐる。

### 農地等管理令と農地價格統制令

(ノウチトウクラウン  
リレイとノウチカカ  
クトウセイレイ)

◇：土地政策に關する臨時措置として農林省では總動員法を適用し、農地等管理令と農地價格統制令の兩勅令を立案し近く總動員審議會の議を経て公布することゝなつたが、その



内容は耕地の改廢に許可制を設け、重要農産物増産確保に萬全の策を講せんとするもので計畫農業の前進に拍車をかけたものといへるが、根本策については別の機會に恒久的な法制が用意されることとならう。

◇：即ち事變以來軍需工場の地方進出その他のため、すでに農耕地の潰れたものが四萬町歩にも及んでゐるが、農地等管理令はこの潰れ地を制限するため(一)農地を耕作以外の目的に使用する場合には原則として行政官廳の許可を要することとし、また農地を耕作以外の目的に使用するため譲渡する場合にも一定の制限を設けて統制し、また休閑荒地を利用し得るの制度を設けたこと。(二)農家に對し

耕作規正の命令をなし得ることとしたことなどをそのねらひどころとするものである。

◇：次に農地價格統制令は土地價格の著るしい昂騰を調節するため地價を現在程度に抑へんとするのが目的で、具體的には稅務署調査による土地賃賃價格の二倍以上の價格をもつて農地の賣買を禁ずる事を目標としてゐる。

## ノンパー

◇：ノン・パーとは略稱で正確にはノン

・パー・ヴァリユー・ストック(Non Par Value Stock) 即ち額面のない株式のことである、日本では五十圓株、百圓株などと株式の額面には一定價格が表示されてあるが、ノン・パーにはこれがない。

◇：額面のない株式をどうして發行なり、募集するか、難しくいへば會社の収益力、將來性、資産内容などから一株の價格を決定してそれが六十圓ならば一株六十圓として賣出すのであるが、もつと平易にいへば、一定額面のない代りに時價で賣出し募集する株式である。

◇：募集者にも應募者にもまことに都合のよささうなことだがこの制度はともすれば募集者側にインチキを奨勵するやうな結果に陥り易い、例へば新會社設立の場合大衆には事業の内容、將來性など判明せぬにつけて募集者がこれを誇張宣傳して實力以上の賣出價格をつけてみたり、また資金調達困難の場合

に資産を勝手に評價、宣傳して株を賣りつけ後から株價の下落を招く危險が多分にある。

◇：この制度はヨーロッパにはないがアメリカでは相當に行き渡り、例のラヂオ・コーポレーション會社もこの制度に依つてゐるが銀行株にはなく、アメリカでも餘りインチキの夥しいのに最近ではかなり嚴しい制限規定が設けられてゐる。

◇：ところが昭和十三年春景氣の期待外れにU・S スチールが從來額面百ドルだつた株式を、七十五ドルで新株を募集することとなつた。不況にスチール株五十二、三ドルの時價にみて右の如くノン・パー七十五ドルと決定されたものとみられる。

## ハ行

### バーターシステム

◇：物々交換制度 (Barter System) と  
いふと経済原論では

遠い昔の話になつてゐるが、近年の國際貿易の上にこれが提唱され、實行され出したから面白い。直接の原因は爲替の動搖と貿易の萎縮にある。

◇：要するに貨幣價值の動搖が國際經濟を非常に混亂させるので、一層のこと價格計算をやめてたとへば棉花何ピクルにつき綿布何ヤードとか、コーヒー何ポンドにつき石炭何トンといった具合にぢかに商品の交換割合を決

めて貿易を続けようといふのである。曾てドイツがアルゼンチンとやつたことがあるし、大戦中日米間に行はれた船鐵交換なんかもこれだし、日印間の綿布、棉花の輸出入協定もバーター的な色彩を帯びてゐる。

◇：またこの頃はある國に對し商品を買つつけるばかりでその國のものを買はないと代金の支拂停止などをやられる危険が多いので、多少無理をしてもその國の物を買つて、輸出の均衡をはかり、正貨の授受を少くするといふ遣り方も、貿易全體から見ても、物々交換に近いのでバーター・システムといはれる。

### バーレル

◇：メリケン粉、ウ  
ドン粉或は小麦粉と

いろいろに呼ばれてゐる製粉は小規模な自家工程のものもあるが、普通商品化されてゐるものは、大製粉會社の製造にかゝるものである。

◇：バーレルといふのはこの製粉工場における生産能力の單位を現す言葉で、一晝夜に一石の小麦を製粉する能力を一バーレルと稱し一石の小麦からは四袋(一袋は五貫九百二十匁)の小麥粉がとれる。

◇：製品となつた小麦粉の相場は一袋を單位に表示されるが取引單位は普通千袋で五百袋の場合もあるし、また地方によつて一車(貨車一臺、十トン車一車には四百四十五袋が積まれる)單位で、取引されることもある。

(バーレー)

◇：原料小麦は内地物は一石建、または百斤建て外國小麦も内地取引には百斤建が採用されてゐる。米國、カナダ等の主要産國の市場取引の單位は一ブツシエル(二〇・一三八升強)で何十何セントで表示され、内地へ輸入の場合は、三三三・三三三ブツシエルを一米トンとして、採算の便をはかつてゐる。

### バイイング・シンジケート

◇：發行會社が一べんに澤山の社債を出したいが市場ではとても一時に消化出来ない、といった場合に、米國邊りではこんな方法がある。數軒の金融業者がシンジケートを作つて引受け、全部をシンジケートで手持ちし市場情勢の好轉を待

つて分割して賣出すのだ。

◇：それだけの社債を發行會社から買取るわけだから、このシンジケートをバイイング・シンジケート (Buying Syndicate) といふ。市場に賣出す時には、日本の下引受業者の團體に相應する證券業者の團體の手に委ねる。これをセリング・シンジケート (Selling Syndicate) といふ。

◇：バイイング・シンジケートは社債發行の時に引受手数料を百ドルにつき五ドルなら五ドルとる。假に五千萬ドル引受ければ手数料五ドルとしその總額が二百五十萬ドルだから發行會社には、四千七百五十萬ドル渡せばよい。賣る時には五千萬ドル、時にはプレミアム

ム付で賣るから安く買つて高く賣るわけだ。  
◇：しかし引受けた後で金利が上れば高く賣れるどころか投賣か、背負込みかの羽目になる。一種の思惑的商賣といはねばならない。昭和十年、東京市がこれに似た社債法を興銀に要求したことがあるが、勿論拒絶されてしまった。

### ハイ・ドラフト

◇：綿絲の製造工程の大部分を占めるのは棉の纖維を揃へ幾本かを引伸ばし、これを何回か繰返して絲の形にする工程である。引き伸ばすこと、これをドラフト (Draft) 即ち展伸と呼んでゐるが、舊式のドラフトによると粗紡工程 (紐狀の棉を細くする工程) は

始紡、間紡、練紡といふ三つの工程を経なければならぬ。

◇：しかるにハイ・ドラフト即ち高度展伸制を採用する場合は粗紡工程中の間紡或ひは練紡を省略して始紡乃至間紡から精紡工程へ移ることができる。廿番手の綿絲を例にあげると従來の方法では始紡〇・七番手、間紡一・八番手、練紡四・五番手といふ具合に細くなり精紡工程で廿番手となるのだがハイ・ドラフトでは〇・七番手または一・八番手のものを一氣に廿番手に引き伸ばすことができる。

◇：ハイ・ドラフト化するには舊式の精紡機ならローラーを改良すればいゝし新しい機械は勿論全部がハイ・ドラフトである。これに

よつて生産費の低下をはかると同時に工場内のスペースも節約できるので特に深夜業廢止以來各紡績會社は競つてハイ・ドラフト化してきてゐる。

### 八・一禁令

(ハチイチキンレイ)

◇：戦時國民生活の消費面は九・一八のストツプ令、七・七禁止令などを中心としていよく戦時體制に向つて統制が強化されつゝあるが、一方享樂面は依然として自肅の色もなく華街、娛樂場は却つて未曾有の活況を呈してゐるので、警視廳保安部では、昭和十五年八月一日からこの時局を忘却した帝都享樂面の取締刷新を斷行することとなつたので、これが取締規則を八・

一禁令といふやうになつた。

◇：その骨子は次の如きものであつて、社會風教の大刷新を断行し時局認識の強化に資することとなつたものである。

一、市内八ヶ所のダンスホールに三ヶ月の猶豫期間附で閉鎖を命ずる、二、カフェー、バーの従業員の定員を縮小せしめる、三、風教上注意を要する普通飲食店の取締強化、四、待合や藝妓屋の營業廣告の廢止、五、藝妓と客との同伴外出の禁止、六、高級料理店の贅澤料理制限、七、遊戯場開場時刻の制限。

### 掃立數量

(ハキタテスウリヤウ)

◇：蠶の掃立は普通春、夏、秋三度であるが

夏と秋はダラ／＼に掃立が行はれるので、農

林省ではこれを一まとめに夏秋蠶、春蠶と別にその掃立數量の豫想を發表してゐる。

◇：掃立數量は數年前までは蠶種即ち種紙に精圓形の卵を産みつけさせた廿八蛾付を一枚としてゐた關係から枚を單位としたものであるが、現在はベタ／＼に卵を産みつけさせた平付けまたは袋入とした純卵量何グラムが取引の單位となるやうになつた。舊來の枚に換算するには九グラム三七五を一枚とすればよい。

◇：農林省發表の昭和十三年に於ける春蠶掃立實數は六六、二九五、七四六グラム、夏秋蠶は七七、一三〇、五三五グラム合計一四三

四二六、二八一グラムである。なほ蠶種九グラム三七五、即ち一枚當りの收繭量は區々であるが、平均して春蠶は生で五貫二、三百匁夏秋蠶で四貫五百匁見當が普通とされてゐる。

### 發電用ダム

(ハツデンヨウダム)

◇：水力發電所は初めは水路式のものが多く、水の流れに沿つて發電所を建て、その水を引入れて發電してゐた。然しそれでは冬の渇水時や晴雨の關係で發電力が鈍る。そこで貯水池を作りこれによつて發電力を調節することになつた。これが所謂ダム式發電所で、今ではほとんどこの式が用ひられてゐる。

◇：貯水池には人工のものもあるが天然に存在してゐる便利なものもある。東電の猪苗代湖などこの天然貯水池の尤なるもので、東電は多期渇水期用に、この恩恵をうける事大である。

### 初繭取引

(ハツマユトリヒキ)

◇：わが國は各地方で例外なしに養蠶が行はれてゐるから繭の出來ないところはないといつてもよい。氣候の關係で出廻り期から行くと九州と北海道では同じ春蠶でも一ヶ月以上の差があり、また鹿児島、宮崎、高知縣等の一部地方は、そのうちでも一番早く繭が出る。

◇：しかし出廻り高も多く各地から買入の製絲家が多く集り、繭が商品としてのその年の

標準取引の出来るのは静岡縣沼津、濱松の取引で、この沼津濱松兩市場が開始第一日の取引を普通の初商取引といつてゐる。

◇：數年前までは沼津から更に南に寄つた伊豆の松崎がこの初商取引の標準をなして來たものだが、出廻り期ばかり早くても出廻り數量が少いので、これを標準相場とするにはいろいろ條件に缺けるところがあつたのと、松崎地方は元來が原蠶種の製造を目的とする養蠶を主としてゐた關係から、初取引を沼津市場に譲つたので、沼津が一時初商取引を獨占したが、こゝは黄繭が主で白繭の標準とはならぬのに乗じ昭和十三年から濱松が白繭で名乗りをあげ、沼津黄繭、濱松白繭の兩初取引

が時を同じくして開始されるやうになつた。  
◇：しかしてこの初商取引も從來は生繭のみに限られてゐたが、十二年春繭からは乾繭取引一本となつたのである。

### 早 受 渡

(ハヤウケワタシ)

◇：東株取引所の長期清算取引(定期取引)はいはゆる先物取引であるから當限なら月末、中限なら翌月末、先限なら翌々月末でなければ株の受渡しも代金の受渡も行はれない。そこで大正十三年六月から早受渡の制度を創始し受渡期日前に賣方が賣却代金の入用を感ずる場合その品物を取引所に提供すれば取引所は賣買約定金額を手形金額として所定の受渡期の翌日を支拂日

とする先日付の約束手形を發行して賣方に交付する。この現品提供に對して發行する手形が先日手形、一名現提手形である。

◇：賣方はこれによつて金融の便を得てゐるが、一方買方が受渡期日前に品物の入手を希望するものがあれば、取引所は現に保管してゐる銘柄に限り約定代金と引換へに現品を交付する。これが所謂早受渡で、この早受渡制度は先日付手形を通じて株式、金融兩市場の關係を密にしてはゐるが、それだけ同一人が不當の思惑資金を得るためこの制度を利用する弊も認められる。

◇：これがため總發行高を東株では公稱資本金五千萬圓以下と限定し且必要に應じ同一人

(ハヤーハン)

の同一の株式提供に對する發行額を手加減する場合もある。なほこの制度は大阪、京都、名古屋、神戸市場でも行はれてゐる。

### 反 産 運 動

(ハンサンウンドウ)

◇：産業組合運動の目標は主として農村と都市間に介在する中間搾取を排除し農村經濟の向上を圖らんとするにあるため、産業組合の發展は必然的に問屋仲買、小賣商、中小商工業者等の地位を脅かすに至つた。

◇：しかも産組運動に對しては農林省が積極的に助成政策をとつてゐる。そこで全購聯や全販聯の進出から壓迫されてゐる肥料商、穀商、農村醫療利用組合の發展により脅威を受

けてゐる醫師會、産業組合のゴム靴自己生産により打撃を受けたゴム靴製造工業者等々の中小商工業者はこのまゝで進めば没落の外なしとして政府に對し、産業組合に對する保護助長政策を停止せよとの運動を起すに至つた。その理由とする所は、いやしくも施政の方針は一視平等でなければならぬ。然るに政府が中小商工業者の没落を無視して産業組合の發展助長を圖るは怪しからぬといふのである。

◇：この産業組合に對する反對運動は商工會議所が中心となり昭和八年十一月全日本商權擁護聯盟を結成、地方に多くの支部を設けて全國的な運動となつた。

◇：農民からいへば産組運動は搾取から免れる自己防衛手段であるが、中小商工業者から見ればこれ又その存在に對する致命的問題であるから、反産の叫びをあげるのも無理からぬ所があるが昭和十二年近衛内閣が成立して以來、國內の相剋摩擦を除去するといふ看板がかゝげられてからは、兩者の對立抗争も一時程深刻でなくなつた。

### 飯米差押禁止

(ハンマイサシオサ  
ヘキンシ)

◇：農民が汗水たらして收穫した米も借金のかたにとられてしまふ。米の生産者が米を食へないといふ悲惨な事態が昭和八、九年の農業恐慌時代には見受けられた、今から考へる

と不思議のやうなことではあるが、かうした農民の生活權擁護のために叫ばれたのが、農家の飯米一ヶ年分差押禁止である。

◇：昭和九年の春は議會まで押しかけるといふ熾烈な農民運動を汲みとつて第六十七議會では民事訴訟法中改正法律として兩院を通過昭和十年五月一日から施行された。實施といつても要求の全部が通つたわけではない。飯米一ヶ年分の差押禁止要求が三ヶ月となつたのだが、それでも従來の一ヶ月と比べれば、二ヶ月分だけ餘計に、農民は生活を保障されたわけである。

◇：これが改正の要點即ち民訴第五百七十條第一項第二號中「一ヶ月」を「三ヶ月」と改

(ハンバーン)

むであるが、更に同條の二として差押により農家が非常な窮迫状態に陥る惧れある場合には、裁判所は債務者の申立により先の規定によるの外必要なる限度において差押の出來ない財産を定むることが出來るといふ條項が附加された。

◇：つまり三ヶ月以上に斟酌の餘地が與へられたわけである。これで、農民の生活が全的に保障されたとはいへないが、差押に對する消極的な効果だけはあげうるだらう。

### ビール販賣組織

(ビールハンバイソ  
シキ)

◇：ビール販賣戰華やかなりし頃は三月の聲を聞くとお得意先へのサーヴァイスで消費者は

(ビール・ビス)

安いビールを飲めたものだ。ところが昭和八年六月大日本麥酒が麥酒鐵泉を合併同時にキリン麥酒とは「共販會社」を造つて仲よく手を握つてしまつた。それから越えて九年末には大日本が壽屋(カスケード)を買収、更に十年の春サクラが「共販」と協同歩調をとるに及んで、販賣分野における最高段階の統制は完全に確立されるに至つた。

◇：「共販」は資本金二百萬圓、大日本とキリンとの共同出資によるもので、販賣比率、販賣價格等の協定を重要な仕事としてゐる。  
◇：ビールがわれわれ消費者の口に入るまでにはどんな機關を経るか？ 生産會社——共販——特約店——仲卸商——小賣商——消費

者の順である、販賣價格は事變以來税金が引上げられ自然に上がつて來たが、價格の公定が行はれてゐるので一本小賣四十七錢(十五年十月)である、しかしこれではビール會社は採算が引合はない、小賣も手数料が出ないといはれ醸造制限かたぐ品廻りは甚だ不圓滑となつてゐる。

ビス絲マルチ絲

(ビスイト・マルチイト)

◇：ビスもマルチも人絹絲の種類であつて、一般品をビス絲といひ高級な特殊品をマルチ絲と呼ぶ、ビス絲に對して更に加工仕上げを行つてマルチ絲を作るのであるが海外輸出向きの人絹織物にはマルチ絲が使用され、ビス

絲は粗悪であるため國內向け織物に多く使はれる、他の纖維との混用にもこの一般的なビス絲が最も多く需要される。

◇：最高價格設定の際は、一二〇デニール、(デニールは絲の太さを示す)マルチ絲九十五圓、同じくビス絲八十八圓と決定され、兩絲とも一等品から四等品まである、最高價格は一等品であつて二等品との値開きは二圓他は一圓づつの開きがある、格差といふのがこれで、更に艶消、艶有などの別があつてそれぞれ最高値が設定されてゐる。

◇：機業家としては仕上りが見事で高値で捌け、輸出にも一番いゝマルチ絲を切望し、そのため、原絲需要は一流會社のマルチ絲に集

(ビス—ヒキ)

中して適品薄問題が起きた、協定絲の配給不圓滑もこのマルチ熱が禍してゐたので格差の變更によつてマルチ、ビスの需給均衡をはかることとなつて今日に及んでゐる。

引受手数料

(ヒキウケテスウレウ)

◇：地方債でも社債でも發行のとき引受銀行に引受手数料といふものを拂ふ。發行手数料といつても同じことだ。國債でもシンジケート引受の場合には、これを出すことになつてゐる。

◇：引受銀行ではこの受取つた手数料の大抵半分かそれ以上を下引受(證券會社)にわけてやる。下引受はまたその一部をお客に割引

として拂戻す。だから引受手数料は地方債なり社債なりを買ふ人にとつては割引であり、引受けた銀行や証券業者にとつては口銭であるのみならず賣れない場合に背負込む危険をカバーするものとなる。

◇：引受手数料の標準は大體百圓につき一圓廿五錢から一圓七十錢ぐらゐる。証券業者が直接に引受ける場合には一軒で元引受と下引受を兼ねるから、この標準より安く、七十五錢から一圓見當だ。

◇：客への割戻しはいゝ加減のもので証券業者が七十五錢とつて廿五錢の割戻しと協定しても、賣急ぐ時には七十五錢全部割戻したり自腹を切つて八十五錢出したりすることもあ

る。

### 標金相場

(ヘウキンサウバ)

◇：標金は普通にゴールド・バーといつてゐる。一標金は日本の四百八十金圓、米國の二百四十金ドルにほゞ該當する金塊で、その相場は海關金單位により、それによる上海通用のドルで建てられてゐる。

◇：二ヶ月限の取引でその最終日賣買を結了する場合には稀に現物の受渡しを見ることもあつたが、しかし多くはその中間において頻繁に轉賣買戻しをやり受渡期日の來るのをぼんやり待つてゐない。

◇：この標金取引は銀と金との比價變動の波

に乗つてその鞘を儲けようとする純然たる投機取引で、いはゆるチャイニーズ・スベキユレーターズといはれる金業交易所(標金の取引市場)所屬仲買人がさかんに活躍し、差金の授受をやつてゐる。

### 標準下體保險

(ヘウジュンカタイホケン)

◇：協榮生命再保險會社の定款によると弱體保險といふ用語は除かれ別に標準下體といふ文字が使用されてゐる。即ち、「新會社は標準下體の再保險及び保險業を營むことをもつて目的とす」と改められた。

◇：しからは新會社が目的とする標準下體保險と弱體保險とは何處か異なる點があるかとい

ふに全然同一のものであつて單に名稱を改めたに過ぎない。弱體保險といふより標準下體保險といふ方がやゝ適切であるといふのである。弱體保險とは普通の生命保險會社では契約に應じられない人々に對する生命保險の謂であるが、普通の生命保險に入れない人必ずしも不健康體ではない。

◇：例へば平素健康上危険の發生し易い職業に従事してゐる人、外科的手術によつて普通健康體に確實に復し得る人の如き普通生命保險では標準健康體外のものとして、特に保険料を引上げてとる場合もあるが、原則としては保險を拒絶する。しかし本人は決して肉體的に短命な病人ではない。



(ヒリーヒリ)

◇：そこでこれ等の人々に對する生命保険に恰も不健康者に對する生命保険の如く思はせるやうな弱體といふ文字を冠するのは、適當でないとされ、標準下體に改められたのである。

### 肥料業統制法

(ヒレウゲフトウセ  
イハフ)

◇：農産物價が昂騰しても生産費が増嵩すればその利益は相殺されて無意味となる。販賣肥料は生産費のうちでも主なるものでこれが對策樹立は重要な農村問題である。農林、商工兩省の間にこれに關し長い間論議が交はされ、漸く妥協成り重要肥料業統制法が昭和十一年十一月から實施された。

◇：その内容は(一)統制する肥料は差當り硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰とする。(二)右の肥料製造業につき許可制を採用すること。

(三)肥料製造業者をして組合を設立せしめ、製造數量の決定、組合員に對する割當。販賣價格の決定等を爲さしむ。政府はこれを監督し組合の決定に對する變更等の命令權を保有する。

◇：(四)政府は必要に應じ肥料の輸出入を制限し、或は組合に對し肥料の輸入を命じ得る(五)肥料取引業者が賣惜み、買占め等を爲し圓滑なる供給を阻害し公正なる價格を維持し難いときには必要なる命令を發しうる。(六)本法施行上の重要事項審議のため肥料業統制

委員會を設ける。

◇：これは第六十九議會に提案し議會の協賛を得たものである。

### 肥料の公定價格

(ヒレウコウテイカ  
カク)

◇：肥料の公定價格は一切農林省で決定することとなつてゐて、無機質肥料である硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰の三肥料については重要肥料業統制法に基き先づこれら肥料の製造業組合から適正な價格を申請せしめ、農林大臣が妥當と認められた場合は重要肥料業委員會に諮り答申を俟つて價格を公定する。

◇：若し農林大臣が申請價格を不當と認められた場合は、農林省で別個に適正價格を作りこれ

(ヒリーフカ)

を前記委員會に諮り公定價格を決定する、この價格は肥料年度(その年の八月より翌年の七月まで)を八月より十二月、一月より七月の二期に別ち每期更新改定することになつてゐる。

◇：この外の無機質肥料即ちトーマス燐肥、化成肥料、配合肥料等及豆粕、魚粕、菜種粕等の有機質肥料は全部肥料配給統制規則(臨時肥料配給統制法第二條に基くもの)の第十一條の規定により農林大臣及び地方長官が指定すればよいので、現在殆ど全ての肥料は公定價格が設定されてゐる。

### 不活動金勘定

(フクラツドウキン  
カンヂヤウ)

◇：不活動金勘定とは、Inactive Gold Fundのことである。一九三六年十二月から米國財務省國庫當座勘定の内に設けられた一口座である。この口座に繰入れられた金は一九三八年四月十四億ドルを算しこれは全然罐詰にされた形ちて通貨の上には何等の作用をしない。

◇：どうしてそんな勿體ないことをしておくかといふと、これは米國金政策から来たことである。要するに外國から米國へ流入して来る額の金をそのままにして置くことはこれが基で大信用インフレになるおそれがある。それを中斷しようといふ目的からであつた。

◇：即ち從來外國から流入した金の代金として財務省が出した「かね」は結局廻り廻つて

各銀行が準備銀行に法律によつて預金する以上の金を預金することになる。これを過剰準備といふが、この過剰準備の膨脹は信用インフレの母胎となるのである。そこで財務省は一九三六年十二月以來金買上は國債發行によつて得た資金をもつて賄ふこととした。

◇：簡単にいふと金に對する代金として市場に「かね」が出るが、同時に國債の發行で同額の「かね」が市場から引揚げられるから差引帳消となり取得した金は別勘定に罐詰にしてその通貨に對する機能を全然遮斷してしまつたのである。この政策は一九三八年二月一部緩和されたが、同年四月大統領は議會に教書を送り、これを解放して銀行の信用イン

フレを許し、もつて景氣振興を圖ることになつたが、米國の信用機構には容易ならぬ大變革である。

## フエンツ

◇：フエンツ (Fenit) とは綿布人絹等の端切れのことである、長さ何ヤード以下を端切れといふかは國によつて違ふ、わが國では六ヤード以上の綿布は整反といひこれに満たぬものをフエンツと稱してゐたし、英領インドも以前は八ヤード未滿のものをフエンツと規定してゐたが現在では四ヤード未滿のものとしてゐる、ところが英領インドの關稅率は第二次日印會商の結果十二年四月よりフエンツも綿布同様從量十三割五分の高率にな

つてゐる、しかも日印協定によつて綿布の對印最高輸出量は一ヶ年四億ヤードに決められてゐるがフエンツはこの數量から除外されてゐる。

◇：一方インドの消費者にすれば間に合ふものは稅率の低い従つて割安なフエンツを使へばいゝのであるし、わが國にとつてもフエンツなら限りなく輸出できるといふわけはこの輸出高が相當増加して、從來は輸出検査の不合格品を切つてフエンツとして出してゐただけだが近來は長いものを四ヤード足らずに切つてフエンツと銘を打つたりしてゐるのである、このためインドではフエンツのヤードをもつと短くする即ち四ヤードのものを三ヤード

(フカーフカ)

以下にするとか或はこの輸入税率を引き上げるとかいきまいてゐる。

### 不換紙幣

(フクワンシヘイ)

◇：紙幣は兌換法の有無によつて、兌換紙幣と不換紙幣に分たれる。兌換とはその國の本位貨、金本位國では金貨との引換を意味し、我國の紙幣は兌換銀行券といつて、札の上に「此券引換に金貨△圓相渡可申候」とちやんと書いてあるから、形式上は兌換紙幣だが、金輸出禁止で金兌換を停止したので事實上不換紙幣であり、昭和六年十二月兌換銀行條例を停止したから、法律上にも不換紙幣だ。

◇：我國の紙幣も、英國、米國の紙幣も初め

は兌換紙幣だつたのが、途中から金本位停止のため不換紙幣となつたもので、今はまさに不換紙幣時代だが、發行當時から兌換準備がなく發行された生れ乍らの不換紙幣もある。我が太政官札初め明治初年の政府紙幣はこれに屬するが、米國のグリーン・バックスなどこの仲間で、支那の法幣もこれだ。

◇：不換紙幣は政府紙幣の場合に勿論、銀行紙幣でも國家財政と密接な關係がある時は、發行額に制限があつても、イザとなれば無視されるから、無制限に發行されて反古同様になる危険がある。

◇：歐洲大戰後のマルクの慘憺なる實例はいまだに生々しい。グリーン・バックスも南北

戰爭當時の無茶な増發で物價騰貴を起し政府の信用を害して貨幣投機を生じ、公債の借替は不可能になり、整理に關して十數年の政争を引起した。

### 複關稅制度

(フククワンセイセイド)

◇：インドをはじめ英國屬領がしきりに通商條約破棄や高率關稅の設定を以つてわが商品に壓迫したので、之に對する自衛報復のため我國では、複關稅制度が提唱されたことがある。

◇：これは法律で關稅率に最高と最低の二重(乃至三重)の稅率を設けて置き通商條約を締結した國には最低率を適用するが、無條約國

(フクワツ)

には最高を以つて臨む制度で、最高を禁止的な高率にして置けば相手國を相當威嚇するこゝとが出来る。現在この制度を採つてゐるのは佛國、カナダ、濠洲等である。

◇：我が國の現行國定稅率は、單一稅制度でたゞ佛國とイタリーとの間に暫定協定稅率なるものがある。これが多數の最惠國條款を結んでゐる國々に均霑してゐるので、或る輸入品には國定、協定の二重稅率が適用せられる譯だが、これは結果において二重になつたもので、最初から重複した稅率を設けたものではないから、いはゆる複關稅制度ではない。

### 物價指數

(フツカシスウ)

◇：物價といふ場合

には、個々の商品の価格をいふのではなく、いろいろの貨物の価格を総合したもので常に複数の觀念の伴ふものである。この総合した価格の平均数を基準として算出した数字が物價指數である。通常或る年(又は月)の物價の平均数を基準としてこれを100とし、次に比較すべき年(又は月)の平均数をこれと對照して、その割合を求めらる。

◇：わが國の物價指數調査は日本銀行、東京商工會議所、商工省等各所にあるが權威のあるものは日本銀行のもので、これが一般に使はれてゐる。これには卸賣物價と、小賣物價の兩者がある。前者は明治卅三年十月を基準(100)とし従來は五十六品種の各月平均を

とつたもの。後者は大正三年七月基準で品目は百種である。

◇：しかるに、日銀では昭和十一年十二月から新たに卸賣物價指數を百十品目に擴大し、従來の算術平均による指數の算出方法を變更して評量算術平均式より算出、これを在來の指數に接續してゐる。しかしてこの百十品目は新たに採用したものの五十品、従來採用品目分割(例へば棉花を米棉と印棉に分割するが如き)したものの十一品、削除したものの七品目となつてゐる。

◇：しかして改正された評量算術平均式による評量値は、大體各品目の取引價格に基づいてこれを決定するが、當該採用品目のみでな

く、廣く總ての商品につきその取引價格の商品類別割合を算出したものと大體一致するやうに按排してある。

### 物價對策審議會

(ブツカタイサクシ  
ンギクワイ)

◇：物價對策審議會は、中央物價委員會に代るものとして、誕生した。中央物價委員會は戰時物價政策の樹立を目的として商工省に設置され、十四年春池田成彬氏を會長とし大改組を行ひ「物價統制大綱」等物價政策に一巨足をのこしたが、昭和十四年秋阿部内閣の物價政策に對する失策から、同委員會内部から物價政策機關を改變確立する要求が叫ばれ、同年暮阿部内閣と、中央物價委員會との懇談

會で、新機關の設立が決定された。

◇：この決定に基いて、米内内閣が設置した物價政策の新機關が、物價對策審議會と價格形成中央委員會である。物價對策審議會は、十五年三月末官制が公布され、四月一日に米内會長の下に委員として政府側から、櫻内藏相、島田農相、藤原商相、勝遞相、小磯拓相、吉田厚相、石渡書記官長、竹内企畫院總裁、民間側から、池田成彬氏、郷誠之助男、結城豊太郎氏、平生鈺三郎氏、井坂孝氏、石黒忠篤氏、小倉正恒氏、賀屋興宣氏、下村宏氏、小川郷太郎氏、堀切善兵衛氏、大口喜六氏が委員に任命され、同五日第一回會合を開いた。

(ブツ—ブツ)

◇：物價對策審議會は、物價政策樹立の最高機關である。従つて、從來の中央物價委員會において制定してゐた公定價格の決定などには一切手を觸れず、物價政策の根本方針、生活必需品並に重要物資に對する物價的見地からの對策等を審議するもので戰時經濟の最高中樞機關として、重要な任務をはたすことになつてゐる。

### 物資動員計畫

(ブツシドウキンケイクラク)

◇：支那事變が長期戰態勢をとるに至り、わが國としては作戰の戰果ををさめ勝利を期するためには武力は勿論經濟戰に備へる戰時體制を整へ國家總力を戰爭目的貫徹に注がなく

てはならない、これがため必需物資の供給を確保して需給を計畫化することが必要であるこれに基いて實施されてゐるのが、物資動員計畫——いはゆる物動計畫——である。

◇：この物資動員計畫によつて動員對象の主要品が指定せられ、これらの生産力を擴充する一方、不要不急品に對しては使用制限乃至禁止或は代用品を強制して消費節約をはかりまた廢品の回收利用等の徹底を期すると共に物價の公定制度をとり、これが取締規則を設け輸出を増進して軍需品の輸入確保をはかる一方、輸出力を維持するために輸出用原料等を優先的にすること、その他輸入、配給のためこれら關係機構の整備改善等の諸對策が講

ぜられてゐる。

◇：その一方轉失業者の救濟、貯蓄の普及、國民生活の改善、勞働力の充實のためにも種々の施設がなされてゐるが、要するにその目標とするところは軍需資材の供給を確保し國民生活の最低限を維持して武力戰においてもまた經濟戰においても絶對的の勝利を得るにあるのだから、これに對する國民の協力が最も重要なのである。

### 不定時電力

(フテイシデンリヨク)

◇：不定時電力とは、供給者たる電力會社がその電氣の餘つた時に賣る電氣である。これに反し普通に需要者が要求する通りのきまつ

た電氣を需給契約の目的とするものが定時電力である。同じく觸ればびりツと來る電氣でありながら、不定時は需要者に不便であるため、キロ時三、四厘からあり定時電力は二錢を超えるものも多い。

◇：全部定時電力に出來れば電力會社にも事業者にも非常に便利である。が、水火力併用の現在でも、なほ水力に多く依存する電力事業には夏の豐水時に電氣が餘り、冬の渇水時には不足する。それを火力で補つたり貯水池で補つたりするが、如何に調整しても電力を全部定時化する事は困難である。またひと頃のやうに發電設備が必要に超過してゐる際にも、この不定時電力が取引される。

(フテーフテ)

◇：古いことだが東電に例をとつてみると昭和十三年四月現在百十萬キロの全販賣電力の内約十二萬キロがこの不定時の安い電力として昭和肥料と鐵道省に供給されてゐた。

### 不動産金利

(フドウサンキンリ)

◇：一口に不動産金

利といつてもいろいろあるが、それは金融機關の性質によりまた投資する資金の性質により異なる。金融機關による相違は結局その原價によるが、それは(一)資金獲得方法として債券の利率諸費用(二)銀行の諸経費(三)危険率(四)利潤率等によるわけが例である。

◇：投資對象としては(一)田畑(二)宅地建物

(三)財團等が主なものであるが利率は必ずしも一定してゐない。たゞ不動産金利統制の立場から不動産銀行は毎期大藏省の認可により最高認可率を發表し、それ以下といふことになつてゐる。そこに認可率と實行率の相違が出て来る。

◇：しかして投資對象の差異から田畑を中心とする農村貸付金利の方が宅地建物を中心とする市街地貸付金利よりも高い、勸銀では昭和十一年四月に既往貸付利率の全面的大幅利下げを斷行し田畑貸付は五分六厘とした。農村金利を大幅に引下げたのは勿論これにより農村の金利負擔を軽減せしめんとするにあるのだが、今日の農業利潤は一般的にまづ四分

見當であるから大幅利下げとはいへ農家にとつてはまだ逆轉、折角金を借りても引合はぬわけである。その他勸銀の不動産金利として市街地の土地建物は六分乃至六分二厘、農村の土地建物は六分二厘乃至六分五厘となつてをり、更に工場財團抵當金利は五分八厘より六分五厘見當である。

### 不動産融資

(フドウサンユウシ)

◇：このごろでこそ

地方銀行界も落着いてゐるが二、三年まへまではひつきりなしに破綻休業が続いた。その原因はきまつて「不動産貸付の焦げつき」とある。つまり田畑、山林、宅地、建物を擔保に融通した貸金が回収出来ない。擔保を處分

しようにも容易に買手がつかぬ。そこで預金の取り付けに遭へば直ぐ、パシヤンことになるといふ次第である。

◇：昭和七年の春、地方金融界が逼迫し、何だか銀行に對する人氣が險惡になつて來た。これはいかんとかばかり臨時議會に政府が提出したのが「不動産融資及損失補償法」である。政府は勸銀、農銀等不動産金融専門の特殊銀行をして、全國の銀行に對し、その所有または擔保に取つてある不動産を見返りに總額五億圓をかぎり預金部低利資金を融通させる。それで勸銀や農銀が損したら一億圓までは國庫で損失を補償する……これがその骨子である。つまりこれで地方銀行の不動産に焦げつ

いてゐる債権を流動化し、預金取り付けの危機にそなへしめたのである。

◇：然し其後財政インフレのお蔭で危機は去り、この法律による「不動産融資」は僅か三千萬圓程度に止まつたが、現在でも六大都市以外の地方銀行に於ける不動産擔保の貸付は總貸付の三割七分にも達してゐるので、政府は萬一に備へ上記の法律を存続させてゐる。

### 不渡手形

(フワタリテガタ)

◇：一覽拂の小切手や銀行を支拂場所に指定した爲替手形、約束手形にして満期日到来のものはその日その日に手形交換所に持出され、銀行相互間に交換決済される。

◇：ところが一應交換して持ち歸つた手形の中には偽造、變造、當座勘定不足その他の理由で銀行としてその支拂に應じ難いものもある。かうした手形にはこれを受入れた銀行がその理由を附記して、持出した銀行に返還する。これが處分されて不渡手形となるのである。

◇：この不渡手形の支拂義務者は、手形が不渡となつてから、二日間の猶豫期間内に手形の支拂が出来るやう、銀行に現金を振込んで不渡の取消しを求めないと、交換所規則によつて不渡處分に付せられ、向ふ三年間はその人は銀行との取引(當座取引及び新規貸出)を禁止される。中には銀行と取引がないのに

銀行を支拂場所としたり、一年のうちに、二

回も不渡を出すやうなものもあるが、これ等に對しては、猶豫期間を置かず直ちに取引停止の處分を行ふのである。

◇：なほ東京手形交換所では月々全國手形交換所不渡手形の枚數及び金額を集計して發表するが、手形交換高の増減と共にこの不渡手形の消長も財界景氣、不景氣のバロメーターの一である。即ち金融が圓滑で企業のプロメーターが多い時代には不渡手形は自ら減ずるが、金融が不圓滑で不景氣が深刻になると不渡手形は増加する。しかしこの交換所が發表する不渡手形はよく／＼手に負へないもので、偽造や變造でない限り大抵は銀行と手形の支拂義務

者との協議で揉み消されてゐる。

### プロツク經濟

(プロツクケイザイ)

◇：プロツク經濟とは強大國がその影響下の國を結束として經濟同盟を結ぶことをいふ。

◇：世界恐慌の襲來とよもに諸國は内に産業の合理化を強行し外には爲替引下げ、ダンピングを行ひ、また他國のダンピング防止のためには高率なる關稅を設定して互に猛烈な國際經濟戰を演じて來た。

◇：一方プロツク内部においては通貨の安定や特惠又は自由通商を行つて物資の有無相通をはかり相互に市場を提供するなどのことが行はれたのである、一九三二年のオツタワ協

(ブロープー)

定による大英ブロックの形成以來フアツシヨ  
・ブロック、フランス・ブロック、ダニユー  
ブ・ブロック、日滿ブロック、アメリカ・ブ  
ロツク、ソ聯ブロック等が形成されてゐる。

◇：端的に日滿經濟ブロックについていへば  
資本、商品の輸出市場、原料供給地、移民地  
としての滿洲國の日本經濟界との依存關係が  
基本となつて今日すべての經濟諸計畫が實施  
されてゐることはいふまでもない。

◇：第二次歐洲戰はブロック經濟の變質を必  
然とし、世界を四大ブロックたらしむるもの  
といはれてゐる、即ち獨伊を中心としての歐  
洲ブロック、ソ聯ブロック、アメリカブロッ  
ク、日本を盟主とする東亞ブロックがそれで

ある。

ブール平準價格

(ブールヘイシュン  
カカク)

◇：中央物價委員會が決定した「物價統制實  
施要綱」で、生産増大の要求と低物價政策の  
要求を極力合致させるために「ブール平準價  
格制」を採用することが定められ、まづ實現  
の第一歩として日本石炭會社が「ブール平準  
價格制」に基いて運營されることとなつた。

◇：「ブール」といふのは同種企業が結合し  
て供給調節、價格決定、利益の比例分配等の協  
定を行ふもので、わが國にも船會社の運賃ブ  
ール、保險ブール等があるが「ブール平準價  
格制」といふのは生産費に相當の差異があり

しかも高い生産費のものまで活用する必要が  
ある時採用されるもので、戰時經濟運行上重  
要と認められる産業で自然的條件から生産費  
に相違がある場合、内地に同種または關係品  
の生産ある輸入品で内外品の原價に相違があ  
る場合、經營規模の大小とかその他人爲的な  
條件で生産費に相當の差異ある場合等戰時經  
濟運行上に必要ありと認められれば同制度を  
採用するものである。

◇：同制度は原則として高能率のものは低能  
率のものに比して多くの利潤を認められるが  
各生産者からそれ／＼の生産費に應じた價格  
で一手に買上げるものであるから共販會社は  
それ／＼の價格で買上げたものを平均して、

(ブロープー)

一定の價格で販賣するものであつて、かくす  
ることによつて生産費の高いものも生産が樂  
に行はれ、一方價格は高低區々でなく一定さ  
れ従つてブール制度に基くものを原料とする  
産業等に對しては物價抑制の目的が極めて徹  
底することとなるのである。

プレミアム

◇：景氣の良い時は  
新設會社の株式公募

や既設會社の株式賣出しの場合、額面(または  
拂込金)超過金の多いものから順次募入割  
當を決定することが往々ある。この額面超過  
金(割増または打歩ともいふ)が一般にプレ  
ミアムと呼ばれてゐる。

◇：株式と同様公債社債でも賣出し當時その



發行價格を上廻つたものはそれだけでにプレミアムがついたわけになるが、しかし公債は額面で發行されることは絶無といつてもよいくらゐるので、通俗には發行價格よりも額面を上廻つた場合をプレミアムがついたといつてゐる。

◇：プレミアムの算定はその時の經濟諸相特に金利やその會社の前途の條件によつて左右されることはいふまでもないが、大正八、九年戦後財界好況時代には雨後の筍の如く簇出する新設會社の株式にプレミアムがつき、このプレミアム取りを目的として新會社さへ起された程であるが、一般の投資知識の發達につれてこの種の傾向がすたれ、最近の非常時

景氣の波に乗つて成立された會社などにはあまり露骨な、プレミアム稼ぎは行はれなかつた。

◇：新設會社でなく既設會社が増資の場合舊株にプレミアムがついてゐる場合は増資新株にもプレミアムがつく。その比率は新株の未拂込金徵收期の遅速によつて異なるが親株プレミアムの四乃至五掛が普通とされてゐる。

### 平價切下げ

(ヘイカキリサゲ)

◇：本位貨幣、補助貨幣ともその流通に關する成立諸條件はその國の貨幣法に規定してをり、わが國の貨幣法には本位貨幣を「純金の量目七百五十ミリグラム(二分)」をもつて價格の單位となしこれ

を圓と稱す」と規定してあつて、これによつて純金一匁が五圓といふことになつてゐる。

◇：平價の切り下げといふのはこの規定によつて圓の交換する金の純量を減らすこととかりに二分一に切り下げるならば「純金一分をもつて一圓」五分一に切り下げるならば「純金〇・四分をもつて一圓とす」といふ風に貨幣法を改正すればよい。しかしかうした本位貨幣の金純分の引下げは通貨制度並に物價の根本革命を意味するものであつて、實際の手續きは法律の改正だけでよいといつて、輕々に行ひ得るものではない。

◇：けれども不況克服の手段としての購買力の擬製、爲替を低落せしめて輸出を増進せし

(ヘイヘイ)

めようとするには、これが最も手つとり早いのでこゝ數年の間に米國、ベルギー、フランスなどは何れもこの平價切下げを行つた。わが國も貨幣法の改正はしないが、貨幣法で一匁五圓の金を産金買上法で十四圓四十三錢七厘五毛(十三年五月以來)で買つてゐるから圓も實質的に三分一程度に切下げられてゐると同様の結果にある。

### 米收豫想調査

(ベイシユウヨサウ  
テウサ)

◇：農林省では米の實收高を翌年一月廿日前後に發表するが、これに先だち二回にわたつて收穫高豫想を發表する。第一回は九月廿日現在、第二回は十月末日現在の調査で何れも

調査日から約十日後に各府縣別を三回乃至四回に分割して發表される。現行の調査方法は昭和八年より改正實施されたものである。

◇：先づ調査区内の調査員は各村につき米作農家一覽を作成し、米作地を巡回作柄を調査し、また標準地を選んでその坪刈による收穫高を調査して一反歩收穫高を見積り、別に農家毎に農林省から配布した米生産統計調査基準票に記入されたる作付反別を見積一反歩收穫高に乗じて、農家毎の見積收穫高を算出する。また各農家に配布した米生産統計調査票に記入された收穫高を前記基準票に記載の算出收穫高と参照して各農家の收穫高を審査決定の上、これを合計して調査區結果表が出來

上るのである。

◇：第一回調査當時は早場早稻米としては既に作柄も決定的であるがその後の天候如何は遅場所や中稻、晚稻の作に影響するところ大であるから第二回發表數字の増減となる。

### 平 衡 税

(ヘイカウセイ)

◇：一九三四年十月十五日支那は打ち續く銀流出に耐へかねその堡壘として銀輸出税を一割に上げたが同時に平衡税といふものを新に設定した。法令によれば「午前十一時半(同年十月廿二日以後午前十時)に發表される中央銀行の對英爲替建相場に、銀輸出税一割値を加へ、なほ前日のロンドン銀塊相場の引に比し、下鞆にある

場合、この開きを平衡税として政府は銀輸出者に課税する」といふのである。

◇：これによつてロンドン銀塊相場と上海の輸出點との開きを無くし銀流出を防止せんとしたわけだが事實は却つて滔々たる流出を招いたため支那政府は中途で妥協し一九三五年四月「新輸入銀の再輸出については平衡税を課せず」といふことにし、その後アメリカの銀買上値段が引上げられて平衡税も當然引上げられるものとみられたが政府は六・七五パーセントとずつと据置いた。

◇：一九三五年十一月新幣制發布以來再び平衡税を活用することになつたが、その後米國銀政策の轉向によつて、銀價は下落するに従

ひ平衡税も漸落した。

### 米國産業復興法

(N・R・A)

(メイコクサンゲフ

フクコウハフ)

◇：この法律は農村救済法と共に、一九三三年五月の臨時議會を通過した米國景氣回復の二大原動力である。別名「産業統制及び公共事業法」の示す如く二部門に分れてゐた。

◇：産業統制とは各産業別に規約を作らせて生産過剰を防ぎ價格の維持を圖る一方、労働時間を短縮し就職人員を増加し賃銀の改善を行ひ購買力の増大を圖らんとするもので、紡績、絹、人絹業には同年七月十七日から實施された。又公共事業とは豫算卅三億ドルで道

路、河川、港灣の新設改修等各種工事を起して失業者を救済し、購買力を増さうといふ建前であつて、海軍大擴張の如きその一つであつた。しかしこのN・R・A(ニラ)政策も一九三五年五月廿七日の大審院判決によつて覆され、今ではこの法律も骨抜きにされてゐる。

### 米國々防資材取締法

(メイコクコクパウ  
シザイトリシマリハ  
フ)

◇：ドイツの電撃的勝利は米國の朝野を震撼せしめ、ルーズヴェルト大統領は尤大な國防豫算を矢継ぎ早に議會に提出して協賛を得た一方上下兩院では期せずして陸海空三軍の近

代的裝備の急速完成のためには必要なる軍需國防資材に對し輸出許可制を布くべしとの法案が提出され、これが統合されて國防資材取締法となつて昭和十五年七月五日から實施されたのである。

◇：同法によつて第一次に大統領が指定した要許可品目はわが國にとつては工作機械がやや問題となつた程度で、比較的その表面上の立法主旨に適ふものと見られたが實施後一月を出でずして八月一日から航空機用ガソリンの西半球(米洲)向け以外の輸出禁止ならびに第一級屑鐵およびテトラ・エチール鉛の許可品目追加を實施するに及んで本法の目的が多分に對外牽制の具に供することになつたこと

とが明白にされてゐる。

### 米國ダンピング防止法

(メイコクダンピング  
ケパウシハフ)

◇：米國政府は一九三三年九月、わが國より輸入される白熱電球、ゴム底布靴にダンピング防止法の適用を發表し一九二一年制定の「アンチ・ダンピング・タリフ・パクト」の規定に準據して從來の關稅の外に特別稅を賦課した。一九二一年のダンピング防止法の要點は米國の買入價格又は輸出商の販賣價格が外國市場價格或ひは生産費よりも低廉なる場合は正常の輸入稅に加へて、その差額に等しき額の特別稅を課するといふのである。

◇：米國の電球に對する關稅は品種により從價二割乃至三割、ゴム底布靴は從價三割五分となつてをり、一九三二年の電球の輸入は約一億一千四百萬圓その九割まではわが國からの輸入で、ゴム底布靴もテニス用靴の如きは極めて多量に輸入され米品並に他國品を壓迫してゐる現状にある。

◇：しかもその何れもが極めて廉價に輸入される關係から米國業者は悲鳴を擧げ頻に政府に陳情し、政府もこれに基いてしばしば關稅公聽會を開催したり、且つ關稅局に調査を行はしめて來た結果ダンピングの事實ありと認定され、ダンピング防止法の適用を見るに至つたもので、これによりわが電球とゴム底布

靴の對米輸出は大打撃を蒙つた。

### 米穀自治管理法

(ベイコクシチクロ  
ンリハフ)

◇：外地米對策を講じないでは米穀統制の徹底を期し難いといふので、昭和九年九月に米穀對策調査會が設けられ、出來上つたのがこの法案と穀共同貯藏助成法及び米穀統制法中改正法である。従つて内外地を通じての自治的統制といつてもその實は外地米穀統制であるが、かねて農林省が抱懷してゐた案に比べれば、非常な後退を示してゐる。結局第六十七議會では米穀商を中心とする反産運動のために押し潰され流産となつた。

◇：これがため政府は衆議院の修正をその儘

鵜呑みにして六十九議會に三度目の提案をなし協賛を得て昭和十一年九月十六日から施行された、立法の骨子は大體左の通り。

◇：(一) 毎米穀年度の初めに算定して過剰米のある場合には内外地を通じて生産者の團體又は米穀取扱業者の團體をして自治的に米穀の貯藏を行はしめ(二) 米價が標準最低價格より一定の程度値上りした場合には貯藏を解除する。

◇：(三) 過剰米の統制割當は當分の間内地三五、朝鮮四三、臺灣二二の割合とす。(四) 統制機關は米穀生産者等を以て米穀統制組合を設立し販賣組合(産業組合)及び農會もこれを代行し得ることとする。

◇：(五) 右の米穀生産者團體による自治的管理をしても、なほ供給過剰となつた場合は第二次統制を行ひ生産者團體及び米穀取扱業者團體に對し一定數量を限り統制を命ずる。

### 米穀統制法

(ベイコクトウセイ  
ハフ)

◇：昭和七年の農村非常時を中心として米穀制度の根本的改革が論議され、齋藤首相を會長として大掛りな調査會を設けて漸く立案され第六十四議會の協賛を経たのが本法で、八年十一月から施行された。單なる數量價格の調節にすぎない從來の米穀法からみれば米價公定制にただけでも一進歩だともいへる。

◇：その骨子と米穀法との相違點をあげると

左の通りである。

一、公定價格を設けたこと 米穀法の基準米價(最高、最低價格)は政府が賣又は買出動に出る場合の基準であつたが、統制法ではこれを公定價格とし、その價格で取引を希望する者には政府は何時でも賣買してやり米價を常にその間に止めておかうといふ。だから米價は公定價格より上ることも下ることもないわけだ。

二、季節的出廻り調節を行ふこと 公定價格の範圍内でも米價の變動を出来るだけ少くし米價の維持を圖らうといふので道府縣管外移出數量、臺灣米移出數量を月別平均的ならしめるため、出廻り期において買入れ、出廻り

期後に賣出すこととなつてゐる。この場合政府の賣買価格は前項と違つて時價である。

三、米穀法では米穀については輸出入の常時許可制度並に關稅の増減免除に關する規定、粟については第六十三議會の改正で同法付則に輸入稅の増減免除の規定があつたが、統制法では更に粟、高粱または黍の輸入稅の増減免除が出来るやうにこれを規定してある。

### 米穀應急措置法

(ペイコクオウキフ  
ソチハフ)

◇：「米穀の應急措置に關する法律」といふのが本當の名前である、軍用に供する米の確保を目的とするもので、政府は軍用に供するために必要ある場合は米穀調節特別會計に屬す

る米穀を時價に準據して賣渡しを行ふことを得ること、また政府は支那事變に關聯して必要なる數量の米穀を保有する必要ありと認めるときは勅令の定むるところにより標準最高價格の一定割合以下なる場合に限り米穀統制委員會に諮問して米穀の買入をなし得ることを規定したもので、昭和十二年十一月から施行されて來た。

◇：ところが、本法實施後の米價は最高價格に釘付状態となつてゐた事實上最高米價の一定割合以下での買上が不可能となつたのと、その後の米穀事情はまた雜穀の買上げをも必要と認められるやうな事態となつたため第七十五議會で「米穀を時價に準據して定める價

格で買上げ得ること並に米穀以外の穀類、穀粉の買入れ賣渡しをもなし得ること」に改正し昭和十五年三月からこの改正法が運用されるやうになつた。

◇：本法は前にもいふやうに制定の趣旨は軍用米の確保にあるが、政府米の充實のためには隨時これを運用して米穀配給統制法を援くすることも出来るので、昭和十五年の政府米買上げにはこの二つの法律が運用された。

◇：なほ米穀應急措置法は、支那事變終了後一年以内にこれを廢止することとなつてはゐるが、米穀需給調節の完璧をはかるため將來本法に規定する條項が必ずや他の法律に盛り入れられることとならう。

### 米穀配給統制法

(ペイコクハイキフ  
トウセイハフ)

◇：國民の主食である米は、平、戰時を通じて需給の圓滑、價格の適正をはかることが必要であり、このため米穀統制法が施行されて來たのであるが、戰時經濟下においては、需給、價格政策の萬全を期すると共に、配給に對しても統制を加へる必要があるので制定されたのが本法である。

◇：本法の主なる内容は第一は米穀の需給を統合し、これが適正なる價格を構成するため従來の米穀取引所を廢止し、新たに半間半民の日本米穀會社を設立して全國主要地に正米取引を主とする市場を開設せしめ、一定の

規準の下に取引を行はせるやうにしたこと。

◇：第二は米穀の取扱業者の安全をはかり、且つ必要ある場合には政府の配給統制に協力せしめるために、米穀取扱業者を許可制度としたこと、第三は政府が必要と認めた場合には米穀の取扱業者に對し賣買、讓渡、使用等に關し米穀の配給統制上必要な命令をなし得ることとしたこと等である。

◇：この法律によつて従來の米穀取引所は姿を消し、日本米穀會社が誕生して米穀の配給新機構として大いに期待されたが、昭和十四年秋からの需給異變は日本米穀會社をして全くその機能を停止せしめたことは生々しい事實として記憶の新たなところである。

◇：また本法によつて政府米の充足をはかるために強制買上權が地方長官に委任されてをり、必要に應じこれを發動し得ることとなつてゐる。

### 米穀最高價格 最高販賣價格

(メイコクサイカウ  
カカク、サイカウハ  
ンバイカカク)

◇：米穀配給統制法が制定されるまで公定米價とか最高米價とかいへば米穀統制法の規定する最高價格を指してゐた。これは茨城三等米ほか廿六指定銘柄の平均價格をとつたもので家計費や一般物價を見合せて定められた、これは最高價格で民間の買受けに應ずると規定するのみで米價昂騰の際には抑壓上大して

効果が期待せられない。

◇：そこで米價の最高限を劃してこれ以上に賣れば罰則を適用せられるのが米穀配給統制法第四條に基く農林、商工省令に規定する價格でこれを最高販賣價格といふ、標準米たる茨城三等の東京における最高價格、最高販賣價格は昭和十四年産米については何れも十三圓十三錢と定められたが米價抑壓對策上最高價格は殆ど無能に近いに對し最高販賣價格に違反した者は配給統制法第四十一條二號により千圓以下の罰金に處せられ、また許可制が布かれれば同法第三條によつてその許可を取消し得る強力なもので最高價格を補強する役割をする。

◇：東京府における最高販賣價格として告示せられたものは着驛の名目的な價格で問屋が小賣商に賣る場合驛渡しならばこの名目價格に卅錢加算、一旦倉庫に入れれば更に廿錢を加へて販賣價格としてよい、日本米穀會社の現物、未着物取引の市場賣買價格は名目價格に五十錢を加へたもので倉庫渡し値段と同額であり延取引の最高限界値は更に二ヶ月間の金利倉敷料を石六十七錢と見て加算する、つまり名目價格より一圓十七錢上値となる、要するに最高價格、最高販賣價格、驛渡し、倉庫渡し、現物、未着物價格、延市場價格と七種の價格があるわけである。

(メイーベイ)

### 米棉局報

(メイメンキヨクハ  
ウ)

◇：米棉の植付反別作柄及び收穫高について地元米國では民間團體が政府の公表に先立つて豫想を發表するが、最も權威あるのは農務局の調査に基づく公報で、普通これを米棉局報といひ、綿業界注目目的となつてゐる。

◇：局報はワシントンで午前十時か十一時に發表されるが丁度ニューヨークでは十一時乃至正午に當るので後場の棉花相場にこの影響が織りこまれ一日遅れてわが國の棉花、綿絲布市場に響く。例年産棉の發表日は次の通りである。(數字は月日)

◇：五・二二前年度の植付反別修正收穫反別

及び實收高△七・八、七・一現在植付反別及び實收高△八・八、八・一現在作柄及收穫豫想七・三一現在線上高△八・二三、八・一五現在線上高△九・八、九・一現在作柄收穫八・三一現在線上高七・一以降廢棄反別割合△九・二四、九・一五現在線上高△一〇・八、一〇・一現在作柄及び收穫豫想九・三〇現在線上高△一〇・二五、一〇・一七現在線上高△一一・八、一一・一〇現在收穫豫想一〇・三一現在線上高△一一・二一、一一・一三現在線上高△一二・八、一二・一現在最終收穫豫想△一一・三〇現在線上高收穫反別及び廢棄反別割合△一二・二〇、一二・一二現在線上高△一・二三、一・一五現在線上高△三・二〇最終線

上高

### 米棉融資

(メイメンユウシ)

◇：ルーズヴェルト

政府は農民救済のため米國の最重要農産物たる棉花の價格吊上策として一九三四―五年度産の棉花に對し棉作農民と自發的な耕地縮小契約を結んだ。ところが自發的な契約なので減反を徹底することが出来ず、そのため契約農民に限つて、その棉花收穫高に對し一ポンドにつき十セントの割合で前貸をするといふ特典を與へて契約加入を奨励した。

◇：棉作者はその所有棉を新設の商品金融會社(C.C.C.)に供託して融資を受ける。間もなく融資額は一ポンドにつき十二セントに

(メイーベイ)

引上げられた。一九三四―五年度産棉はこれでどうやら二十セント内外の價格を維持したが、三五―六年度産棉に對しても十二セント融資をつゞけるか否かで米國政府は迷つた。それは當時の米棉市價が十一セント臺なのに融資額を市價より高くすれば結局外國棉と競争が困難になるといふ矛盾に陥つたからである。

◇：そこで政府は一九三五―六年度産棉に對しては、一ポンド九セントに切下を斷行したが、棉産地議員の猛烈な反對に遇つて、遂に十セント融資に改訂されそれ以後も一ポンド九セント融資が行はれて重要な役割を果してゐる。

### 平爐製鋼法

(ハイロセイカウハ  
フ)

◇：鋼を製造するには種々な方法もあるが最も多く採用されてゐるのは、平爐製鋼法である。そして何トン爐といふそのトン数は鋼の湯の一回に出す量を現したもので大體一基の爐は一日に三、四回の湯を出す。然し爐は時々休ますので一年に千回使へればまづいゝ方である。現在八幡のタルヴオツト式二百トン爐が一番大きい。

◇：元來平爐法は英人シーメンス、佛人マルチンの兩氏が別々に發明したものであるが、鋼を精鍊するには先づ千六百五十度からの高熱を出し得る爐でなければならぬので平爐

もこゝに特徴を持つてゐる。

◇：即ち多量に生産するためには反射爐を用ふる必要があつて普通に石炭を焚いたのでは高熱が出ないのでこれに空気を送るため蓄熱室を考案した。それには廢棄ガスの持つてゐる熱を煙突に逃げる前に耐久煉瓦に吸収させ、その吸収させた熱を利用して空気を攝氏八百度内外に温めるのである。一方石炭の代りに發生爐ガスを作りこれをも蓄熱室で熱することゝし高熱とガスとで反射爐内に燃やすわけである。

◇：平爐の内部は全部耐火力のある硅石煉瓦を用ふるが最も重要部分の爐床は同じ硅石粉に粘土粉で固められたものとドロマイド、マ

グネシヤ或はクローム煉瓦を用ひたものがある。前者は酸性平爐、後者は鹽基性平爐といふが酸性平爐では鋼の一番嫌ふ磷とか硫黄が除かれなためにも最も普通に使用されるのが鹽基性平爐である。

### ベンベルグ

◇：現在工業化されてゐる人絹の製法は

グキサスコース法、銅アムモニア法、錯酸纖維素法の三種類である。普通人絹といへばグキサスコース式人絹の事だが、ベンベルグは銅アムモニア法による人絹の商品名で、ドイツのベンベルグ會社の名前をとつたものである。

◇：本場はもちろんだドイツで一八九九年に今のグラント・シュトフ社がはじめてこれを製

造した。世界生産額はグキサスコース式人絹の五パーセントにも足らぬが見た眼が非常に綺麗で耐水性も強く染色も容易でありかつ細物の製造に適するといふのでグキサスコース人絹よりも値段が高く、高級品としてかなりの需要をもつてゐる。

◇：製法はグキサスコース式が木材パルプを原料とし苛性曹達、二硫化炭素、硫酸等の化學藥品を必要とするのに對し、これはリントー(棉實)のケバを脱脂精製しリントー・パルプとして酸化銅アムモニア液を加へて紡絲液をつくり、これを凝固させて紡絲し精練漂白するのである。



## 法幣

(ハフヘイ)

◇：法幣といふのは、蒋介石の札のことだといふことは今日誰でも知つてゐる、だが法幣が蒋介石の通貨と呼ぶにはお可笑な話である。それもその筈、法幣といふのは法律紙幣、つまり法律で無限に通用の出来る紙幣のことを簡単に法幣と呼ぶやうになつた慣用語だからである。

◇：そこで法幣の歴史を見ると、支那には昔から法幣がなかつたわけではないが、清國滅亡以來國內が群雄割據となつて、通貨も混亂し、將軍連は勝手にどこでも紙幣を發行して、支那には全く幾百種の紙幣が流通してゐるのだから見當のつかない混亂になつた。それ

が蒋介石の天下となり、南京政府が出来て以來段々整理される形勢にあつたが、西曆一九三五年十一月三日、突如として幣制大改革をやり、通貨の全國的統一をなし遂げた。そして政府の中央銀行と、中國銀行、農商銀行の發行する紙幣のみを法幣として無限に通用せると同時に、法幣一元の對英爲替相場を一シル二ペンス半に釘附し、從來通用してゐた銀貨を回収し、兌換は停止して札本位にしてしまつたのだが、この札がいゆる法幣である。

◇：だが、これが今度の事變に大變な影響を及ぼしてゐるといふのは、この法幣制度を作る基礎工作は、英國政府の廻し者のリースロ

スがやつたもので、これで支那にある銀を一片の紙切と交換して、その銀を英國へ搬んで英國人がしこたま儲けて、またこれを米國へ賣る操作をやり、更に蒋介石はこれで事變直前にあの貧乏國であつた支那に似合しからぬ在外正貨八億元を貯へるに至つたのである。當時日本の在外正貨はこれより遙かに少なかつた。そこで英米の手にのつた蒋介石は、日本與し安しとして、この金で武器を買入れて日本に挑戦して來たのである。

◇：だが戦争がかう永く續くと、もうその金を使ひ切つてしまつたし紙幣が政府の手で勝手に發行出来るやうになつたので、戦費に札を増發して、一時十五億元位の流通が今や

五、六十億に大インフレとなつた。斯うなると、對英一シル二ペンス半といふ相場は大暴落となり、そこへ日本軍はどしどし進撃し、北支に聯銀券、中支に華興銀行券、軍票などといふ札を發行するやうになつてから、その落勢いよ／＼急で昔のルーブル紙幣のやうに屑紙同様になるかも知れないといふ有様である。

◇：敵の通貨であるから、只になつてしまふことは結構であるが、然しこの札を支那人は新政權下の連中でも慣れてゐるのでまだ使用したがるし札の價値の下落は物價を急騰させ、良民を苦しめてゐるのでどうしても新政府はこの法幣を驅逐するため、新通貨制を確立しなければならぬ、そして目下その準備

中なのである。

### 補完税

(ホクワンセイ)

◇：讀んで字のとほり租税體系上の不備を補ふ租税のこと。租税論上の術語で、別にかういふ名前の税があるわけではない。税にはいろいろあるが雜然たる配列であつてはならない。相互に脈絡系統あり、全體として負擔が公平だとか、十分收入をあげるとか、伸縮性があるなど、いはゆる租税原則に合致するやうに組立てらるべきものである。この場合家ていへば大黒柱のやうに樞軸的な税とこれをささへる支柱的な税とが出来る、後者が補完税である。

◇：わが國税は所得税を樞軸とし、これが補

完税として収益税を設け以て收得税の體系を

整へ、更に消費税、流通税(相續税)、印紙税、登録税などを指す)を併立させて國税體系を構成してゐる。補完税たる収益税としては地租、營業税、資本利子税がある。

◇：つまり收得税を、所得税を所得税だけにとつたのでは地主や營業者の資本家など財産からの収益を得てゐる階級の負擔が勤勞者階級にくらべて軽くなりすぎるおそれがあるので、財産所得に重課して公平を圖るといふわけで、かゝる補完税を設けたのである。

### 貿易外收支

(ボウエキグワイシユウシ)

◇：一國が他の諸外國に對し支拂ふべき債務

と受取るべき債權とをある時期(普通一ケ年)を限つて對照させたものが「國際貸借」で商品の輸出入による債權、債務がそのいちばん大きな部分を占めることはいふまでもない。しかしこのほか俗に「見えざる貿易」「Invisible Trade」といふのがある。大藏省の發表する「貿易外收支」がそれだ。

◇：たとへば船會社の運賃、傭船料收入、外國投資の利子や配當、保険料收入、移民その他海外出稼人の仕送り、外來觀光客の落す金等が毎年繰返す經常的収入だが、外債を募集したり賠償金をとつたりすればドツと臨時的収入が入つて来る。支拂方も同じやうな勘定課目がある。

◇：最近の調査は判明しないが昭和十一年のわが國貿易外收支受拂勘定十六億六千六百萬圓支拂勘定十六億二千萬圓で、結局支拂超過三千六百萬圓となつてゐる。しかし貿易外收支の調査はなかなか困難で大藏省が從來關係機關を通じてやつてゐたのも資料不十分な點があつた。

### 貿易轉換

(ボウエキテングワシ)

◇：元來わが國は慢性の入超國であるが上半期は輸入が多く、下半期は反對に輸出が振ふのが恒例で、大體十、十一月に入るとわが國としては最も輸入の多い棉花の新物が出廻つて來て輸入の最盛期に向ふ。時を同じくして

羊毛も輸入期に入る。これら主要原料品の輸入が終つて大體翌年度の上半期貿易の大勢を支配することになる。

◇：下半年期に入るとこれら原料品の輸入が細つて来るに反して今度は輸出の大宗たる生絲——その年に出来た新絲が登場して棉花、羊毛に代つて下半年貿易の大勢を支配するやうになり、入超から出超、出超から入超へ轉換して行く。しかし季節にあまり左右されない綿織物、人絹織物の輸出や雜品の輸出入もあるので年々その轉換期の到來に若干の遲速はある。

◇：しかし支那事變後、政府が長期戦に堪へるため貿易の強度管理を實施し、棉花、羊毛

等原料品並に原料用製品の輸入制限を行ふやうになつたので、昭和十三年からは、この季節的特異現象が薄らいだ。

◇：またこれと、もにいはゆる日滿支協同體の建設のため圓ブロックに對する輸出が盛行してゐるので表面上の貿易統計では一年中を通じて出超を示すやうになつた。

### 包括移轉

(ハウクラツイテン)

◇：A保險會社がその有する保險契約と責任準備金を包括してB會社に移す事で、契約に對し責任準備金の影の形に添ふが如く法律上常に隨伴する仕組みになつてゐる。これはA會社の營業狀態が悪くなつて、その契約を他に移す際その被保險

者の利益を保護する目的に出たものでA會社に自殺條項(自殺條項の項参照)がある時にはその契約は該條項のないB會社に移轉され

ても依然自殺條項を付加されることになる。

◇：會社が合併される際には事實上包括移轉がその内に存する譯であつて、單に包括移轉といはれる場合は通常被移轉會社が清算されるのである。包括移轉も八千代生命が日華生命に入つた時の如く保險金を切下げた例もあるが、原則としては昭和十年九月東洋生命が帝國生命に合併されたやうに最初の會社との契約通り、そのまゝ移轉される。

◇：六十四議會で保險業法が改正され株式と相互の兩種會社が包括移轉をなし得るやうに

なつたから、小會社が苦しんでゐる現在この改正は有効に援用されるわけだ。

### 報償契約

(ハウシヤウケイヤク)

◇：報償契約とは公共事業たるガス、電氣、水道等の經營者が市町村と結ぶ双務契約で道路の利用、事業獨占の保證を代償として公納金及び買収に應ずる義務等を約束するものである。かかる契約のないうちはガス管稅、電柱稅或は道路專用料等の名の下に自治體がそれ等の事業に勝手に課税したが、それでは事業の基礎が安定しないし、また獨占を認めなければ二重設備の弊が起る。そこで大部分の市町村は當該地域の公共事業者と報償契約を

取結んでゐる。

◇：東京市と東京ガス會社との報償契約改訂は先年も問題となつたが、これは元來ガス事業法や道路法がまだ制定されない時、これに代るべきものとして明治四十四年十一月廿五日締結したのが始まりで、その契約期間は卅年となつてゐる。而して昭和十一年九月卅日の東京市會ガス事業委員總會で契約改訂に基くガス料金引下げの最後案が決定し、新市域の十熱位二圓十八錢に對し、即時十錢下げ、更に一年四ヶ月の間に九錢の値下げをするこゝとなり、昭和十二年一月一日より實施された。従つて十三年四月一日からは新舊市域とも十熱位一圓九十九錢となり、メートルは使

用料二錢下げの月十三錢となつた。

◇：報償契約も時にその満了期に起り勝ちな買收問題で無効の訴へをされる。函館水電(現在の帝國電力)が函館市とイガミ合つて訴訟で争つた時もこの有効か無効かの論争は幾度か繰返され、結局示談でケリがつき法律論は結末をつけられずに終つたものゝ、折角長い間遵奉されたものを今更無効とは不都合な話に聞えるが、法律論としては寧ろ無効説が有力である。

### 保證準備、 限外發行

を發行する場合にそれと同額の正貨準備を要

(ホシヨウジユンビ

ゲンゲロイハツカウ)

◇：日本銀行が紙幣

するがこの外にも公債や優良な手形を準備として廿二億圓を限度に紙幣を發行することが出来る、これを保證準備といふ。さてしからば日本銀行はこの正貨準備プラス保證準備の限度以上に紙幣の發行が不可能かといふとさうでなく、理論的には無限に發行することが出来る。この限度外の發行が制限外發行(限外發行)である。

◇：保證準備は保證發行制度が採用されて今日まで五回にわたつて擴張されてゐる、明治廿三年五月七千萬圓から八千五百萬圓に、明治卅二年三月一億二千萬圓に、昭和七年六月十億圓に、同十三年四月十七億圓に、同十四年四月廿二億圓となつて今日に至つてゐるも

のだが、いま日銀の正貨準備が五億百萬圓餘であるから、この保證準備と合せて廿七億百萬圓を突破すれば限外發行となるわけだ。

◇：最近紙幣(日銀兌換券)の膨脹は急テンポに進み昭和十四年末には卅六億圓を示現しその後も卅億圓を見せてゐるので常にこの限外發行を續けてゐるのである。日銀はこの限外發行が十五日間以上となれば政府に年三分の税金を納めることになつてゐる。

◇：この保證發行制度なるものは發券制度上の意味からすれば限外發行が出る場合は財界が投機熱にかきされてゐるとかインフレの悪化症状を物語るものとして財界には「赤信號」を掲げることになり、金融政策に手加減

(ボウ——ボウ)

をし事態の處置をなすべき必要が叫ばれるやうになる。

### 紡績片番制

(パウセキカタバン  
セイ)

◇：わが紡績界は現在綿糸生産量の割當が實施されてゐるが十二年までは相當高率な操業短縮を行つてゐながら、他方各社は競つて紡績の増設に努めるので据付鍾數は年々増加する一方で、昭和十三年三月末現在紡績聯合會加盟各社總鍾數は、一二・二三四千鍾に達した。

◇：しかるに實際に當時運轉されてゐたのは全部でなく残りは殆ど全部操短のため封緘されてゐる譯である。もし内外の需要が不振を

續けるならば、更に高率の操短を必要とする。

◇：近年はずつと二、三割の休鍾を續けてゐたがこの上更に相當休鍾を必要とするとなれば、午前五時から午後十一時まで十八時間就業を運番、早番に分けてゐる現在の二部交代制度を交代なしの十一時間就業にし、その代り紡績を全部運轉させようといふ考へが起つて来る。これが片番制度であるが現在は一部に行はれてゐるに過ぎない。

◇：一部の機械を長時間働かせるがよいか全機械を動員して短時間運轉するが得策か、或る限度以上の高率操短となれば片番にするが有利なことは確かだが、その限度は果して何處に見定むべきか、これが問題である。

### 紡績手形

(パウセキテカタ)

◇：これは紡績會社が棉花の輸入商即ち棉花會社から棉花を買つた代金の支拂ひとして、棉花會社に對し棉花到着後卅日若しくは六十日の支拂期限を附した手形を渡すのである。これを金融市場では紡績手形といつてゐる。紡績會社自身は原産地で棉花の買付けはやらす、何れも棉花會社を通ずるのであつて、棉花會社は、紡績會社の注文によつて買付けることもあれば思惑によつて買ふこともある。

◇：何れにするも紡績會社は棉花會社に代金を支拂ふのであつて、この場合勿論現金で支拂つていゝのであるが多くは前記のやうに紡

績手形によるのである。一流の紡績手形は最も確實な放資物件とされ何時でも日本銀行は再割引をするのであつて、この手形の割引歩合は普通の商業手形に比べて一、二厘安いのを普通とする。

### 紡績聯合會

(パウセキレンガフ  
クワイ)

◇：大日本紡績聯合會はわが國の紡績會社七十四社全社を正會員として他に綿糸布輸出商、棉花商を準會員とするわが國で最典型的かつ有力なるカルテルであり、明治廿一年結成、加盟各社の据付鍾數は昭和十三年三月末現在で千二百廿三萬四千鍾に上り全國總鍾數の九割九分九厘を占めてゐる。

(ホー——ボウ)

◇：聯合會の事業は廣汎、多様であるが委員の常務は大體次の四部にわけられる。

第一部 綿業統計作成、各種の調査、他團體に對する交渉

第二部 綿絲需給調節(操短)印棉積取契約、

印棉運賃割戻、綿絲規格検査、棉花商との紛

議仲裁及び棉花品質裁定、支那棉水氣検査、

日滿棉花協會その他棉花栽培

第三部 各種の輸出及び生産組合に關する事

項

第四部 在東京諸官廳並に諸團體に對する交

渉

◇：聯合會の決議機關は十二會社よりなる委員會であるが、委員會社の中からさらに委員

長一名、常任委員若干名、監事一名を互選する。委員長並に常任委員が前記四部の常務を統轄してゐる。

### 暴利行爲等取締規則

(ホウリカウキトウ トリシマリキソク)

◇：大正六年九月暴

利行爲取締のため「暴利を得るを目的とする物品の賣買取締に關する件」といふ農商務省令が發布されたのが最初であつて一般に暴利取締令と呼ばれて來たが支那事變以來四回に互り改正が行はれ標題のやうに「暴利行爲等取締規則」と名が改められた。

◇：この法令に規定してある主なる點をあげると、何人といへども暴利を得て物品を販賣

し得ない、暴利を得る目的をもつて物品の買占、賣惜をなし又は不當の報酬を得て物品賣買の媒介をなすことを得ないこと。

◇：販賣業者は物品の價格を公定價格、協定價格、停止價格、許可價格、新製品、等その價格の性質を一見してわかるやうにその物品に公示を要すること、また物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容積、重量、數量等の表示をなすことを規定し規格外品の販賣を一掃するやうにとめてゐること、主務大臣又は地方長官が必要と認むるときは物品販賣業者に對し業務上の報告をなさしむることを得ること、等である。

◇：そしてこれに違反した場合暴利行爲の場

(ホウ——ホウ)

合は三月以下の懲役、百圓以下の罰金、價格表示に背いた場合は拘留又は科料に處せられることとなつてゐる。

### ボ——メ

◇：ガソリンの賣買に當つてはボ—メが

いくらだといふことをよく聞く。これは石油一般にいられることだが、大體油の品位を示すもので比重の度合である。

◇：だから精製油の買付け値段の標準となるのが即ちボ—メ度合となるので例へば同じガソリンにしてもボ—メ度如何によつて値段が異つて來るわけ。但し原油賣買の時は比重の程度と揮發油分の含有量で決められる。

◇：元來ボ—メはフランス人ボ—メ氏の考案

(ホウ——ホウ)

した比重計で計つた比重なので水より軽い液体の比重を測るために水と同等のものを十度とし、水より軽いものを十度以上とするから、軽くなればなるほど度数が増すやうになつてゐる。

◇：試みに石油の種類別にボーメの度合を見ると揮發油では、飛行機用が五九—七三で(自動車は五五、赤揮發油五二・五、黒貝二號は五六・四、ペガサスは五三・四、松方露油は六二)燈油は四〇—四五、輕油は二五—三四、潤滑油は一七—二三、重油は一七—四二である。

### 蓬 萊 米

(ホウライマイ)

◇：氣候風土の全然

異なる臺灣に内地種米を移植する計畫は永年苦心研究の末大正十一、二年頃漸く成功同十五年四月臺北で大日本米穀會大會開催の折に時の伊澤總督が名付け親となつてこの米を「蓬萊米」と命名した。

◇：爾來目ざましい増殖と品質向上となつたが、内地では何分割安ではあり食味のよい點からも逐年歡迎されて、實需米としてなくてはならぬものとなつた。この米は二毛作でその出廻りは一期作は内地産米の端境期たる六—九月にわたり二期作は十二月から一月にかけて出盛る。

◇：生産高の殆ど全部が内地へ向けて移出されるので一期蓬萊の出現により内地の新古米

端境の需給關係は著しく緩和され、むしろ蓬萊出廻り前の四、五月頃がいはゆる中間端境期となるに至つた。

◇：最近では南部で一期作刈取り後に自然生長する「株出し蓬萊」の生産高も廿萬石を下らず、たとひ反當り收穫は少くとも二毛作ではあり生産費も低廉だから臺灣總督府の管理下にあつてもこれが農家經濟を助けてゐる點は大きい。

### ホールデイング・カンパニー

◇：ホールデイング・カンパニーは日本語では持株會社と

譯してゐる。最近日本にもこの種の會社が續出してゐる。三井合名(昭和十五年九月物産

(ホ——ホ)

に合併された)三菱社、住友本社、安田保善社など名こそちがへその代表的なもので東電證券、東邦證券、大同土地のやうな電力會社から三製紙合同で出來た關係會社株を持つ王子證券の如き何れもこの種の會社の例である。

◇：即ち廣義にいふと他の會社の株を所有する一切の會社を總稱するのであるが嚴格な意味でいふと他の會社を管理する目的を以つてその株式の全部または一部を所有する會社であつて各方面に莫大な投資を擁する財閥の參謀本部の格である。

◇：従つて投資の目的を以つて他の株式を保有する放資會社や投資會社、また金融の目的

を以つて他の會社の株式を保有する證券引受會社や金融會社は嚴格な意味のホールディング・カンパニーでない。

◇：一時脱税機關ではないかと見られたこともあるが、大資本を擁し諸種の事業に手を出す財閥や大會社はこれを統制管理する機關が當然必要なわけで、ホールディング・カンパニー自身は經營に當らないが、指揮に當る。

### 保 税 倉 庫

(ホセイサウコ)

◇：輸入貨物を關稅未納のまま長く保藏しておくのが保税倉庫である、ひとまづこれに入れておいて商機到來してから内地に輸入も出来る(この場合勿論輸入税を拂ふ)が、主にそのまま海外に積

戻して再輸出をやるのがこの設備の目的である。

◇：倉庫の中で貨物の改装、仕分け、手入れなどの簡單な作業はやれる、しかし進んで加工とかこれを原料とする製造等の作業をやるためには保税工場へ持込まなければならぬ。兩者を利用すればともに輸入税に煩はさるゝことなく自由に外國貨物を處理して中繼貿易もしくは加工貿易の利益をあげることが出来る仕組みである。

◇：だが關稅をのがれるために悪用されるおそれもあり貨物の出入、作業その他一切の取扱は税關長の嚴重な監督取締を受けなければならぬ。藏置中は輸入手續未済の儘にあるの

で從來これを輸入と見做さず積出して輸出と見なかつたが、昭和十年七月からそれぞれ輸入、輸出として勘定することとなつた。

### 保 税 工 場

(ホセイコウヂヤウ)

(保税倉庫の項参照)

### ホツト・マネー

(Hot money)

ふ言葉がある。ホツトとは普通「熱い」といふ意味だが「熱くてたまらぬ」から「どうにも手のつけやうのない」といふ意味になる、ホツト・マネーとはどうにも手のつけやうのないお金といふ意味、日本では聞きなれぬ言葉だ。

◇：日本には爲替管理法があつて資金の國外

流出流入は全く自由を許されてゐないが、世界の爲替を決定する英、米、佛の爲替市場では資金の動きが極めて自由である、「不安を忌む」のは資金の本能であるがフランスに不安があつたり、パリに資金をおいとい探算的に不利益であればパリにある資金は瞬く間にロンドンへうつる、ニューヨークへ逃げて行く、しかして同じ筆法でニューヨークからまたロンドン、パリへ逃避する、その動きが本能によるとはいへ實にすばしくて手のつけやうのないまでに厄介だ。

◇：低爲替政策は時代遅れとなつて今では英、米、佛、三當局とも爲替の安定に腐心してゐるが、右の如くして資金が右往左往され



たのでは一向安定が圖られない、爲替安定には何よりの痛となつてゐるのがこの短期資金の動きだ。一九三五年十月、ルーズヴェルト大統領が遂にこれをホット・マネーと呼んだのも故なしとしない。

### マ行

### マーケット・オペレーション

◇：金兌換が無制限に行はれまた金の海外輸出が自由に行はれる金本位制度の下においては通貨の價值及び數量は金の流出入による自然的作用で調節されるが一度び金の國外輸出が禁止され通貨が金を離脱してふとこの自然的調節作用は

行はれなくなる。そこで通貨の價值及び數量は人爲の方策で適當に調節せざるを得ぬこととなる。マーケット・オペレーションはこの人爲的通貨調節を行はんとする中央銀行の市場操作である。

◇：日本銀行がやつてゐるマーケット・オペレーションは同行の所有國債を銀行、信託、保險會社、證券會社等に賣却し日本銀行引受の方法で續發される赤字公債のため通貨が急激に膨脹し延いて一般購買力の増進を伴はない物價高や不健全な投機熱を激發せぬやうそして徐々に一般購買力を培養し景氣を好くするやう通貨の數量を調節することが眼目である。

◇：しかし生産的資金の需要が旺盛となつて來れば、それだけ赤字公債の賣行きが細つて來るばかりでなく、日本銀行の貸出も自然増加傾向に變つて來よう。さうなつて來れば、日本銀行のマーケット・オペレーションは、賣却一方ばかりでなく、市場の情勢によつては銀行所有の公債を買入れて市場の通貨量を調節することもある。

### 前金概算拂

(マヘキンガイサン  
バラヒ)

◇：契約品代金の内渡しを行ふことで普通の取引についても行はれるが政府が註文品に對して前金で概算拂を行ふことをいふ。

◇：わが國の會計法では「國務大臣は勅令を

以て定めたる場合に限り前金拂又は概算拂をなすことを得、但し、軍艦、兵器、彈藥若は外國より直接購入する機械圖書の代價及官公署に支拂ふべき經費を除くの外物件の製造、若は買入又は工事に付てはこの限りに在らず」とあり既に軍艦、兵器、彈藥等についてはこの前金概算拂が行はれてゐたがそれ以外のものには禁止されてゐた。

◇：ところが支那事變以來軍需物資の増加につれわが豫算は膨脹し、急速なる生産力擴充を必要とするに至つたので、軍需品充足の圓滑をはかるためには從來の前金拂、概算拂を擴張する必要があるので特例を設けて註文代金の四分三までは前金拂又は概算拂が行ひ得

るやうになつた。

◇：この制度は生産力擴充をはかる一方金融市場の操作にも極めて有効なもので、金融引締りの際にはこの種政府支拂を行ふことによつてよく調節が行はれることもある。

### 繭

(マユ)

◇：蠶が繭を造るのは大體春、夏、秋、晩秋の四期に分けることが出来る。春蠶繭が出廻るのは五月下旬から六月中下旬にかけて、夏蠶繭は七月中下旬、秋蠶繭は八月中下旬、晩秋蠶繭は九月下旬から十月上旬である。つまり繭は五月から十月まで連続的に出て来るが數量的に見れば春蠶繭は年産額の五割を占め、これに晩秋蠶繭で約三

割、秋蠶繭は一割五分、夏蠶繭は一割弱であるから通俗的には春蠶繭夏秋蠶繭とに分ける。

◇：昔は一年中繼續して繭は買はれたが一般に夏は農繁期であるのと繭質が悪いためには今ではこの季節には殆ど買はれず、春繭と晩秋繭に最も重きをおかれてゐる。

◇：繭の種類には黄繭と白繭とがある。染絲は別として純白の織物を造る場合は是非白繭を使ふ必要がある。黄繭は春繭に多く夏秋繭には少い。全産額から見れば白繭は斷然多い。

### 繭 解 舒

(マユカイジョ)

◇：繭を賣買する時に解舒が良いとか悪いとか、絲量が多いとか少いとかいふ。つまり絲をひく場合に原料繭

をほごす過程(セリシンの溶解)が解舒である。このほごれ方の難しいか易いか、製絲の作業に重大な影響を持つてゐる。従つて解舒の時間は絲質に直接關係して来るから先づ繭を買ふ時にはその繭の解舒時間と絲量を豫め調べ、繭の品質を見るわけである。

◇：だから製絲技術が年々進むにつれて解舒時間は漸次短縮されることが目立つてゐるが「全養聯」で卅三府縣につき調査したところによると春蠶で大正元年に(生絲十匁に對して)最長九十一分、最短卅四分であつたのが昭和九年では最長五十三分、最短十七分となり夏秋蠶では九年に最長七十八分、最短廿五分である。これが將來どの程度まで短縮し得

るかについては春蠶では卅五分乃至十四分、夏秋蠶では四十分乃至廿分までなるといふ結論を下してゐる。

◇：要するに解舒時間が長ければ絲量が少くなり、或は絲質が低下して絲にふしが多く出て来ることになる。

### 繭 生 産 費

(マユセイサンヒ)

◇：繭を作るのに費用はどの位かゝるかといふことは繭の値段を決める上には何の役にも立たない。繭價はその時の生絲相場を根據とする場合が最も多いから公定米價を決める時の米生産費などは全く性質を異にしてをり、繭の生産費を出すのは單に養蠶業經營合理化の上に重要な意味

をもつてゐるだけだ。

◇：全養聯が調査した昭和十二年度の春繭生産費は四十四府縣の平均では桑葉代二圓二十一錢、蠶種代二十四錢、勞賃一圓卅八錢、補溫費十七錢、諸掛十三錢、雜費卅六錢で合計一貫目當り四圓四十九錢となり夏秋繭は平均四圓五十錢となつてゐる。

◇：これを十一年度の春繭生産費三圓八十六錢と比較すると六十三錢實に一割六分強の昂騰である。十二年度は一般に繭高ブームの喧傳された年であるが、この一割六分のコスト高を考慮に入れば、その實體が何であるかおほよその見當はつかう。のみならず養蠶業はその八割までが自作農である。桑園規模に

ついでみても自作農の最高は一町四反を占めてゐるに反し、小作農はその一反にも及ばない。この簡単な數字はそれだけで喧傳されてゐる繭高ブームが農村のどの階層に吸収されてゆくかの徑路を明示してあまりあるものといへよう。

### 繭取引單位

(マエトリヒキタンキ)

◇：養蠶家から製絲家に繭が賣られる時、生繭の場合に五圓とか六圓といふのは一貫建てである。繭の取引は從來大部分生繭のままで行はれたが産繭處理統制法の施行に伴つて、十二年度より産繭の取引形態が訂正され乾繭檢定取引一本といふことになつた。製絲家が繭

問屋から乾繭を買ふ時は一石を單位としてゐる。一石は生繭で三貫目に當るから値段においては生繭が假りに六圓の場合は乾繭にして一石當り十八圓見當になる(乾燥費を含む)乾繭の取引には豊橋に取引所を設置してゐるがこゝで建つ相場は十貫建てである。即ち生繭にして卅貫に當るわけで値段も生繭六圓とすれば百八十圓程度となる。

### マラソン金融

(マラソンキンユウ)

◇：商工省が昭和八年東株に下した整理命令中には賣買取引に假託して金融を行ふ慣行いはゆる「マラソン金融」全廢の一項があり、その正體が一般から注目されたものである。

(マラーマラ)

◇：マラソン金融は取引所におけるあらゆる取引に行はれるが、中でも短期取引利用のものが最も多い。その方法は取引員が同一の株式を同一値段で同時に自分で賣り自分で買ふいはゆるバイカイをつける。

◇：取引所における賣買は相手方が多數あつて必ず當初契約を締結した相手方でその決済をつけねばならぬことはなく轉々その契約を決済する相手が移行して行くのであるからこれにつけ込んで自分で買つた分に對しては無保證の小切手を提供して受株をする。これを直ちに一方の自分の賣つた分に對して渡株してその代金に取引所の小切手をもらふ。つまり自分のカラの小切手と信用ある取引所の小

切手を引換へる。

◇：この手を毎日繰り返してゐさへすれば、取引所におけるバイカイ手数料が恰も金利の役目をつとめ、異常の値動きさへなければ最初にバイカイした株の代金だけは必ず使つて行くことが出来る。つまり走り通しに走つてをれば自分のカラの小切手が絶対に不渡になる心配がないといふので、この方法をマラソン金融と呼ばれてゐるわけだ。

### 丸鋼ベース物

(マルカウベイスモ)

◇：普通鋼材には、丸鋼、角鋼、平鋼等の品種があるが、このうち丸鋼には小形、中形、大形の區別があり、またこの各々にベース物

即ち標準物がある、小形丸鋼のベース物がいはいゆる丸鋼ベース物であつて、鋼材の代表的品種といはれてゐる。

◇：丸鋼ベース物は直径十九ミリ乃至卅二ミリのもので、この品種の鋼材が最も多く使用されるところから代表的品種として取り扱はれてゐるのである。ベース物には十二、十五、十六、十八、廿、廿二、廿四呎の定尺がありこのほかに不定尺物がある。

◇：ベース物の値段は日本鋼材販賣會社の建値によるとトン當り百八十六圓である。この値段は指定河岸着實需家渡値段であつて、販賣會社や問屋の手敷料はこの中に含まれてゐる。普通鋼材の値段を引き合ひにだすときは

丸鋼ベース物の値段を言ふ習慣になつてゐるが、これは、丸鋼ベース物の値段がわかれば他の品種の値段は大體推定されるからである。

### 満業

(マンゲフ)

◇：『満業』といふのは、満洲重工業開發會社の略稱である。『満重』はゴロが悪いし、『満工』ではなほさらをかしいといふので、満業といふことになつたのであるが、さて『満業』とは何をする會社かといへば、讀んで字の如く満洲國における重工業を開發する舊日本産業を母體として作られた會社である。

◇：満洲國は建國當時資本家入るべからず：の禁札を立ててゐたため資本の流入が行は

れず、従つて産業開發は一向進捗しなかつたが國際政治社會情勢の急迫は、満洲の地下に埋没されてゐる鐵、石炭等の天然資源を何時までもほつたらかして置くわけには行かなくなつた、そこで建國當初のイデオロギイを投げすてゝとにかく産業を開發せねばならぬといふことに一大轉換をなした。

◇：かうした満洲國の産業政策の見地から重工業部門の一手開發を日本産業會社に委すことになつたのである、そこで、日産では昭和十二年十一月本店を満洲國に移して満洲法人となし、これを母體として昭和十二年十二月一日の治外法權撤廢を契機に、満洲國政府から舊日産の資本と同額を出資して國策會社を